

松阪市景観計画



平成20年10月
平成24年4月（改定）
平成25年4月（改定）
平成26年4月（改定）
令和3年9月（改定）
令和5年4月（改定）



松 阪 市

令和5年3月27日



松阪市は、三重県のほぼ中央に位置し、東は伊勢湾、西は台高山脈により奈良県と接する広い市域を有しています。

この市域の中には、櫛田川をはじめとする豊かな水や緑に恵まれた多くの美しい自然景観、商都松阪を代表する三井家、長谷川家、小津家など豪商のまちなみや国の重要文化財にも指定されている御城番屋敷、さらには伊勢街道沿いの妻入りの美しいまち並みなど、歴史と文化に培われたまちなみが、今もなお数多く残されています。

このように本市の景観が豊かな自然や長年重ねてきた歴史や文化、土地利用により形成されており、また地域ごとに特色ある様々な景観を有しております。

平成16年の景観法制定により、平成19年に景観行政団体となった本市は、平成20年10月に景観計画を策定し、これまで本市を代表する歴史的まちなみを保全するため、平成24年に「通り本町・魚町一丁目周辺地区」、平成25年に「市場庄地区」、平成26年に「松坂城跡周辺地区」、令和3年に「中万地区」を重点地区に指定し、良好な景観を将来に渡り保全し、次世代に引き継いでいくため市民の皆さんや事業者の方々と一緒にまちづくりを進めてまいりました。

こうしたなか、計画策定から10年以上が経過し、本市を取り巻く状況の変化や新たな課題へ対応するとともに、地域ごとの特色ある景観形成をより保全・推進していくため、この度「松阪市景観計画」を改定いたしました。本計画の改定にあたりましては、さらなる質の高い郷土づくりをめざし、良好な景観形成に向けた様々な施策を盛り込んだところであります。

今後は、本計画に基づき本市の景観は市民の「共通資産」であるとの認識のもと、本計画に掲げた目指すべきまちの実現のため、市民や事業者の皆さまと協働しながら良好な景観形成に取り組む、誰もが安全で安心できる住みやすい住環境を整備してまいります。

結びに、本計画の改定にあたり、ご尽力いただきました松阪市景観審議会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆さまに心から感謝を申し上げますとともに、本市の良好な景観形成の保全・推進に向け、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年4月 松阪市長 竹上 真人

地域ごとの特色ある景観



通り本町
のまちなみ



魚町一丁目
のまちなみ



市場庄
のまちなみ



殿町
のまちなみ



中万
のまちなみ

目次

第1編 方針編	1
第1章 目的と位置づけ.....	1
1. 計画の目的.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
第2章 景観特性.....	3
1. 自然景観.....	3
2. 歴史的景観.....	4
3. 都市景観.....	5
第3章 良好な景観の形成に関する方針.....	8
1. 基本理念.....	8
2. 基本目標.....	9
3. 基本的な考え方.....	10
4. 良好な景観の形成に関する方針.....	14
第2編 施策編	37
第1章 大規模な行為の景観誘導.....	38
1. 景観計画区域.....	38
2. 景観計画区域の区分（一般地区）.....	39
3. 行為の制限に関する事項.....	40
第2章 景観形成上重要な地区における景観誘導.....	47
1. 重点地区、重点地区（候補）の位置付け.....	47
2. 重点地区(候補)における景観誘導.....	48
3. 重点地区における景観誘導.....	54
第3章 景観を構成する重要な要素の保全・整備.....	59
1. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定.....	60
2. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項.....	64
3. 景観重要公共施設の整備に関する事項.....	65
第3編 運用編	85
第1章 景観形成の推進.....	86
1. 推進方策.....	86
2. 景観法等の諸制度の活用.....	89
第2章 啓発事業の推進.....	91
1. 景観啓発事業の推進.....	91
2. 啓発事業等の取組実績.....	94

□ 参考資料	95
1. 松阪市景観条例.....	96
2. 松阪市景観審議会.....	101
3. 松阪市景観計画改正検討委員会	102
4. 松阪市景観計画改定の経過.....	103
5. 用語解説.....	104
6. 景観形成重点地区（景観形成上重要な地区）	108

第1編 方針編

第1章 目的と位置づけ

1. 計画の目的

松阪市は、三重県の中央に位置し、高見山地より連なる美しい山並みやなだらかに続く丘陵地の豊かな緑に包まれ、櫛田川、雲出川、阪内川、中村川をはじめとする清らかで美しい流れや伊勢湾の豊かな恵みなどの美しい自然環境に恵まれています。

そして、その中で育まれてきた城下町の都市構造を基盤とし、三井家、長谷川家、小津家などの豪商のたたずまいが残る中心市街地や広域的な交通軸である伊勢街道や伊勢本街道、和歌山街道、初瀬街道、奈良街道等が集まる交通の要衝として繁栄し、江戸時代には多くの参詣者で賑わいをみせた街道沿いの集落、そして本居宣長や松浦武四郎など歴史的、文化的な多様な個性が、本市の豊かな景観を形成しています。

先人から受け継いだこれらのかげがえのない市民共通の資産を守り、活用し、さらには、生活・文化・産業にさらに磨きをかけ、市民一人ひとりが、そして個々の地域が光り輝き、市民のだれもが誇りと愛着を持ち、美しさに満ちた質の高い郷土づくりをめざすことは、市民・事業者そして行政の大きな責務です。

そのためには、本市の豊かな景観は市民共通の資産であることを認識し、「誇りと美しさの継承と再生」の理念のもと、みんなでいっしょに歩む景観まちづくりをめざすことが大切です。

そこで、本市では、これらの美しく、豊かな景観を次世代に継承していくとともに、誇りある景観を新たに創造し、本市がめざす将来の都市像を実現化するため、景観法第8条の規定に基づき、市域全域を対象として、松阪市景観計画を定め運用しているところです。

このようななか、社会情勢等の変化による新時代への対応や上位・関連計画が改定されることにより、市施策との整合を図るため「松阪市景観計画」を改定します。

良好な景観の形成は、地域の皆様一人ひとりが日常生活の中で、景観への関心を持ち、身近なことから取組んでいくものであり、この景観計画の改定が、地域を見つめ直すさらなるきっかけとなり、良好な景観形成やまちづくり活動につながることを期待しています。

なお、松阪市景観計画は、松阪市景観マスタープランの内容に即して策定するものであり、良好な景観の形成に関する理念や目標、方針等は継承しています。

2. 計画の位置づけ

景観計画とは、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域の区域について、良好な景観の形成に関する計画を定めるもので、良好な景観の形成に関する方針等は、松阪市景観マスタープランの内容に基づき、定めています。

また、この景観計画を運用するため、松阪市景観条例を制定・施行するとともに、良好な景観形成の推進に資する必要な支援制度を整備していきます。

□ 松阪市景観マスタープラン

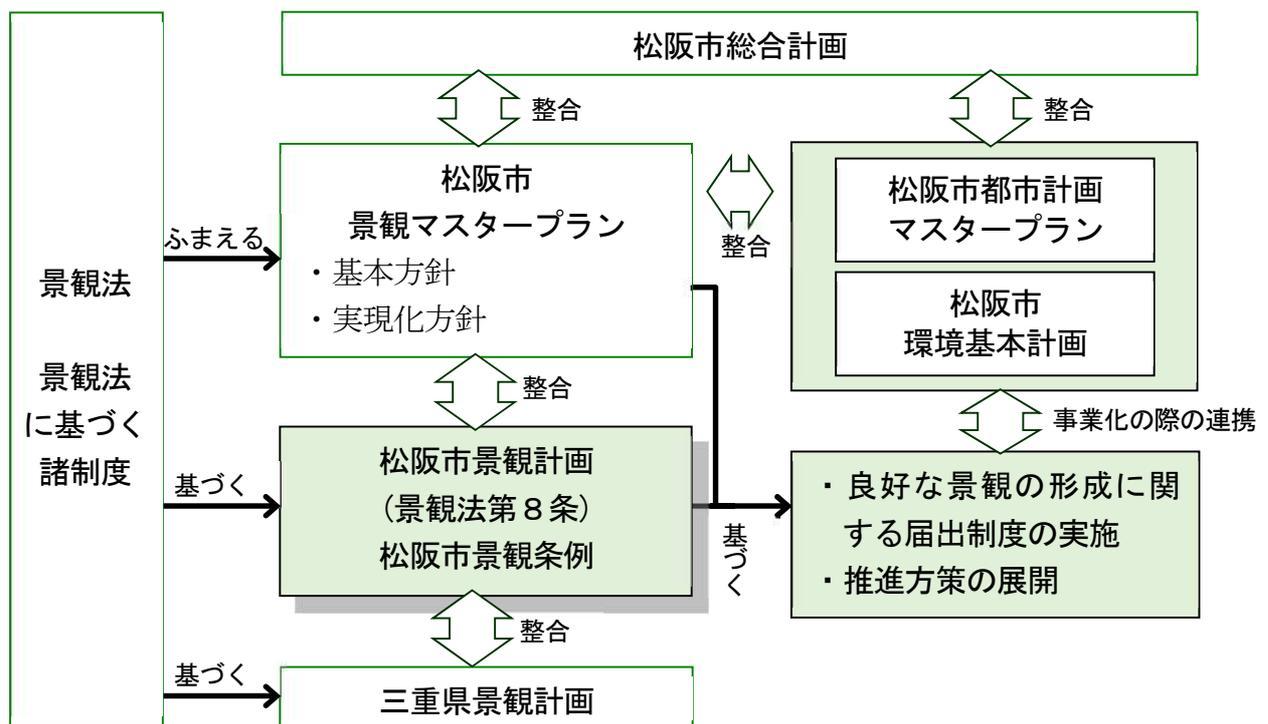
松阪市の良好な景観を次世代へ継承していくための基本理念や方針を定めたものです。

□ 松阪市景観計画

景観法第8条に基づき定める計画で、松阪市における良好な景観の形成を実現化していくため、景観マスタープランで定めた方針に基づき、必要な基準等を定めるものです。

□ 松阪市景観条例

景観法に基づく「松阪市景観計画」の運用に対して必要な事項を定めるとともに、良好な景観の形成に関する制度を定めるものです。



第2章 景観特性

1. 自然景観

(1) 山地・丘陵地

山地・丘陵地においては、松阪市の原風景を構成する山地や丘陵地の緑、古墳や山城跡などの史跡、のどかな山村集落などの景観がみられます。

また、市街地や田園地区、河川護岸、橋梁などからは、堀坂山やまつさか香肌イレブンなどの山並みへの眺望が楽しめます。



習熟度に応じた登山を楽しめる「まつさか香肌イレブン」の山並み



柚原地区の山村景観と山並み



豊かな森林景観に囲まれた飯高町森の迷岳周辺の山地等

(2) 里山地区

里山地区においては、棚田や茶畑、果樹園などがみられる里山と集落とが共存する農村景観や、集落にみられる石積みの外構、鎮守の杜、屋敷林などの景観がみられます。



里山と水田、果樹園、茶畑、石積みの外構の残る御麻生菌町上区



里山の原風景が残る大石町谷地区



嬉野森本町など里山景観が残る中村川流域

(3) 田園地区

田園地区においては、山地山麓部の扇状地や平地に広がる広大な農地と、集落にみられる家並みや屋敷林、生垣、鎮守の杜などの景観資源とが共存する景観がみられます。



伊勢寺地区の田園風景



朝見地区の田園風景と鎮守の杜



米ノ庄地区の田園風景

(4) 海・海岸

海・海岸においては、魚介類生息地を保護するために建設された石積みの突堤などが残る櫛田川河口干潟など、海岸部の干潟や自然植生、また松名瀬海岸や五主海岸の砂浜などが趣をそえる広大な伊勢湾が広がる景観がみられます。



多くの野鳥が飛来する五主海岸



松名瀬町の松名瀬海岸・吹井ノ浦地区



自然植生豊かな松名瀬町の櫛田川河口干潟と石積みの突堤

(5) 河川

河川においては、高見山地の山々などを源とする櫛田川や雲出川流域の緑や河口部の干潟、多様な植生等が残り、これらの自然環境と共存した護岸や、ランドマークとなる橋梁などの景観がみられます。



笠松町の碧川河口付近



地域のランドマークとなっている櫛田川の吊り橋(道の駅茶倉駅より)



香り高き清流櫛田川(香肌峡県立自然公園)

2. 歴史的景観

(1) 既成市街地(歴史的地区)

既成市街地においては、旧松坂城下町建設時の歴史的都市構造を基盤として、松坂城跡や殿町、魚町一丁目、通り本町、白粉町などの歴史的なまち並み、職人町の寺院群などの景観がみられます。



殿町のまち並み



魚町一丁目のまち並み



白粉町のまち並み

(2) 街道沿いの集落

街道沿いの集落においては、地区内の寺社空間や山の神などの季節行事の拠点、伊勢街道、和歌山街道、伊勢本街道などの沿道の歴史的なまち並みや歴史的建造物、常夜燈、道標などの景観資源が地区の個性を引き立てる景観がみられます。



伊勢街道、市場庄のまち並み



中万のまち並み



和歌山街道、波瀬宿のまち並み

(3) 文化的な景観を有する地区

里山や海岸周辺など、自然との関わりのなかで、人々の営みとともに培われてきた地域においては、人々の生活や生業、また、当該地域の風土により形成されてきた、日々の生活に根ざした伝統的で身近な景観がみられます。



美しい棚田風景が広がる深野地区



深蒸し煎茶の産地として茶園が広がる柳瀬新田・大溝新田地区



五主海岸沖の海苔ひび

3. 都市景観

(1) 既成市街地(現代的地区)

既成市街地においては、松阪駅や伊勢中川駅周辺などでは都市基盤の整備された賑わいのある中心商業地区の景観がみられ、また嬉野中川町、五反田町、大黒田町などでは、落ち着いたきのある居住環境が形成された景観がみられます。



平生町周辺の県道伊勢松阪線沿いのまち並み



松阪駅周辺のまち並み



嬉野中川町のまち並み

(2) 新しい住宅地

新しい住宅地においては、街路樹や敷地内緑化などによる緑豊かな住宅地や、美装化された歩道、公園などが整備され、背景となる田園景観や山並みなどへの眺望が楽しめる、潤いのある景観がみられます。



駅部田町の新しい市街地



基盤整備された緑豊かな高町の住宅地



伊勢中川駅周辺の住宅地

(3) 新しい商業地

新しい商業地においては、本市の既成市街地周辺において、アドバンスモール、パワーセンターなどの大規模な商業施設が立地し、大規模施設や駐車場などとともに、敷地内緑化や街路樹の整備などによる調和のとれた景観がみられます。



川井町の大規模な商業施設



伊勢中川駅周辺の商業施設



田村町の沿道商業地区

(4) 工業地

工業地においては、臨海部の大口工業団地、丘陵地を開発した松阪中核工業団地や伊勢自動車道・一志嬉野インターに隣接する天花寺工業団地、上川町周辺の工場地区、西野工業団地など、比較的規模の大きな施設が立地し、敷地内緑化や周囲を緑で囲まれた、落ち着いた景観がみられます。



嬉野天花寺町の天花寺工業団地



広陽町の松阪中核工業団地



大口町の大口工業団地

(5) レクリエーション地区

レクリエーション地区においては、総合運動公園や松阪農業公園ベルファーム、道の駅飯高駅や茶倉駅、森のホテル・スメール周辺など、田園地区、山間部などにおいて、周辺の自然景観と調和し、自然とふれあうことのできる魅力ある景観がみられます。



山下町の松阪市総合運動公園
スケートパーク



伊勢寺町の松阪農業公園ベル
ファーム



飯南町粥見の道の駅茶倉駅

(6) 文教地区

文教地区においては、文化施設や教育施設などとともに、敷地内緑化やゆとりある空間の確保などにより、周辺の道路や公園などと一体となった落ち着いた景観がみられます。



久保町の三重高等学校等周辺



嬉野権現前町の嬉野ふるさと会館
周辺



川井町のカネボウ跡公園(鈴の森
公園)

(7) 幹線道路等の沿道

幹線道路等の沿道においては、街路樹が整備・維持管理され、背景となる山並みや丘陵地の緑、寺社林、平地林、広がりのある田園地区への眺望が楽しめる自然と調和した潤いのある景観がみられます。



下蛸路町の国道 42 号松阪多気
バイパス沿い



野村町の県道松阪第2環状線沿い



飯高町木梶の国道 166 号奈良県
境付近

第3章 良好な景観の形成に関する方針

1. 基本理念

本市における良好な景観の形成に向けた理念は、松阪市総合計画の将来像である『ここに住んで良かった・・・ みんな大好き松阪市』や、景観法に規定されている基本理念をふまえ、市民と事業者、行政がいっしょに歩める“わかりやすさ”を大切にし、次のとおり定めます。

□ 理念

松阪市総合計画

－10年後の将来像－

ここに住んで良かった・・・
みんな大好き松阪市

－7つの政策－

- 1 輝く子どもたち
- 2 いつまでもいきいきと
- 3 活力ある産業
- 4 人も地域も頑張る力
- 5 安全・安心な生活
- 6 快適な生活
- 7 市民のための市役所

景観法

－基本理念－

- 1 国民共通の資産である。
- 2 人々の生活や経済活動等との調和により形成される。
適正な制限のもとで調和させることが必要である。
- 3 地域住民の意向を踏まえ良好な景観形成が図られなければならない。
- 4 地域間の交流の促進に大きな役割を担う。
地方公共団体、事業者及び住民により一体的な取組が必要である。
- 5 良好な景観の形成は、保全することに加え、創出することも含まれる。

基本理念

『誇りと美しさの継承と再生』

みんなでいっしょに歩む景観まちづくり



旧松坂御城番長屋
(通称:御城番屋敷)



伊勢中川駅周辺
の夜景



市場庄のまち並み



深野の棚田



高見山の霧氷

2. 基本目標

景観とは、目で観ることのできる山、海、川などの地形や寺社、商業・業務施設などの建造物、歴史的なまち並みなどであり、また、祭りや季節行事、伝説など、感じたり、聞いたりすることにより、郷土の情景を思い浮かべる契機となるものです。

また、良好な景観は、市民自ら、長い年月をかけて、地域それぞれの風土にあった、生活や生業などの積み重ねにより形成されるものです。

そして良好な景観は、市民生活にゆとりと潤いを与え、郷土愛を育み、地域の魅力づくりにつながるものとなり、先人たちの知恵や伝統を受け継ぎ、次世代を担う子どもたちの豊かな感性を育む契機となります。

このような景観の意義をふまえ、目標を次のとおり定めます。

(1) 共通目標

地域の良好な景観を考えることで地域住民の意思疎通を図り、コミュニティの活性化やまちづくり活動を始める契機とするとともに、美しい景観は、地域共通の資産であることを認識することで地域への郷土愛を育み、美しいまち並みや快適な生活環境の保全と充実を図ります。

(2) 個別目標

① 城下町や街道沿いに培われた歴史的まち並みの保全と継承

先人達がつくり上げてきた城下町や街道沿いの歴史的なまち並みなど、地域で培われてきた景観や地域の景観を特徴づける歴史的建造物を保全するとともに、このためのルールを地域住民みんなで作成し、次世代に継承します。

② 農業、林業、漁業と共に培われた集落景観の保全と継承

地域における人々の生活や営みにより築かれてきた景観や身近な文化を保全するとともに、都市と農村や山村、漁村との交流により、新たなコミュニティの形成を図り、持続性のある営みと調和した集落景観を次世代に継承します。

③ 美しい自然景観の保全と継承

山や平野、海、河川など、地域の誇りある美しい風景を保全するとともに、これらへの眺望が確保できる場所や景勝地を守り育むことにより、地域の美しい自然景観を次世代に継承します。

④ 現代の住宅地景観の保全と創造

郊外部や既成市街地周辺部の新しい住宅地を、日々の暮らしの中で愛着をもてる場となるよう、住民みんなで作成する身近なルールを定めることなどにより、ゆとりと潤いのある住宅地景観として保全するとともに、親しみの持てる暮らしの場の創造に努めます。

⑤ 活力ある産業景観の保全と創造

商業、観光、業務、工業、伝統、地場産業などの営みにより形成されてきた景観を、本市の活力を支える新たな景観として認識し保全するとともに、来訪者や交流及び定住人口の増加につながる、魅力のある新たな産業景観の創造に努めます。

⑥ 景観に配慮した公共事業や公共施設の整備

地域の景観を構成する重要な要素である道路や橋梁、公園などを、良好な景観まちづくりを先導するものとして認識し、これらの事業にあたっては、地域の景観特性に配慮するよう誘導します。

⑦ 誇りある地域の玄関口の整備

駅周辺地区や高速道路インターチェンジ、幹線道路の市境界部等を来訪者が本市の第一印象を感じる大切な場所として認識し、地域の誇れる魅力ある玄関口として再生するよう、その整備を誘導します。

3. 基本的な考え方

景観計画では、理念と目標を具体化するため、『空間』『活動』『時間』に視点をおいて、基本的な考え方を次のとおり定め、松阪らしさのある景観形成の推進に取り組んでいきます。

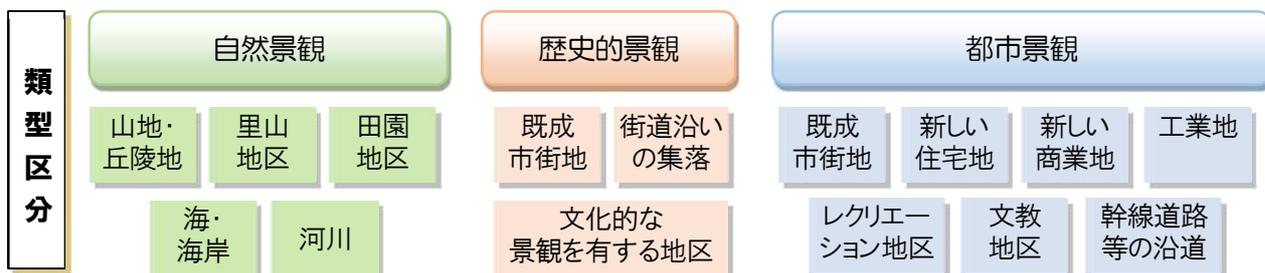
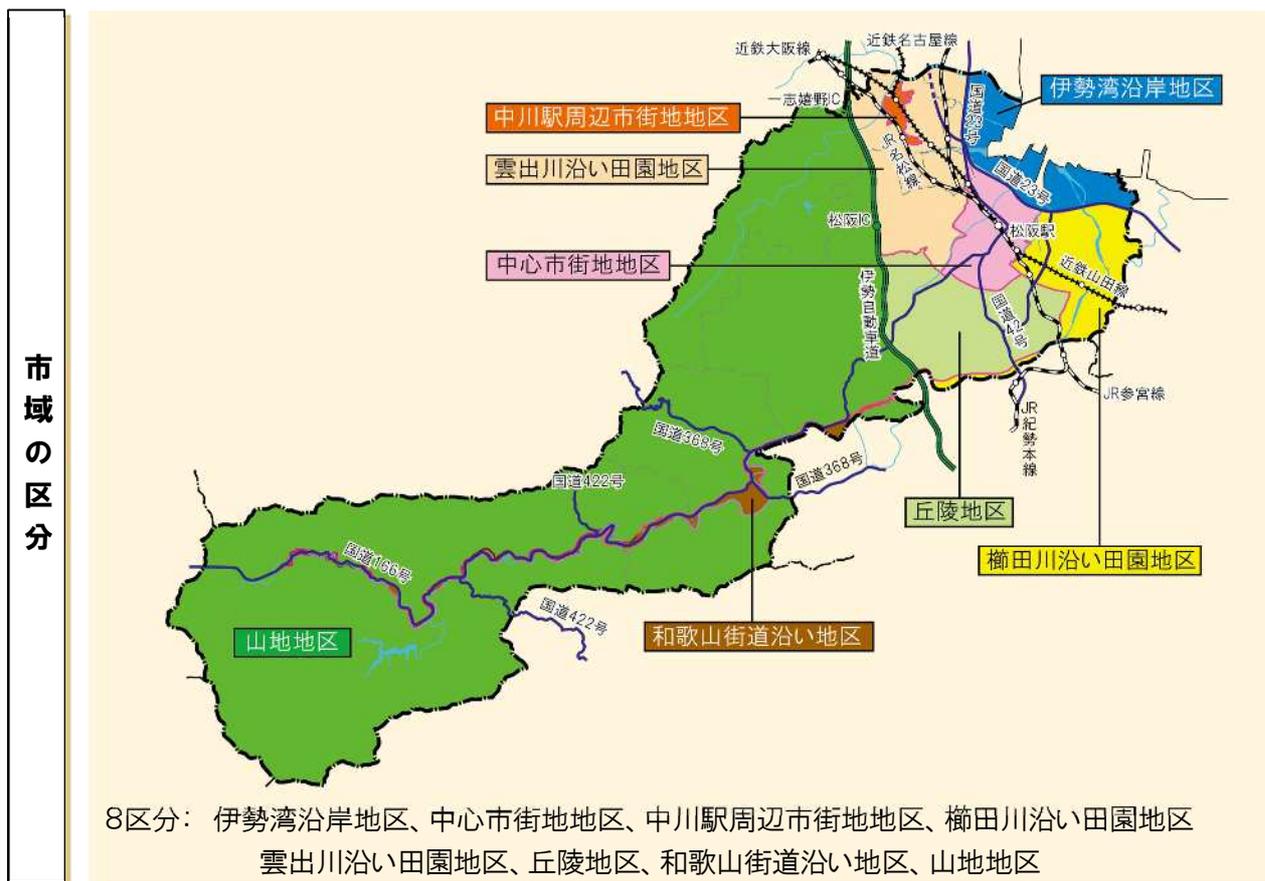
(1) 空間・・・美しい景観が快適な『空間』となること

松阪市には、高見山地や台高山脈などの山並みや緩やかな丘陵地、広大な田園地区、伊勢湾や海岸、そして松坂城下町を始め、その折々の人々が培ってきた、誇れる美しい景観が存在します。

そして、これらは美しいだけではなく、市民や来訪者のくつろぎの空間として、また、生態系が持続的に存在できる快適な空間となっています。

『空間』は、市民の美しい景観を慈しむ心や郷土愛を育むうえで、また、将来にわたり、市民にとって快適な環境となる意味でも重要です。

そこで、『空間』については、市域を8つの地区に区分するとともに、景観を自然景観、歴史的景観、都市景観の3つの類型と、さらに15の詳細な類型に区分し、良好な景観の形成に関する方針を定めます。



また、松阪市景観マスタープランで位置づけた「景観形成上重要な地区（108頁参照）」のうち、以下の指定方針に基づき抽出した地区で、多くの市民が住み良好な景観形成の効果が高いと想定される、都市計画区域内の歴史的景観及び都市景観を有する地区を優先的に重点地区（候補）として位置付けます。また都市計画区域外においても、本市を代表する景観について、重点地区（候補）としての位置づけを行っていきます。

そして、地域住民の合意が得られた地区を重点地区に指定し、よりきめの細かい良好な景観の形成に関する方針を定めます。

【景観形成上重要な地区の指定方針】

- 松阪市において地域を特徴づける景観特性を有する景観形成上重要な地区
 - ・松阪市を代表する歴史的景観を有する地区
 - ・松阪市の玄関口となる地区あるいは整った都市景観が集積している地区
 - ・松阪市を代表する美しい自然景観がみられる地区
- 市民や事業者と行政が協働により良好な景観の形成に関する活動や事業を取組む具体性のある地区
 - ・地域住民により良好な景観の形成のための取組がなされている地区
 - ・法令あるいは条例に基づき、良好な景観の形成のための措置が講じられている地区

景観ピックス

文化的な景観

日本の多様な気候風土の中で、人々は、地域の自然と関わりながら生業を立て、生活を営み、長い年月をかけてその土地ならではの特徴的な景観を築きあげてきました。

このような「自然と人々の営みによって形成された景観」を文化的な景観といいます。

例えば、山の斜面に造成され、何世代にもわたって培われてきた深野だんだん田などの「水田・畑地」の景観や、干潮時に干潟が多く現れる水深の浅い五主海岸沖などの海岸部でみられる、竹をさして網を渡し、海苔を付着させる養殖の方法「海苔ひび」などの景観がこれに該当します。



深野だんだん田



五主海岸沖の海苔ひび

(2) 活動・・・快適な空間とするための『活動』を行うこと

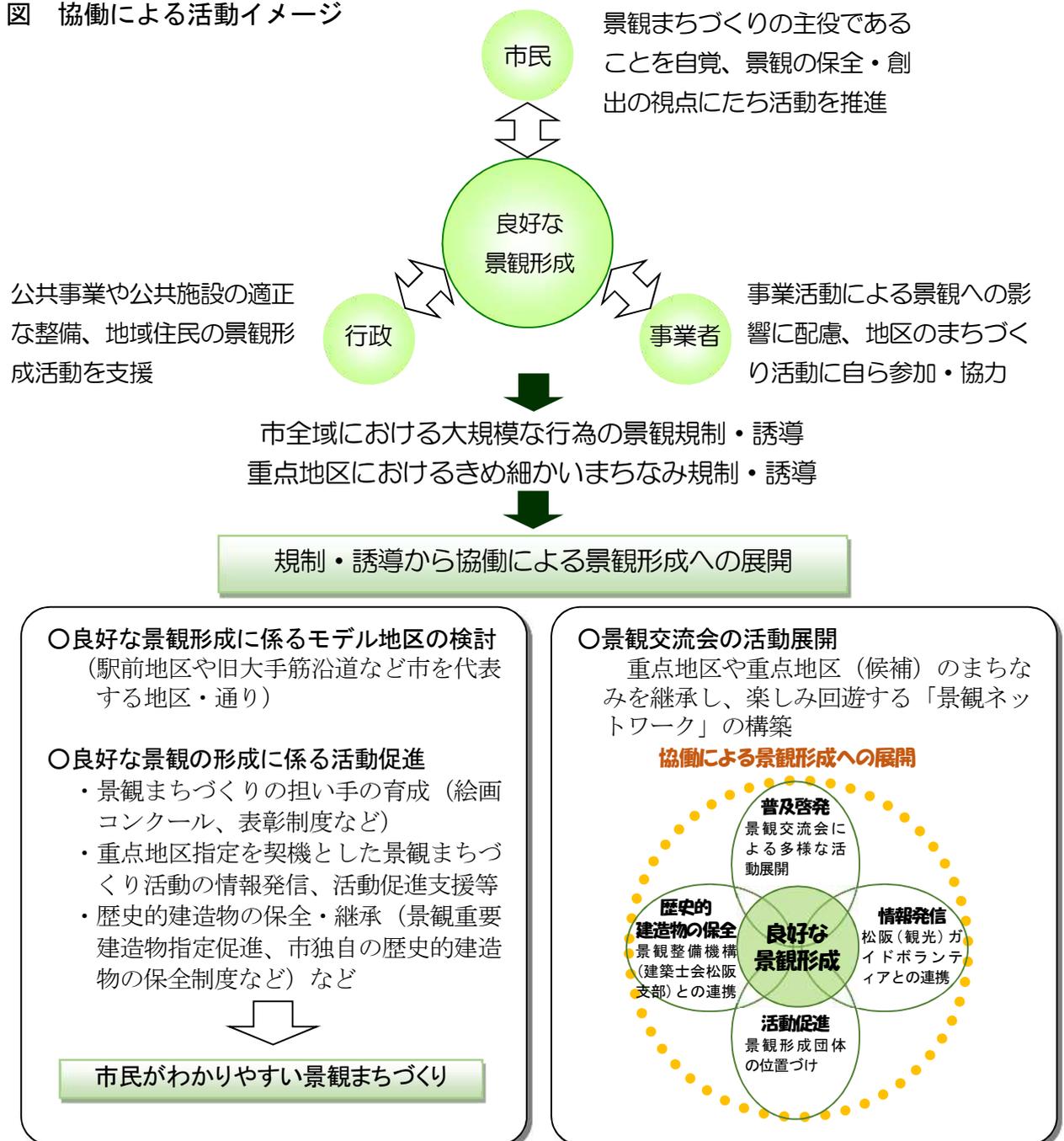
快適な空間は、放っておいて実現するものではなく、市民や事業者、来訪者、行政などによる持続的な『活動』によって実現するものです。

そして、この持続的な活動は、結果として、地域のコミュニティを育み、美しい景観を保全・再生・創造することにつながります。

このように『活動』は、景観が地域共通の資産であるということ、市民の心の中に培う意味でも重要です。

そこで、『活動』については、4つの活動主体に区分し、各活動主体の役割に基づく推進方策を定め、これまでの景観法に基づく景観規制・誘導方策を継続するとともに、規制・誘導から景観形成へ視点を広げ、市民が“わかりやすい”景観まちづくりを推進します。

図 協働による活動イメージ



(3) 時間・・・活動に対し達成すべき適度な『時間』を定めること

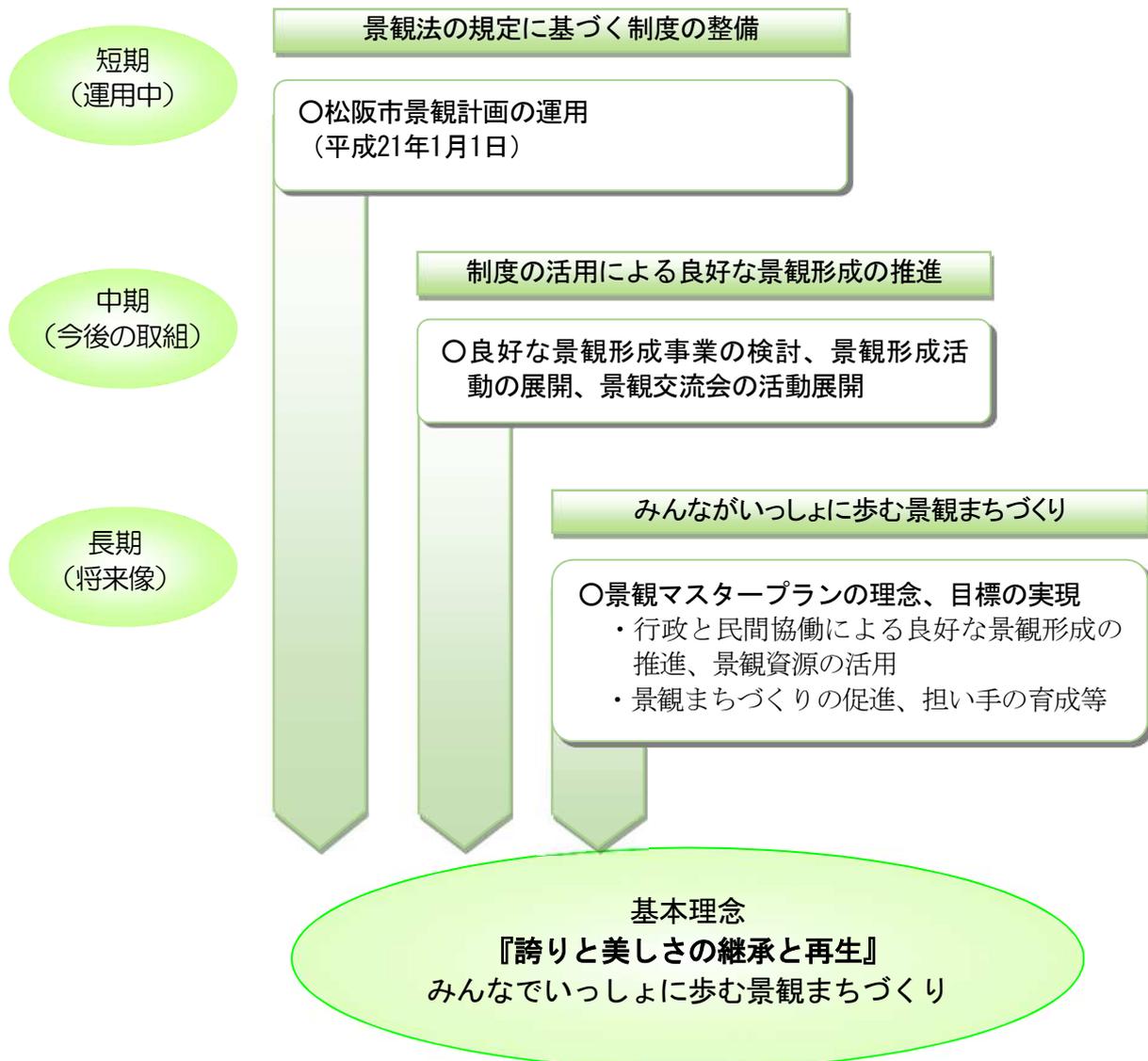
快適な空間を保全・再生・創造する活動は、具体的に目標を達成する期間を定めることにより、その活動の方法や方向が明確になり、また活動する主体の意欲の向上にもつながります。

また、市民や事業者、行政がこれらの活動に携わり、目標を実現する達成感を共有することは、将来にわたり持続性のある活動として展開していく契機にもなります。

そこで、『時間』については、短期、中期、長期の3つの期間に区分し、景観形成上重要な地区を重点地区および重点地区(候補)として位置づけ、目標の実現に向け短期的に取り組んでいくとともに、一般地区については、地区の良好な景観の形成に関する方針に基づき、周辺の景観への影響が大きい一定規模を超える行為について、届出制度等を運用し、周辺景観との調和に向け景観誘導を図るなど長期的な視点で取り組んでいきます。

このようななか、松阪市では景観法の施行を受けて景観計画を策定し、これまでは同法及び景観計画に基づく行為の制限に関して重点的に取り組んできましたが、今後は、行為の制限に関する事項に係る制度運用に加えて、効果的な制度や体制を構築しながら、良好な景観の形成に関して、市民や事業者、行政が協働により重点的に取り組んでいきます。

図 活動展開に関する時間の流れのイメージ



4. 良好な景観の形成に関する方針

(1) 伊勢湾沿岸地区

① 景観特性

伊勢湾沿岸部の低地部に位置し、まとまりのある水田や河川河口部から海岸部にかけて広がる豊かな自然環境、公園、キャンプ場などのレクリエーション地区、企業や工場立地のみられる地区です。

- ・ 榑田川や雲出川、三渡川、碧川などの河口部は、干潟が形成され野鳥の飛来地となっており、榑田川や碧川の河口部では、ハマボウが自生する自然環境豊かな地区となっています。
- ・ 松ヶ島・松崎浦町には、城下の建設時に構築された見通しのきかない鋸歯状の道路が残り、また、一部では楨垣のまち並みが残っています。
- ・ マリンレジャーで賑わう五主海岸をはじめ、松名瀬海岸、高須町公園オートキャンプ場、サッカー場、テニスコートなどのレクリエーション拠点があり、市民に親しまれています。
- ・ 松ヶ崎漁港や獺師漁港は水揚げ漁港として、また、松名瀬漁港や高須漁港周辺は貝や海苔の養殖場として栄えてきたことから、現在でも漁港や海苔ひびの風景がみられます。



曾原町の低地部に広がる、農業生産能力のある豊かな田園地区



ハマボウの自生地や野鳥飛来地となっている自然環境豊かな曾原町の碧川河口



かつては城下町として建設され、今もその名残りがみられる松崎浦町のまち並み



マリンレジャーなど市民のレクリエーションの場として親しまれている五主海岸

② 景観形成の方針

櫛田川、金剛川、阪内川、三渡川、雲出川の5つの水系が集まる伊勢湾に面した本地区は、河口部の干潟や海岸、自然植生、海苔ひびなどの豊かな自然との調和に配慮し、また、松ヶ島城跡周辺地区などの歴史的景観や高須町公園オートキャンプ場などのレクリエーション拠点などの地域のシンボルとなる良好な景観と共存した景観の保全・創出を図ります。



【良好な景観の形成に関する方針】

景観類型	良好な景観の形成に関する方針
自然景観	自然景観資源の保全に努めるとともに、自然景観との調和に配慮した景観形成を図ります。
田園地区	<ul style="list-style-type: none"> 西黒部や曾原新田などの海岸平野に広がる、まとまりのある田園景観の保全を図ります。 大規模建築物などの色彩誘導による周辺の自然景観への配慮に努めます。
海・海岸	<ul style="list-style-type: none"> 海岸にみられる干潟や砂浜、自然植生などの自然環境の保全を図ります。
河川	<ul style="list-style-type: none"> 櫛田川、雲出川、三渡川、碧川河口部にみられる干潟の保全を図ります。
歴史的景観	培われてきた風情あるまち並みや歴史的景観資源の保全に努めるとともに、歴史的景観との調和に配慮した景観形成を図ります。
既成市街地 (歴史的地区)	<ul style="list-style-type: none"> 松崎浦町、松ヶ島町などの歴史的まち並みや美しい槇垣の残る高須町、曾原町などの集落景観の保全を図ります。
文化的な景観 を有する地区	<ul style="list-style-type: none"> 海岸周辺において人々の営みとともに培われてきた、海苔ひび、土木遺構などの文化的な景観の保全を図ります。
都市景観	潤いやゆとりある景観の保全に努めるとともに、本地区にふさわしい落ち着いた景観形成を図ります。
工業地	<ul style="list-style-type: none"> 臨海部の工場群などの工場敷地内では、周辺の自然景観との調和に配慮した色彩誘導や敷地内緑化に努めます。
レクリエーション 地区	<ul style="list-style-type: none"> 高須町公園オートキャンプ場、五主海岸などのレクリエーション施設への街路樹等による緑化や道路の美装化、沿道景観の誘導等による魅力あるアプローチ景観の整備に努めます。
幹線道路等の 沿道	<ul style="list-style-type: none"> 大規模建築物などの色彩誘導、工場敷地内の緑化による周辺の自然景観への配慮に努めます。

(2) 中心市街地地区

① 景観特性

城下町の繁栄とともに商業都市としての機能をもたせた都市構造を原形としており、歴史的なまち並みが残る地区もみられ、商業・業務、文教、住宅などの機能が集積した本市の中心的地区です。

- ・本地区には、蒲生氏郷が四五百森に松坂城を築いた時に採用した城下町の都市構造が残り、道路の形状、寺院の配置、武家屋敷やまち割りなど、往時をしのぶことができます。また、城跡は四五百森とともに地区のランドマークとなっています。
- ・中心市街地整備事業が実施された中心商店街等では、電線類の地中化や街路灯、街路樹の整備など、質の高い都市景観がみられます。
- ・現在も賑わいをみせる岡寺山継松寺の初午大祭や八雲神社、御厨神社、松阪神社が中心となる松阪祇園まつりなどでは、歴史的景観と都市景観が共存する景観をみることができます。
- ・中心市街地の周辺部は、ミニ開発などによる住宅地が点在し、国道 166 号や県道 160 号沿いには商業・業務施設が連たんするなど、住宅地、商業・業務地と農地等が混在した景観がみられます。
- ・地区計画制度を活用した住宅地である下村町草深地区や、カネボウ松坂工場跡地を活用したカネボウ跡公園(鈴の森公園)では、地区の景観に配慮した整備により、質の高い都市景観が形成されています。



城跡の四五百森を背景に豊かな楨垣のまち並みが残る殿町武家屋敷群



商都松阪の中心地として栄えた通り本町に今も残る旧小津清左衛門家



中心商業地区として新たに景観形成がなされた「よいほモール～ゆめの樹通り」地区



地区計画制度を活用した下村町の景観

② 景観形成の方針

本市の市街地の大半が含まれる本地区は、蒲生氏郷による城下町建設以来の歴史的都市構造やまち並みなどの歴史的景観と共存した新しい市街地景観の保全・創出を図るとともに、周辺に広がる田園地区や河川などの自然景観との調和や眺望の確保等に配慮します。また、通り本町や魚町一丁目、殿町の風情あるまち並みとの調和を図ります。



【良好な景観の形成に関する方針】

景観類型	良好な景観の形成に関する方針
自然景観	自然景観資源の保全に努めるとともに、自然景観との調和に配慮した景観形成を図ります。
河川	<ul style="list-style-type: none"> 電線類の整序や護岸の修景等により、阪内川から堀坂山などへの眺望の保全に努めます。
歴史的景観	培われてきた風情あるまち並みや歴史的景観資源の保全に努めるとともに、歴史的景観との調和に配慮した景観形成を図ります。
既成市街地 (歴史的地区)	<ul style="list-style-type: none"> 松坂城跡や殿町地区における武家屋敷のまち並み、魚町一丁目・通り本町などの伊勢街道界隈のまち並み、豪商家のたたずまい、職人町の寺院群などの保全を図ります。 大規模建築物などの景観規制・誘導により、松坂城跡及び旧城下町への眺望の保全を図ります。
都市景観	潤いやゆとりある景観の保全に努めるとともに、本地区にふさわしい落ち着きや賑わいのある景観形成を図ります。
既成市街地 (現代的地区)	<ul style="list-style-type: none"> 地区の特性を活かした、バリアフリーな観光散策ルートの整備を図ります。 公園や緑地のつながりに配慮した景観資源の活用努めます。
新しい商業地	松阪駅や松阪駅周辺の商店街は、本市の玄関口としてふさわしい、ゆとりと賑わいのある地区として景観形成を図ります。
文教地区	松阪市役所や松阪市駐車場などは、周辺の景観を先導する公共施設としてふさわしい美化・修景を図ります。
幹線道路等の沿道	国道166号、松阪駅周辺の商店街、松阪公園大口線、松阪駅松阪港線などの電線類の地中化、既存屋外広告物の美化・整序により魅力ある沿道景観の形成を図ります。

(3) 中川駅周辺市街地地区

① 景観特性

市域北部に位置し、中村川近くにあつて、中部圏と近畿圏を結ぶ鉄道の結節点に位置する伊勢中川駅を中心に発展している市街地地区です。

- ・中部圏と近畿圏を結ぶ近畿日本鉄道の結節点に位置する伊勢中川駅の周辺は、土地区画整理事業などにより都市基盤が整備され、本市の新たな玄関口として賑わいをみせています。
- ・伊勢中川駅周辺や嬉野黒田町においては、地区計画制度を活用し、計画的な住宅地が形成されています。
- ・嬉野地域振興局を中心とし、嬉野ふるさと会館や嬉野図書館、嬉野保健センターが集まるシビックゾーンは、市民の交流拠点として多くの市民に親しまれています。



土地区画整理事業などにより整備され、新たな賑わいをみせている伊勢中川駅周辺



地区計画制度を活用し計画的開発が進む伊勢中川駅周辺の住宅地



まとまりと潤いのある嬉野黒田町の住宅地



嬉野町の嬉野図書館・嬉野地域振興局等を中心としたシビックゾーン

② 景観形成の方針

土地区画整理事業などにより整備され、新たな賑わいを見せている本地区は、周辺の自然景観との調和に配慮した潤いのある景観の保全・創出を図ります。

また、北の玄関口として良好で高質な市街地整備を進めるとともに、周辺の自然景観との調和に配慮した、潤いのある景観の保全と都市景観の創出を図ります。



【良好な景観の形成に関する方針】

景観類型	良好な景観の形成に関する方針
都市景観	潤いやゆとりある景観の保全に努めるとともに、本地区にふさわしい落ち着いた着きや賑わいのある景観形成を図ります。
既成市街地 (現代的地区)	・地区計画制度、バリアフリーな基盤整備により、良好で高質な市街地整備を進めるとともに、公園や緑地など緑と潤いのある都市景観の創出を図ります。
新しい住宅地	・伊勢中川駅周辺に計画的に開発された公園や緑地などの緑あふれる良好な住宅地の保全を図ります。
新しい商業地	・伊勢中川駅周辺における電線類地中化などの推進により、新たな商業地として魅力ある沿道景観の形成を図ります。
文教地区	・嬉野ふるさと会館や嬉野図書館を中心とする、公共施設の美化・修景を図ります。
幹線道路等の沿道	・近鉄沿線に林立する屋外広告物の美化・整序により、車窓からの魅力的なアプローチ景観の形成に努めます。

(4) 櫛田川沿い田園地区

① 景観特性

櫛田川沿いに形成され、本市の代表的な稲作地として、豊かな田園景観が広がるとともに、櫛田川沿いの緑豊かな自然が本地区の景観に趣を添えています。

また、丹生の水銀や江戸に進出し数々の豪商を輩出することにより栄えた豪商のまち並みが残る射和・中万を含む地区です。

- ・朝見・櫛田地区などには、まとまりのある田園景観が広がります。
- ・本地区を流れる櫛田川は、かつて、倭姫命が天照大神の鎮座地を求めて諸国を巡行の際、この地で櫛を落としたという伝承からその名がついたとされています。また、機殿神社が鎮座するなど、伊勢神宮との関係が深い地区です。
- ・射和は、室町時代に、櫛田川上流の丹生で産出される水銀を原料に白粉を生産して財を蓄えたといわれ、また射和・中万では江戸時代には松阪商人に先駆けていち早く江戸に進出し、数々の豪商を輩出しています。そして、これらの豪商家の家並みが今でも射和・中万ではみられ、往時がしのべれます。
- ・伊勢街道の宿場として栄えた豊原地区や、伊勢本街道の津留の渡しのある茅原地区などでは、歴史的なまち並みや渡し跡などが残り、往時がしのべれます。



櫛田川沿いの田園地区に位置し、伊勢神宮との関係が深い機殿神社



中南勢三大河川の一つとして、美しく豊かな水量を誇る櫛田川



富山家などの豪商を輩出、今もその名残りをとどめる中万地区



射和祇園祭で神輿・屋台が集結する射和町の延命寺山門付近

(5) 雲出川沿い田園地区

① 景観特性

雲出川やその支流中村川及び三渡川流域の平野部に位置し、高い農業生産力の維持保全により、広大な田園景観が広がっています。

また、伊勢街道沿いには、切妻・妻入りの連子格子が特徴的な町屋が建ち並ぶ市場庄の集落を含む地区です。

- ・本地区には、向山古墳、天華寺跡などの著名な遺跡をはじめ、縄文時代以降の各時代の遺跡が多く分布しています。
- ・伊勢街道沿いの六軒は、近世には伊勢神宮への参詣者で賑わいをみせ、宿場として栄えました。また、それに続く市場庄は、切妻・妻入りの連子格子が特徴的な町屋が建ち並ぶ、伊勢街道随一のまち並みがみられます。
- ・小野江町には、北海道の名付け親として称えられる松浦武四郎誕生地が残っています。
- ・田園地区には、農村集落が点在し、各集落では「どんど火」や「かんこ踊り」、「津屋城でこさん」などをはじめとする伝統行事などが培われ、継承されています。
- ・伊勢自動車道松阪インターチェンジの整備により、自動車交通による本市の玄関口としての役割を担っている地区でもあり、松阪農業公園「ベルファーム」などの市民交流拠点があり、来訪者や市民に親しまれています。



塙垣や歴史的なまち並みがみられる伊勢寺の集落



伊勢平野に広がる広大な田園地区(中原地区)



切妻・妻入りの歴史的なまち並みが連たんする伊勢街道沿いの市場庄の集落



敷地の立地環境を活かした市民交流拠点である松阪農業公園ベルファーム

(6) 丘陵地区

① 景観特性

山地からゆるやかに連なる丘陵地に位置し、開発により、地区の自然景観にとけ込むように住宅地や工業地、公園、文教地区等が点在しています。

また、大河内城跡をはじめとする中世の城館跡が山麓部に多く点在するなど、歴史的景観資源にも恵まれている地区です。

- ・ 弥生時代から古墳時代にかけて文化の発展がみられた地区で、宝塚古墳からは、全国で唯一の立ち飾りのある船形埴輪が出土しています。
- ・ 山麓部や丘陵地頂部には、大河内城跡をはじめとする中世の城館跡や古墳が多くみられ、本居宣長奥墓のあるちとせの森など豊かな歴史的景観資源に恵まれています。
- ・ 国道 42 号や国道 166 号に加え、松阪第 2 環状道路などの幹線道路が整備され、沿道からは緑豊かな丘陵地や山並みへの眺望景観が広がります。
- ・ 丘陵地には地形を活かした中部台運動公園が整備され、中学校や高校などが集まる文教地区、堀坂山等への眺望が美しい中部平成台団地などの住宅地、自然景観に配慮したウッドピア松阪や松阪中核工業団地などの産業地区が開発され、自然環境と共生した潤いのある地区として市民に親しまれています。



古代の歴史や文化にふれ、憩いの場となっている宝塚古墳



自然景観豊かな中部平成台団地



環境に配慮し整備されたウッドピア松阪



丘陵地の地形を活かしたレクリエーション拠点として親しまれている中部台運動公園

② 景観形成の方針

松阪南部丘陵、丹生寺丘陵を中心としたなだらかな丘陵地により構成される本地区は、開発・整備された大規模な住宅団地や工業団地、公園などと丘陵地の緑とが調和した、自然豊かな景観の保全・創出を図ります。

また、工業地においては、工場等大規模建築物について周辺の自然景観との調和を図ります。



【良好な景観の形成に関する方針】

景観類型	良好な景観の形成に関する方針
自然景観	自然景観資源の保全に努めるとともに、自然景観との調和に配慮した景観形成を図ります。
山地・丘陵地	・山麓部のなだらかな丘陵地の緑の保全に努めます。
里山地区	・大規模建築物などの景観誘導により、背景となる山並みや田園景観の眺望の保全に努めます。
歴史的景観	培われてきた風情あるまち並みや歴史的景観資源の保全に努めるとともに、歴史的景観との調和に配慮した景観形成を図ります。
歴史的景観	・宝塚古墳や本居宣長奥墓などの歴史的景観資源の保全を図ります。
都市景観	潤いやゆとりある景観の保全に努めるとともに、本地区にふさわしい落ち着いた景観形成を図ります。
新しい住宅地	・住宅団地等への街路樹等による緑化や道路の美装化、沿道景観の誘導等により、魅力あるアプローチ景観として整備を図ります。
工業地	・松阪中核工業団地における工場敷地内では、周辺の自然景観との調和に配慮した色彩誘導や敷地内緑化に努めます。
レクリエーション地区	・宝塚古墳公園やちとせの森、中部台運動公園等への街路樹等による緑化や道路の美装化、沿道景観の誘導等により、魅力あるアプローチ景観として整備を図ります。
文教地区	・統一化した公共空間や関連施設の景観誘導による、魅力ある文教地区の景観の創出に努めます。
幹線道路等の沿道	・国道 42 号、国道 166 号、県道松阪第 2 環状線沿いの屋外広告物の美化・整序により、魅力ある沿道景観の形成に努めます。

(7) 和歌山街道沿い地区

① 景観特性

高見山地や紀伊山地の山々の谷を縫うように走る橿田川と和歌山街道沿いに位置し、茶畑や古くからの農村集落などが、国道 166 号や和歌山街道沿いでみられます。

和歌山街道である国道 166 号は、花街道ともいわれ、四季折々の美しい草花、緑豊かな自然が楽しめます。

また、かつて宿場としての機能を備え、その名残がみられる波瀬、七日市、宮前、大石などを含む地区です。

- ・紀州徳川家の参勤交代の道として、近世初期には重要な機能もなしていた和歌山街道や伊勢本街道、和歌山別街道は、伊勢神宮への参詣者で賑わいをみせ、宿場として栄えた波瀬や七日市、宮前、大石などでは、そのまち並みに往時の名残がみられます。
- ・和歌山街道沿いには、常夜燈や道標がみられ、また街道沿いの各地区では祭りや季節行事などの伝統文化が継承されており、中には、700 年近く前から舞われた記録が残る粥見神社に伝わる神事芸能「てんてん」や 400 年以上の伝統をもつ本郷地区の羯鼓踊りなどがあります。



地域のランドマークとなっている飯高町赤桶の水屋神社の大クス



清流や隆起した岩肌、流域の植生などが美しい風景を醸し出す橿田川



和歌山街道の宿場として、今もその名残をみせる波瀬地区



地域物産販売店や温泉施設などの余暇施設が充実した道の駅「飯高駅」

② 景観形成の方針

和歌山街道と伊勢本街道が通り、かつて宿場として賑わった本地区は、街道沿道の歴史的なまち並みの残る集落を保全するとともに、国道 166 号沿いにおいては、橿田川と、その背景の山並みなどの豊かな自然景観に配慮した潤いのある景観の創出を図ります。



【良好な景観の形成に関する方針】

景観類型	良好な景観の形成に関する方針
自然景観	自然景観資源の保全に努めるとともに、自然景観との調和に配慮した景観形成を図ります。
里山地区	・本郷等、橿田川沿いのわずかな平坦地にみられる、石積みの外構が残る農村集落の景観保全を図ります。
河川	・香肌峡県立自然公園に指定された橿田川の清流や隆起する岩などの美しい自然の保全を図ります。
歴史的景観	培われてきた風情あるまち並みや歴史的景観資源の保全に努めるとともに、歴史的景観との調和に配慮した景観形成を図ります。
街道沿いの集落	・和歌山街道の宿場でもあった波瀬、七日市、宮前などの歴史的まち並みや常夜燈、道標などの保全を図ります。
都市景観	潤いやゆとりある景観の保全に努めるとともに、本地区にふさわしい落ち着いた景観形成を図ります。
レクリエーション地区	・大規模建築物などの景観誘導によって背景の室生赤目青山国定公園や香肌峡県立自然公園の美しい山並みへの眺望の保全に努めます。
幹線道路等の沿道	・国道 166 号沿いは、美しい自然景観との調和に配慮した景観誘導を図ります。

(8) 山地地区

① 景観特性

市域の中部から西部に位置し、高見山地や紀伊山地、台高山脈の山々が連なり、三峰山、高見山、国見山、赤倉山、白倉山、迷岳、三条山、烏岳などの稜線が、雄大な景観としてみられる地区です。

- ・地区の大部分は、室生赤目青山国定公園、香肌峡県立自然公園に指定されており、山々の緑や溪流、溪谷、茶畑、棚田などの景観やミズバショウ、シロヤシオ、ヤマユリ、ブナの原生林などの多様で貴重な植生がみられます。
- ・高見山地には、櫛田川と平行に走る中央構造線があり、これを観察できる月出の露頭^{ろとう}とともに、まつさか香肌イレブンとして登山者や市民に親しまれています。
- ・山地部分は、スギ・ヒノキの植林に適した土壌で覆われ、その生産力は高く、古くから林業の盛んな地区となっています。また、山麓部は地形を活かした棚田や茶畑の文化的な景観がみられます。
- ・山麓部には、白米城伝説で知られる阿坂城跡をはじめ、多くの中世城館跡が残り、歴史的景観資源に恵まれた地区となっています。
- ・本地区では、美しい自然景観と調和した宿泊施設などのレクリエーション施設が点在して見られます。



豊かな森林景観に囲まれた「まつさか香肌イレブン」の一つ迷岳周辺



水はけの良い土質を活かし、良質の深蒸煎茶を生産する飯南地域の茶畑(柳瀬新田)



石積みが成す風景が広がる、日本棚田百選に認定された飯南町深野の棚田



里山や唐谷川など、自然環境と共生した飯高町森のホテル・スメール周辺

② 景観形成の方針

大半を山地で占める本地区は、森林や山間部の集落等が共存して形成している緑豊かな景観を保全するように努めます。

また、人々の生活又は林業や茶業、稲作等の生業と地域の風土により形成され、日々の生活に根ざした文化的な景観や、山村集落の保全に努めます。



【良好な景観の形成に関する方針】

景観類型	良好な景観の形成に関する方針
自然景観	自然景観資源の保全に努めるとともに、自然景観との調和に配慮した景観形成を図ります。
山地・丘陵地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高見山地や台高山脈、紀伊山地の山々の森林景観の保全を図ります。 ・ 室生赤目青山国定公園や香肌峡県立自然公園における、溪流、溪谷などの風光明媚な自然景観の保全を図ります。 ・ 鉄塔の敷地周辺部の緑化や色彩誘導等により、周辺の美しい自然景観への配慮に努めます。
里山地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飯南町向粥見の相津や大石等、山間部にみられる山村集落の保全を図ります。 ・ 与原町、柚原町、嬉野小原町等、石積みの擁壁などが残る集落の保全を図ります。
歴史的景観	培われてきた風情あるまち並みや歴史的景観資源の保全に努めるとともに、歴史的景観との調和に配慮した景観形成を図ります。
文化的な景観を有する地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 里山周辺において、人々の営みとともに培われてきた、柳瀬新田、大溝新田の茶畑や深野、大石町谷の棚田などの文化的な景観の保全を図ります。
都市景観	潤いやゆとりある景観の保全に努めるとともに、本地区にふさわしい落ち着いた景観形成を図ります。
レクリエーション地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山麓部にみられる森のホテル・スメール周辺など、自然景観との調和に努めます。

(9) 重点地区(候補)

重点地区(候補)における良好な景観の形成に関する方針は、次のとおりです。

A 松坂城跡周辺地区

松坂城の外堀の跡である神道川に沿う一画は、かつて同心町といわれ、城下町松坂の武家屋敷地として形成され1戸当たり200坪前後の敷地割も残り、地区の一部は重点地区に指定されています。

このため、歴史的な敷地割や槇垣景観、地域に親しまれている四五百森の緑豊かな景観の維持保全を図り、歴史的まち並みに配慮した閑静な住宅地として継承します。



B 通り本町周辺地区

本地区は、商都松坂の中心地として、また伊勢街道の宿場として栄え、数々の豪商を輩出し、松坂城築城以来の都市構造の名残りがみられ、地区の一部は重点地区に指定されています。

このため、矢下小路や紺屋町通りなどの道筋にみられる鋸歯状道路や歴史的まち並みの保全を図り、商都松坂として栄えた本市の歴史を知る上で重要な地区として継承します。



C 商人町・職人町地区

本地区は、松阪駅及び松阪駅周辺の商店街をはじめ、県道伊勢松阪線沿いの中心商店街地区では、整備された都市景観がみられます。また、二度にわたる大火にもかかわらず、松坂城下町として整備された日野町や湊町などの商人が集った町、職人町や白粉町などでは、歴史的なまち並みや寺院群が今も残ります。

このため、本市の玄関口にふさわしい都市景観の形成を図るとともに、歴史的まち並みが残る地区においては、それらの保全、継承及び調和のとれたまち並みの形成を図り、本市を代表する誇りある地区として確立します。



D 射和地区

本地区は、かつては丹生で産出される水銀を原料に白粉を生産して財を蓄えたといわれ、江戸時代には松阪商人に先駆けて江戸に進出し、数々の豪商を輩出し今もその名残りがみられます。

このため、豪商の面影が残るまち並みの保全及び調和のとれたまち並みの形成を図るとともに、地区の歴史性に配慮した公共事業を実施するなど、歴史文化の薫り豊かな地区として継承します。



E 六軒地区

本地区は、初瀬街道と伊勢街道の合流点に位置し、六軒は両街道から多くの参詣者で賑わいました。現在は、三渡橋のもとに当時を偲ぶ歴史的な建物や常夜燈、道標などがみられ、隣接する市場庄では歴史的なまち並みが残され、重点地区に指定されています。

このため、歴史的なまち並みの保全に努めるとともに、地区の歴史性に配慮した公共事業を実施するなど、宿場として栄えた本市の歴史を知る上で重要な地区として継承します。



F 中川駅周辺地区

本地区は、土地区画整理事業により整備された高質の都市景観がみられ、伊勢中川駅を中心として新たな発展をとげています。

このため、本市の北の玄関口として、潤いやゆとりに満ちあふれ、賑わいのある公共空間や都市機能を有した基盤整備を図り、名古屋方面、大阪方面、伊勢志摩方面の鉄道の結節点として確立します。



G 波瀬周辺地区

本地区は、紀州藩主の参勤交代路として利用された和歌山街道沿いに位置し、元和9年(1623年)には、徳川頼宣の参勤交代の際に本陣・脇本陣が設けられるなど、吉野から高見峠を越えて伊勢国に入った最初の宿場町として発展しました。

街道筋には、大火により焼失したものの江戸末期に再建され本陣の姿を伝える旧波瀬本陣や明治時代に整備された建物が主体となる旧脇本陣の建物も残り、宿場町として栄えた往時を偲ぶ歴史的まち並みが今もみられます。

このため、和歌山街道の宿場町・波瀬宿として栄え、培われてきた歴史文化を色濃く残す地区として継承します。



H 深野棚田地区

本地区は、まつさか香肌イレブンの1座である白猪山の麓に位置し、深野だんだん田として、山の斜面に120段を数える芸術的な石積みの棚田を見ることができます。

室町時代に当地が北畠氏の重要な拠点であったことで、白猪山の西に「のろし場」があり、見張りに詰めている侍たちの食料確保のため、室町時代中期から江戸時代初期にかけて棚田が開拓されたと伝えられ、先人の技術と後継者の努力によって脈々と引き継がれています。

このため、棚田保全に向けたさらなる機運の醸成による棚田の維持管理の促進及び担い手育成を支援し、本市を代表する文化的景観を有する地区として継承します。



I 柳瀬新田・大溝新田地区

三重県産のお茶は『伊勢茶』として、平成19年4月には特許庁の地域団体商標として登録されるなど県内茶業界あげて伊勢茶の銘柄確立を図っています。

その中で、南勢地域最大の茶産地である松阪市は、県内有数の深蒸し煎茶の産地で市の西部に位置する飯南・飯高地域を中心にお茶が栽培され上質な深蒸し煎茶が生産されています。

このため、県内でも有数の深蒸し煎茶の産地である本市の産業を支える茶園の維持管理の促進及び担い手育成を支援し、本市を代表する文化的景観を有する地区として継承します。



J 大石町 谷地区

本地区は、まつさか香肌イレブンの1座である白猪山の麓に広がり、山の斜面に芸術的な石積みの棚田を見ることができます。

棚田の歴史は、段々田の開墾にはじまり、江戸中期のしゃくぬけ（山津波）で集落は大被害を受け、その教訓の積み重ねにより、山津波に備えた石垣が積み上げられてきたもので、先人の技術と後継者の努力によって脈々と引き継がれています。

このため、棚田保全に向けたさらなる機運の醸成による棚田の維持管理の促進及び担い手育成を支援し、本市を代表する文化的景観を有する地区として継承します。



K 飯南町向粥見 相津地区

本地区は、本市相津と大台町三瀬谷をつなぐ、相津峠の北側に位置し、相津川沿いの山間部に形成された山村集落です。

黒を基調とした下見板張りの主屋や離れ、土蔵、塀などで構成された大きな屋敷地が特徴で、わずかな平地を活かした農地、相津川の氾濫対策と想定される野面積みの外構などが連なる景観がみられ、山村集落における歴史的景観を特徴づけています。

このため、中山間地の山村集落として培われてきた居住環境の継承と、持続的な地域コミュニティを確立します。



(10) 重点地区

重点地区(候補)のうち、良好な景観の形成が特に必要な地区で、地域住民の合意が得られた次の地区については、重点地区として指定しています。そのなかで定めた景観形成基準(別冊)には、良好な景観の形成に関する方針を次のとおり定めています。

別冊

A 通り本町・魚町一丁目周辺地区

○歴史的まちなみの保全

伊勢街道沿いの城下町として栄え、往時の名残をとどめる旧長谷川治郎兵衛家や旧小津清左衛門家を含む歴史的まちなみを次世代へ継承するようその保全に努めます。

○歴史的まちなみとの調和

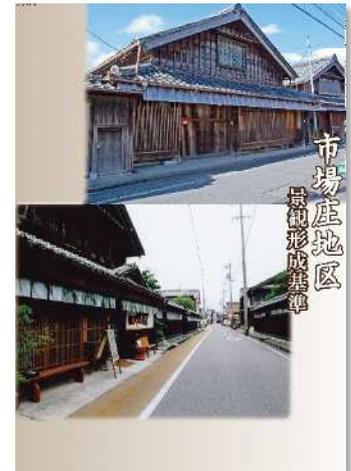
建築物の新築や改築等を行う場合は、歴史的まちなみとの調和に配慮します。



B 市場庄地区

- 歴史的まちなみの保全
伊勢街道では珍しい切妻妻入りの連子格子の歴史的まちなみを次世代に継承するよう、その保全に努めます。
- 歴史的まちなみとの調和
建築物の新築や改築等の場合は、歴史的まちなみとの調和に配慮します。

別冊



C 松坂城跡周辺地区

- 歴史的まちなみの保全
本市を代表する武家屋敷群として、美しい榎垣が連なる閑静なまちなみを次世代に継承するよう、その保全に努めます。
- 歴史的まちなみとの調和
建築物の新築や改築等の場合は、緑豊かな榎垣のまちなみや背景となる松坂城跡との調和に配慮します。

別冊



D 中万地区

- 歴史的まちなみの保全
歴史的なまちなみの維持保全を促進し、松阪市を代表する”豪商のふるさと”としての家並みが残る、文化の薫り豊かな農村集落として継承します。
- 歴史的まちなみとの調和
建築物の新築や改築等の場合は、門や塀、庭木などで構成される黒を基調とした外構やその奥に配置される主屋や土蔵による存在感のあるまちなみとの調和に配慮します。

別冊



第2編 施策編

第1章 大規模な行為の景観誘導

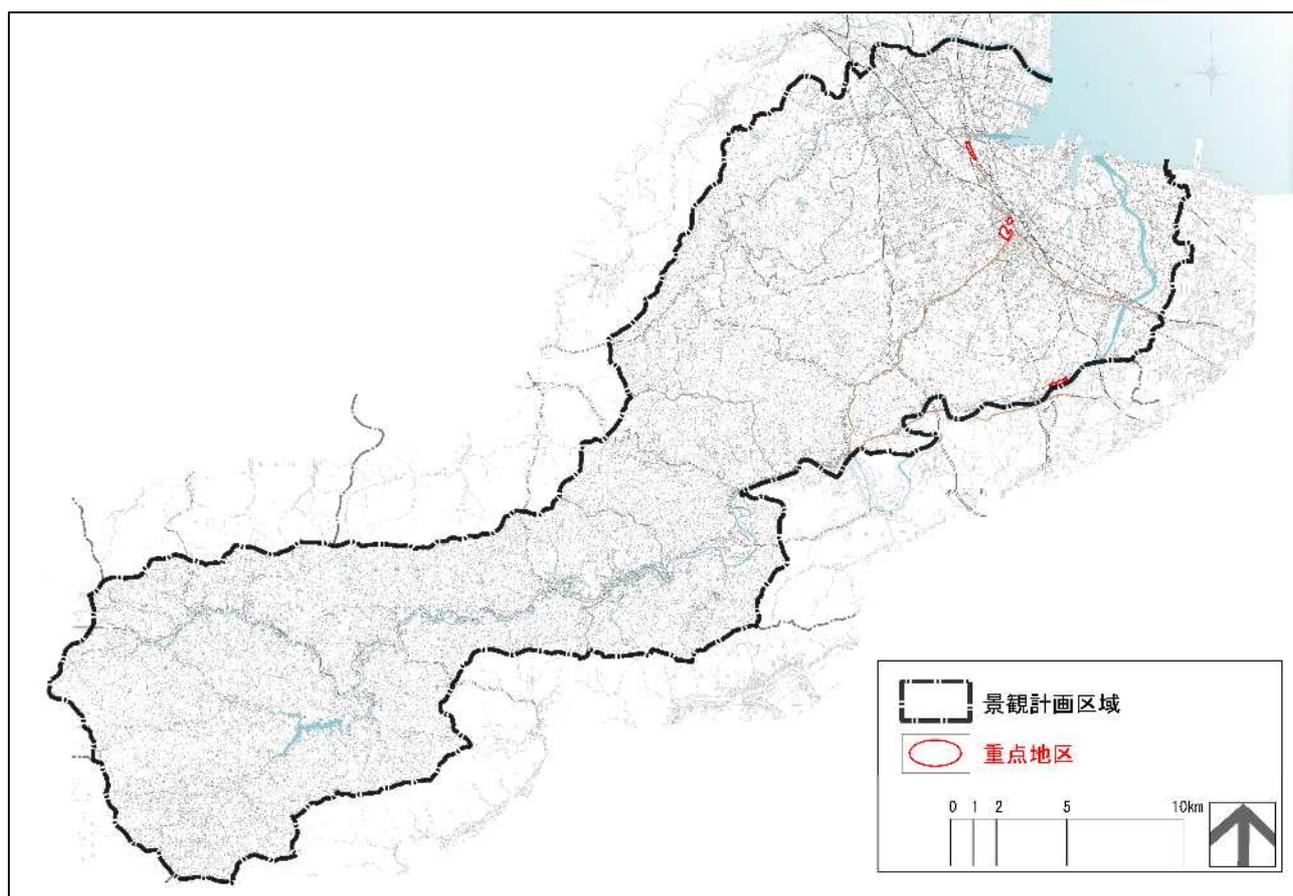
1. 景観計画区域

松阪市では、景観計画区域を松阪市全域とします。

また、景観計画区域のうち、良好な景観の形成が特に必要な地区を、重点地区とし、その他の地区を一般地区として位置づけます。

一般地区においては、周辺の景観に影響を与えることが想定される一定以上の大規模な行為について景観誘導を図ります。

図 景観計画区域



2. 景観計画区域の区分（一般地区）

本市における各地区の景観特性をふまえ第1編で定めた、良好な景観の形成に関する方針に基づき、周辺の景観に影響を与える大規模な行為について、行為の制限に関する事項をよりきめ細かく定めることは、基本理念や基本目標の実現に向け有効です。

このため、良好な景観の形成に関する方針に基づく地区区分を基本として、一般地区を8つの地区に区分します。

図 地区区分図



3. 行為の制限に関する事項

(1) 景観形成基準

一般地区における景観形成基準は、景観に影響を与えることが予想される行為について、当該地区の景観と調和したものとなるよう、次のとおり定めます。

なお、この景観形成基準は、良好な景観の形成に関する方針を具体化するため、8つの地区毎に定めていますが、地区の景観の特性により、適用される項目や内容が同じ基準となるものは「共通の基準」としてしています。

また、共通の基準に加えて、各地区において独自に留意すべき基準は、「地区独自の基準」としてしています。

① 共通の基準

ア. 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

項目		内容
規模・配置	規模・配置	<p>○規模及び配置は、周辺景観との調和に配慮したものとする。</p> <p>・建築物が、豊かな自然環境や歴史的景観資源等に近接する場合は、その保全及び活用に配慮した規模及び配置とすること。</p> <p>・周辺に樹林地などがある場合は、できる限りその高さ以内にとどめる規模とすること。</p> <p>・商業地や工業地においては、敷地内に建築物や工作物等が複数ある場合、それらがまとまりのある配置となるよう工夫すること。</p>
	壁面	<p>○壁面は、立地条件にあわせ、後退するかあるいは周辺の壁面との調和に配慮したものとする。</p> <p>・壁面は、道路から出来る限り後退するか、やむを得ず後退できない場合は、壁面の前面部を生垣や植栽等により修景すること。</p> <p>・歴史的まち並みが整っている地区あるいは街路景観の整っている地区においては、周辺のまち並みとの連続性に配慮した配置等により、壁面線の統一に努めること。</p> <p>・壁面線を統一することにより道路への圧迫感が生じる場合は、塀や垣、植栽等により壁面線の連続性を確保すること。</p>
形態・意匠	形態・意匠	<p>○形態及び意匠は、周辺景観との調和に配慮するとともに、建物全体の統一感の確保及び単調さや圧迫感を与えない壁面となるような形態・意匠に配慮すること。</p> <p>・歴史的まち並みが整っている地区あるいは街路景観の整っている地区においては、周辺のまち並みとの連続性に配慮した形態及び意匠とすること。</p> <p>・壁面は、適度に仕様を分け、窓などの開口部を設置することなどにより、単調さや圧迫感を与えない形態・意匠とすること。</p>

項目		内容		
形態・意匠	附属建築物 ・ 附属設備	○附属建築物及び附属設備は、周辺景観と調和するよう工夫すること。		
		<ul style="list-style-type: none"> ・車庫、自転車置き場、機械室などの附属建築物及び屋外階段、ごみ集積所等がある場合は、これを主体となる建築物と調和させ、一体感のある形態・意匠、色彩とすること。 ・外壁又は屋上に設ける附属設備は、ルーバー等により覆うなど露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。 ・附属設備がやむを得ず露出する場合は、できるだけ建築物本体と色彩を合わせる等同質の仕上げにより、目立たないように配慮すること。 		
外構	○建築物の外構は、周辺景観との調和に配慮したものとする。			
	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の境界を囲う場合は、生垣の植栽に努め、塀や柵等を設ける場合は、歩行者等に威圧感や圧迫感を感じさせない形態・意匠とすること。 			
色彩	○色彩は、落ち着いたものとし、周辺景観との調和に配慮すること。			
	<ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色は、落ち着いたものとし、マンセル表色系において各色相に応じ明度・彩度の上限を次のように定める。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラス等の色彩はこの限りでない。 ・アクセント色の使用に際しては、各面とも見付面積の5分の1以下の範囲内とし、基調となる色との調和に工夫すること。 			
	対象	色相	明度	彩度
	外壁 基調色	Y R～5Y	8以上の場合	4以下
			8未満の場合	6以下
		R、5.1Y～10Y	—	4以下
		その他	—	2以下
	屋根色	Y R～5Y	7以下	6以下
		R、5.1Y～10Y	7以下	4以下
その他		7以下	2以下	
素材	○素材は、周辺景観に調和するものとする。			
	<ul style="list-style-type: none"> ・反射性のある素材は、主要な屋根や壁面などの大部分(2分の1以上)にわたって使用することは避けること。ただし、無彩色のガラスは除く。 			
緑化	○行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。			
	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽は、楨等、周辺の景観と調和のとれた樹種とすること。 ・住宅地においては、シンボルツリーなどの植栽により、通りに彩りを添える工夫をすること。 ・工業地においては、周辺への圧迫感等を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。 			
夜間の照明	○夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺状況に応じて照明方法等を工夫すること。			

項目	内容
その他 その他 工作物 等	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話基地局や再生可能エネルギー発電設備など、その他の工作物（以下「その他工作物」という。）については、敷地境界からできる限り後退し、過大な高さにならないよう配慮するとともに、周囲の景観から突出しないよう配慮すること。 ・また、周囲の公共の場所から目立たないよう位置や形状に配慮し、周辺景観との調和に工夫すること。 ・その他工作物の色彩等は、目立たない色彩や反射の少ない素材を採用するなど、周辺景観との調和に配慮すること。 ・その他工作物は、遮へい効果のある生垣や板塀等を敷地周囲に配置するなど周辺景観との調和に工夫すること。

イ. 開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。）

形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・行為にあたっては、できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面又は擁壁が生じないようにすること。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した樹種により緑化を図ること。 ・行為地にある樹木は、できる限り保存又は移植によって、修景に活かすこと。

ウ. 土石の採取又は鉱物の掘採

採取等の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・土石の採取又は鉱物の掘採の場所は、できる限り道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。
遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・遮へいする場合は、できる限り植栽又は塀等を設置し、背景の景観や周辺景観との調和に配慮すること。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・採取又は掘採後の跡地は、できる限り周辺の植生と調和した緑化を図ること。

エ. 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

集積、貯蔵の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・積み上げに際しては、できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。
遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・積み上げに際しては、できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。

② 地区独自の基準

地区独自の基準に該当する項目及び内容は次のとおりです。

ア. 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

□ 中心市街地地区／中川駅周辺市街地地区

形態・意匠	・商業地における低層階については、ゆとりや開放感を確保するとともに、車両出入口やバックヤードの配置等に留意し、賑わいの連続性の確保に配慮すること。
緑化	・商業地においては、ゆとりや開放感を確保するため、多くの部分が緑化できない場合は、シンボルツリーなどの植栽により、通りに彩りを添える工夫をすること。

□ 丘陵地区

形態・意匠	・主要な屋根は、周辺の丘陵地との調和に配慮し、10分の2～10分の5勾配のある屋根を原則とすること（工業地は除く）。ただし、勾配屋根を採用することにより建築物の高さが著しく増加する場合で、かつ、勾配屋根以外の方法で丘陵地との調和に配慮した場合はこの限りでない。
-------	--

□ 和歌山街道沿い地区／山地地区

形態・意匠	・主要な屋根は、背景の山並みとの調和に配慮し、10分の2～10分の5勾配のある屋根を原則とすること（工業地は除く）。ただし、勾配屋根を採用することにより建築物の高さが著しく増加する場合で、かつ、勾配屋根以外の方法で背景の山並みとの調和に配慮した場合はこの限りでない。
-------	---

景観トピックス



カーボンニュートラル（環境省ホームページより）

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。

2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

※ここでの温室効果ガスの「排出量」「吸収量」とは、いずれも人為的なものを指します。

カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減 並びに 吸収作用の保全及び強化をする必要があります。

脱炭素社会実現に向け地域景観との融合を図っていきます。

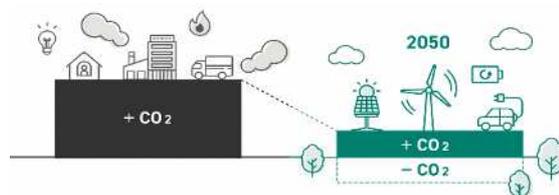
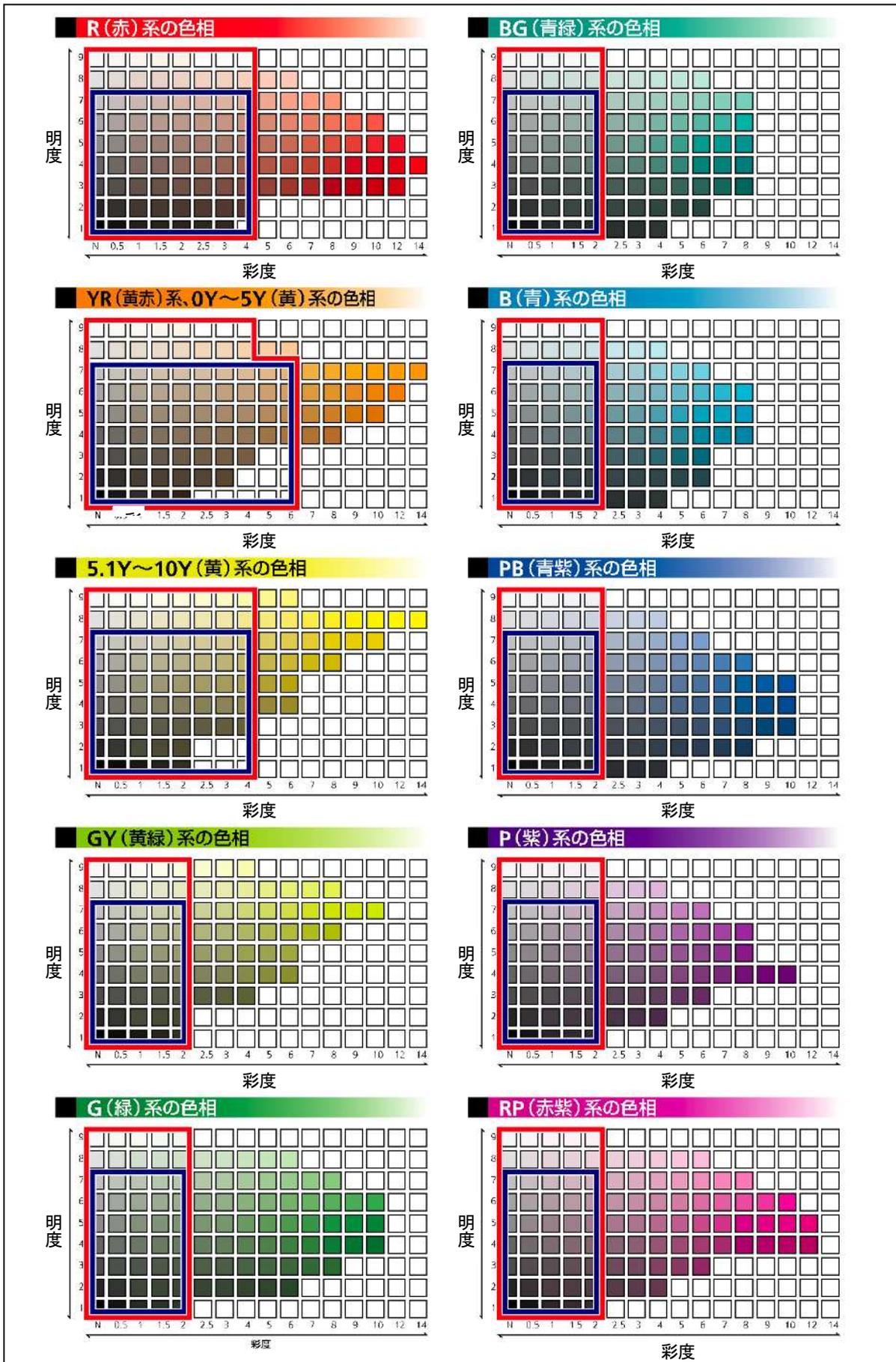


図 景観形成基準（色彩）に基づく色相ごとの明度と彩度の範囲



建築物等外壁基調色として
使用可能な色彩の範囲

建築物等屋根色として
使用可能な色彩の範囲

(2) 行為の届出

① 届出の必要な行為

景観計画区域内の一般地区においては、次に掲げる、景観に影響を与えることが予想される一定規模を超える行為を行おうとする場合、届出が必要となります。

	行為	規模
①	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ10mを超えるもの、又は建築面積が1,000㎡を超えるもの
② 模様替又は色彩の変更 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは	ア 煙突(支枠及び支線がある場合においては、これらを含む。)その他これに類するもの	高さ10mを超えるもの
	イ 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さ30mを超えるもの
	ウ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さ10mを超えるもの
	エ 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの(屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。)	
	オ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	
	カ 擁壁、さく、塀	高さ5mを超え、かつ、長さ10mを超えるもの
	キ ウォーターシュート、コースター、メリーゴーランド、観覧車その他これらに類する遊戯施設	高さ10mを超えるもの
	ク アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する工作物	高さ10mを超えるもの、又は、築造面積が1,000㎡を超えるもの
	ケ 自動車車庫の用途に供する工作物	
	コ 汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理の用途に供する工作物	
	サ アからコに掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの	建築物の上端から当該工作物の上端までの高さが5mを超え、かつ、高さ10mを超えるもの(イに掲げるものにあつては30mを越えるもの)
	シ 太陽光発電施設(同一敷地内、一団の土地若しくは同一水面に設置するもの又は建築物と一体となって設置されるもの。)	高さ10mを超えるもの(建築物と一体となって設置されるものにあつては、建築物の上端から当該施設の上端までの高さが5mを超え、かつ、高さ10mを超えるもの)又は、築造面積が1,000㎡を超えるもの
	ス その他の工作物	高さ10mを超えるもの、又は、築造面積が1,000㎡を超えるもの
③	開発行為(都市計画法第4条第12項に規定する開発行為)	行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの、又は、行為に伴い生ずる擁壁又は法面の高さが5mを超え、かつ、長さ10mを超えるもの
④	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	
⑤	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの、又は、その高さが5mを超えるもの

※増築・改築等を行った後の全体の規模が、各欄に定める規模を超えている場合は、届出が必要となります。

② 届出の適用除外となる行為

景観法第16条第7項の規定による届出の適用除外となる行為は次のとおりです。

ア. 景観法第16条第7項第1号から第10号に規定する行為

イ. 景観法第16条第7項第11号に基づく松阪市景観条例に規定する行為

参考

松阪市景観条例に規定する届出の適用除外となる行為

- ◎ 前項①の届出の必要な行為における規模に満たない行為
- ◎ 軽微な行為
 - ・建築物の増築又は改築で、行為に係る床面積が10㎡以下のもの又は外観を変更することとならないもの
 - ・建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る面積が10㎡以下のもの
 - ・仮設の建築物の建築等
 - ・工作物の増築又は改築で、行為に係る築造面積が10㎡以下のもの
 - ・工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る面積が10㎡以下のもの
 - ・存続期間が90日を超えない屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
- ◎ 法令（条例を含む。）の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、若しくは届け出て行う行為又は国若しくは地方公共団体が行う行為のうち、景観形成のための措置が講じられているもの
 - ・森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項又は第34条第2項の規定により許可を受けて行う行為
 - ・自然公園法（昭和32年法律第161号）第10条第1項から第3項まで若しくは第16条第1項から第3項までの規定に基づく公園事業の執行、同法第20条第3項、第21条第3項若しくは第22条第3項の規定により許可を受けて行う行為又は同法第68条第1項の規定による協議に係る行為
 - ・砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定により認可を受け、河川法（昭和39年法律第167号）第25条の許可を受けて行う行為又は農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項若しくは第5条第1項の規定により許可を受けて行う行為（仮設工作物の設置その他一時的な利用に供する場合に限る。）
 - ・三重県立自然公園条例（昭和33年三重県条例第2号）第9条第1項から第3項までの規定に基づく公園事業の執行又は第16条第4項の規定により許可を受けて行う行為

③ 特定届出対象行為

景観法第17条第1項の規定により条例で定める、変更命令を行うことのできる特定届出対象行為は以下のとおりです。

ア. 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

イ. 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

第2章 景観形成上重要な地区における景観誘導

1. 重点地区、重点地区（候補）の位置付け

本市の景観は地域ごとに多様な特性があり、各地域に応じた景観誘導の方策を定めるため、第1編・第3章「3. 基本的な考え方」において、(1)『空間』の視点から、景観形成の実現化に向けた優先順位を定め、重点地区（候補）、重点地区を位置づけます。

(1) 重点地区（候補）

景観マスタープランでは、本市における景観形成上重要な地区を具体的に抽出していません（108頁参照）。そのなかで、多くの市民が住む、歴史的景観や都市景観を有する地区で、より具体的な景観形成の効果が期待できる11地区を選定し、重点地区（候補）とし、地区の景観特性に応じた景観の形成に努めます。

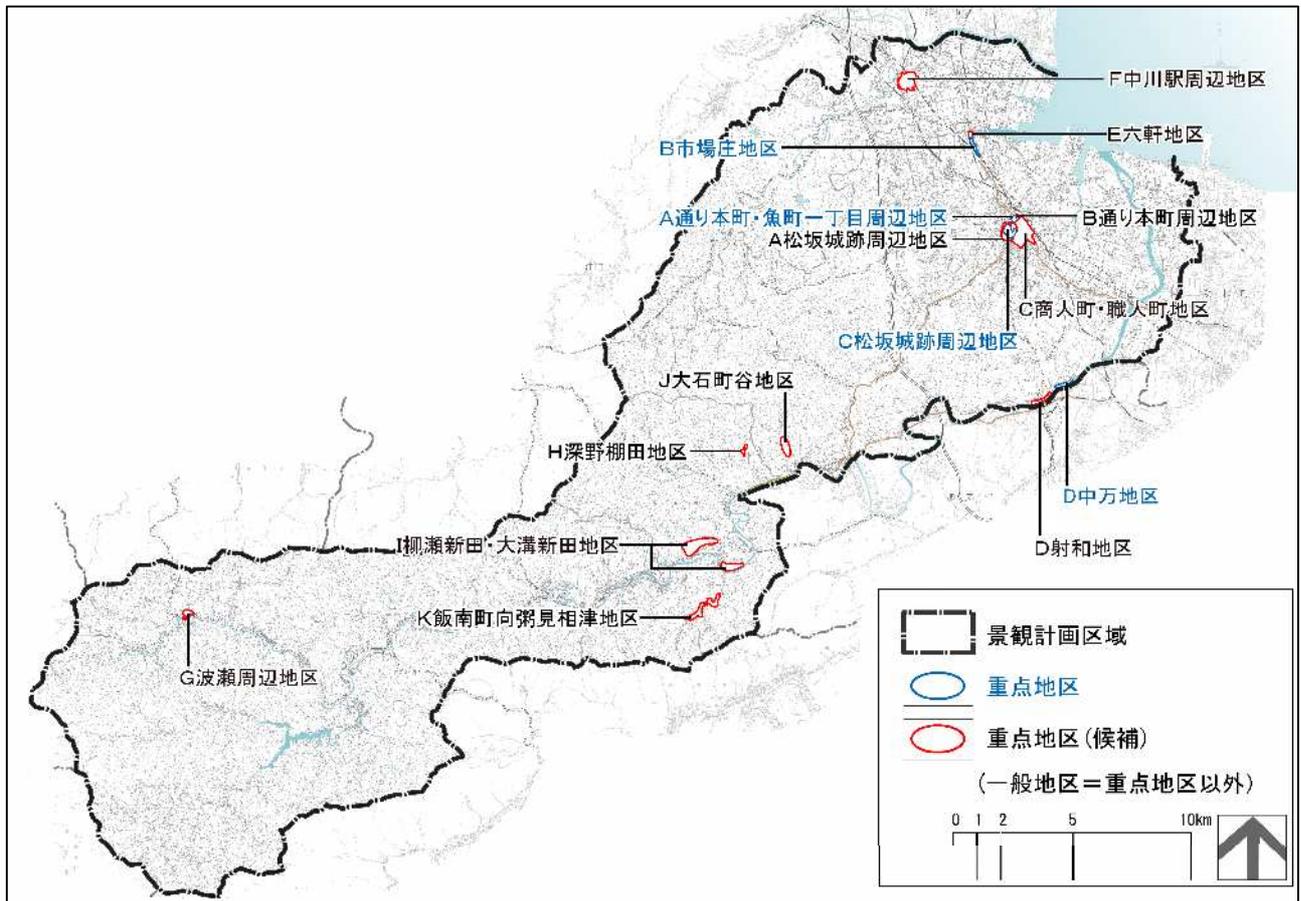
(2) 重点地区

重点地区（候補）のうち、地区の景観を保全・創出していくことについて、地域住民の合意が得られた地区を重点地区と指定します。

重点地区においては、よりきめ細かい景観誘導を図るため、景観法第8条第2項第2号に規定される必要な事項を定めます。

なお、重点地区（候補）において、概ね全区域が重点地区として確定されなかった場合、重点地区（候補）として継続していくこととします。

図 景観計画区域（重点地区（候補）、重点地区）



2. 重点地区(候補)における景観誘導

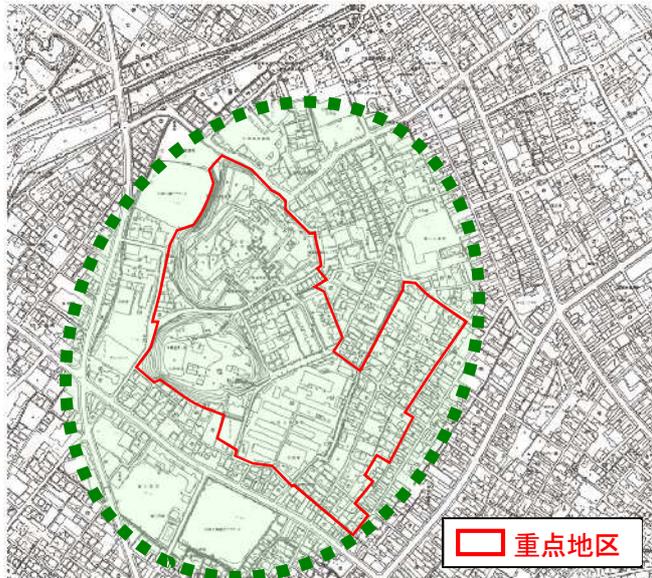
A 松坂城跡周辺地区

① 景観特性

本地区は、松坂城跡を背景に豊かな槇垣が連続するまち並みがみられ、松坂城の外堀の跡である神道川に沿うかつての同心町といわれる地区では、1戸当たり200坪前後の屋敷割りは往時の姿をとどめるなど、落ち着いたある居住環境が維持されています。

② 行為の制限に関する事項等（重点地区指定時に定める）

図 松坂城跡周辺地区



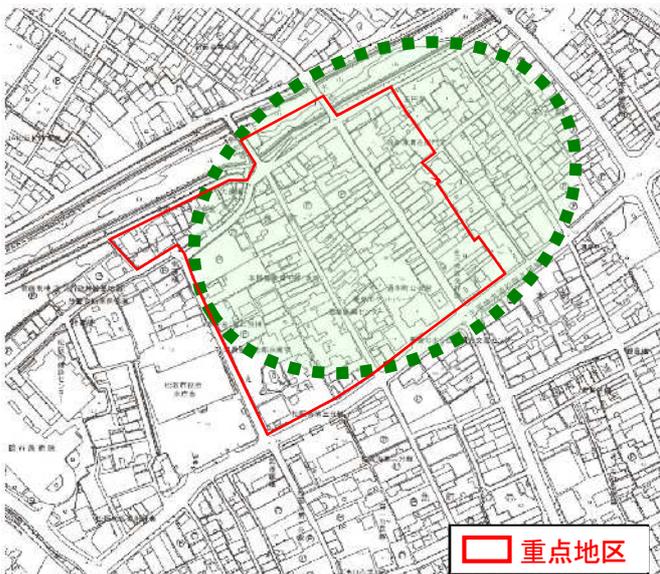
B 通り本町周辺地区

① 景観特性

本地区は、商都松阪の中心地として栄え今もその名残りがみられ、松坂城築城以来の都市構造である鋸歯状道路や歴史的まち並みが、現在の都市空間と共存し継承されています。

② 行為の制限に関する事項等（重点地区指定時に定める）

図 通り本町周辺地区



C 商人町・職人町地区

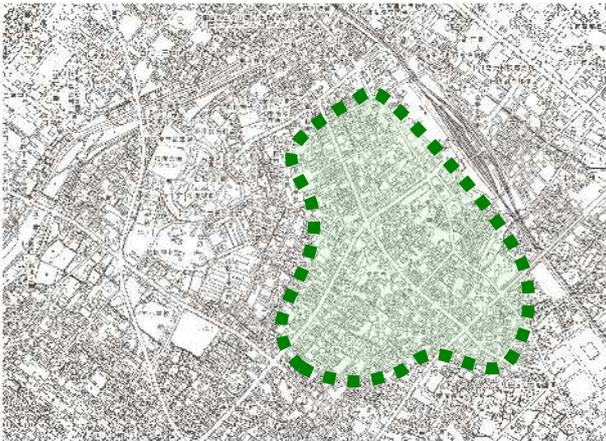
① 景観特性

松阪駅及び松阪駅周辺の商店街は、近代化の先導地区で高度経済成長期を中心に、賑わいをみせていました。また、県道伊勢松阪線沿いの中心商店街地区では、電線類を地中化し美装化された歩道や街路樹、自主協定に基づき近代化されたまち並みが形成されています。

当時の名残を残す旧松坂城下町は、二度にわたる大火にもかかわらず、松坂城下町として整備された日野町や湊町などの商人が集った町、職人町や寺院群などに歴史的な都市空間が継承されています。

② 行為の制限に関する事項等（重点地区指定時に定める）

図 商人町・職人町地区



D 射和地区

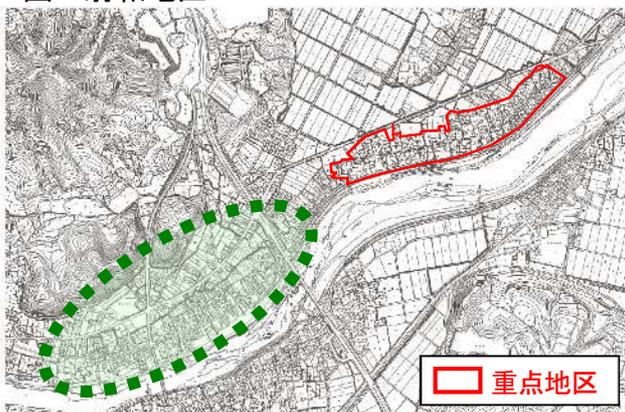
① 景観特性

本地区は、かつて丹生で産出される水銀を原料に白粉を生産して財を蓄えたといわれ、江戸時代には松阪商人に先駆けて江戸に進出し、その気質の先見性などから、富山家、竹口家、竹川家、国分家など数々の豪商を輩出しています。

地区内には、かつての豪商の面影が残る家並みがみられ、また、射和祇園祭りなどの伝統行事が継承されるなど、本市の歴史を知るうえで重要な地区の一つとなっています。

② 行為の制限に関する事項等（重点地区指定時に定める）

図 射和地区



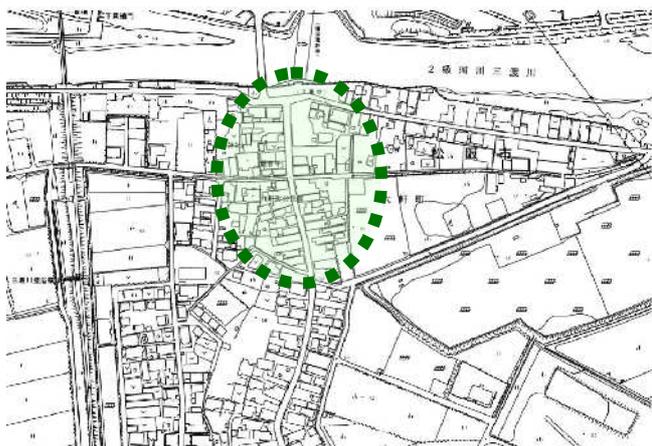
E 六軒地区

① 景観特性

本地区は、蒲生氏郷が海寄りの伊勢街道を六軒茶屋あたりにつけ替え発展した地区で、初瀬街道との合流地点でもあり、六軒は両街道から多くの参詣者で賑わいました。現在は、三渡橋のもとに歴史的な建物や常夜燈、道標などがみられ、当時の歴史的なまち並みの面影を残しています。

② 行為の制限に関する事項等（重点地区指定時に定める）

図 六軒地区



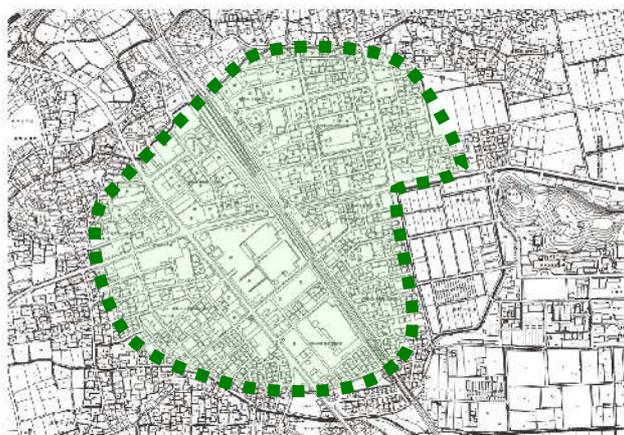
F 中川駅周辺地区

① 景観特性

本地区は、土地区画整理事業により整備され、地区計画制度による計画的な都市整備により高質な都市空間が形成されており、伊勢中川駅を中心として新たな賑わいをみせています。

② 行為の制限に関する事項等（重点地区指定時に定める）

図 中川駅周辺地区



G 波瀬周辺地区

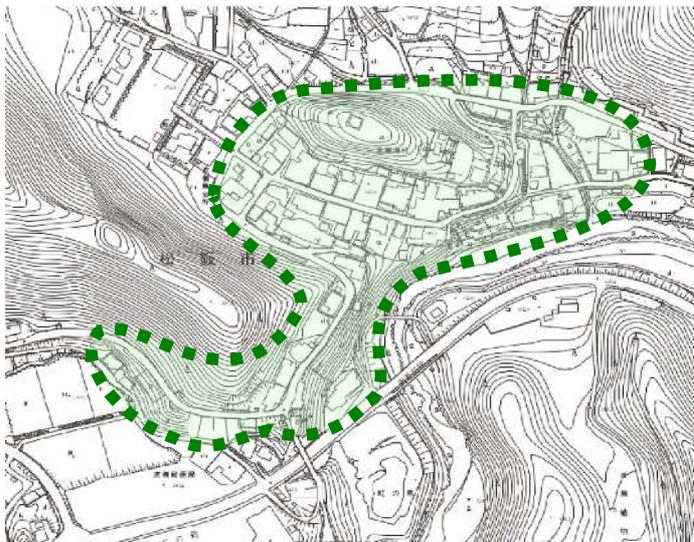
① 景観特性

本地区は、紀州藩主の参勤交代路として利用された和歌山街道沿いに位置し、元和9年(1623年)には、徳川頼宣の参勤交代の際に本陣・脇本陣が設けられるなど、吉野から高見峠を越えて伊勢国に入った最初の宿場町として発展しました。

街道筋には、大火により焼失したものの江戸末期に再建され本陣の姿を伝える旧波瀬本陣や明治時代に整備された建物が主体となる旧脇本陣の建物も残り、宿場町として栄えた往時を偲ぶ歴史的まち並みが今もみられます。

② 行為の制限に関する事項等（重点地区指定時に定める）

図 波瀬周辺地区



H 深野棚田地区

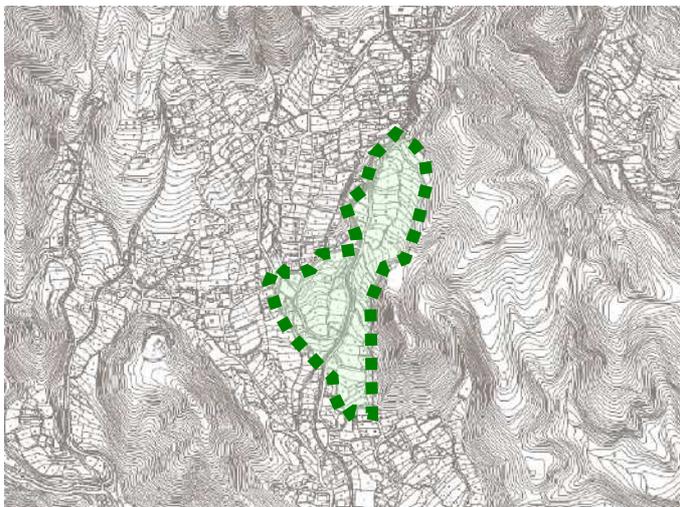
① 景観特性

本地区は、まつか香肌イレブンの1座である白猪山の麓に位置し、深野だんだん田として、山の斜面に120段を数える芸術的な石積みの棚田を見ることができます。

室町時代に当地が北畠氏の重要な拠点であったことで、白猪山の西に「のろし場」があり、見張りに詰めている侍たちの食料確保のため、室町時代中期から江戸時代初期にかけて棚田が開拓されたと伝えられ、先人の技術と後継者の努力によって脈々と引き継がれています。

② 行為の制限に関する事項等（重点地区指定時に定める）

図 深野棚田地区



I 柳瀬新田・大溝新田地区

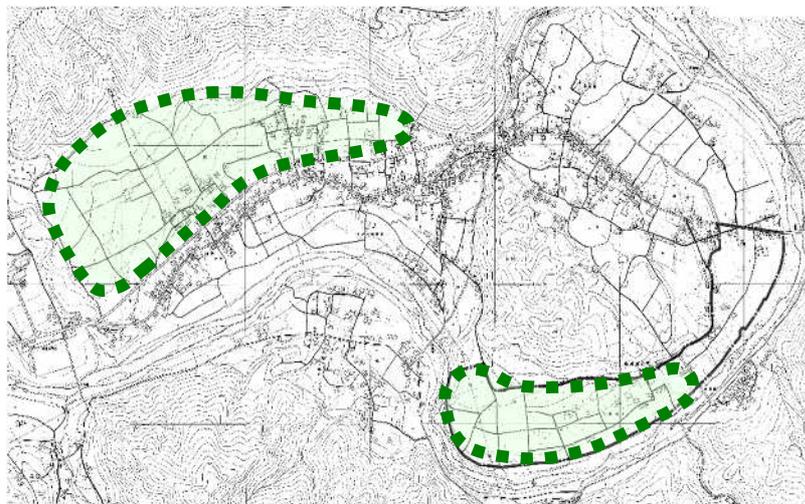
① 景観特性

三重県産のお茶は『伊勢茶』として、平成19年4月には特許庁の地域団体商標として登録されるなど県内茶業界あげて伊勢茶の銘柄確立を図っています。

その中で、南勢地域最大の茶産地である松阪市は、県内有数の深蒸し煎茶の産地で市の西部に位置する飯南・飯高地域を中心にお茶が栽培され上質な深蒸し煎茶が生産されています。

② 行為の制限に関する事項等（重点地区指定時に定める）

図 柳瀬新田・大溝新田地区



J 大石町 谷地区

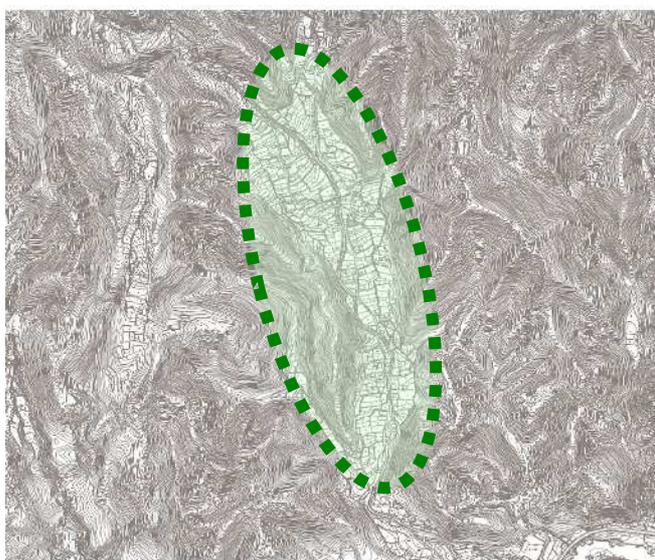
① 景観特性

本地区は、まつさか香肌イレブンの1座である白猪山の麓に広がり、山の斜面に芸術的な石積みの棚田を見ることができます。

棚田の歴史は、段々田の開墾にはじまり、江戸中期のしゃくぬけ（山津波）で集落は大被害を受け、その教訓の積み重ねにより、山津波に備えた石垣が積み上げられてきたもので、先人の技術と後継者の努力によって脈々と引き継がれています。

② 行為の制限に関する事項等（重点地区指定時に定める）

図 大石町 谷地区



K 飯南町向粥見 相津地区

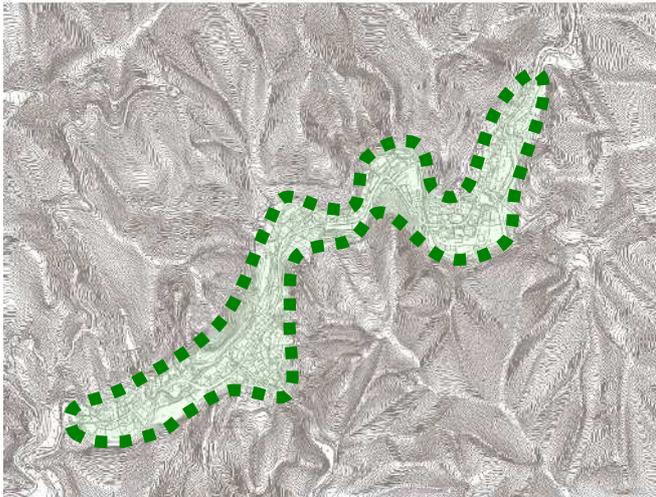
① 景観特性

本地区は、本市相津と大台町三瀬谷をつなぐ、相津峠の北側に位置し、相津川沿いの山間部に形成された山村集落です。

黒を基調とした下見板張りの主屋や離れ、土蔵、塀などで構成された大きな屋敷地が特徴で、わずかな平地を活かした農地、相津川の氾濫対策と想定される野面積みの外構などが連なる景観がみられ、山村集落における歴史的景観を特徴づけています。

② 行為の制限に関する事項等（重点地区指定時に定める）

図 飯南町向粥見 相津地区



景観トピックス

豪商ポケットパーク

江戸時代屈指の豪商で、画期的な商法で成功を収め、後の三井グループの基礎を築き、日本を代表する商人となった「三井高利」ゆかりの地に整備されたポケットパークです。

三井家の屋敷の一部に整備されたポケットパークに設置された四阿（あずまや）や外塀は、三井家の屋敷にかつて存在した建物の屋根や塀をイメージしたものです。（写真中）

また、高利が江戸時代に日本橋に開業した呉服商・越後屋は、後に株式会社三越伊勢丹ホールディングスというグローバル企業となり、そのご縁で、三越のシンボルであるライオン像が寄贈されました。（写真左）背にまたがると念願がかなうと言われていました。

また、この近くには、三井高利の産湯に使ったという伝承のある井戸や、高利の祖父母・父母の五輪塔などが保存されている三井家発祥地（市指定史跡）（写真右）があります。



3. 重点地区における景観誘導

(1) 景観形成基準等

A 通り本町・魚町一丁目周辺地区（平成24年4月指定）

別冊

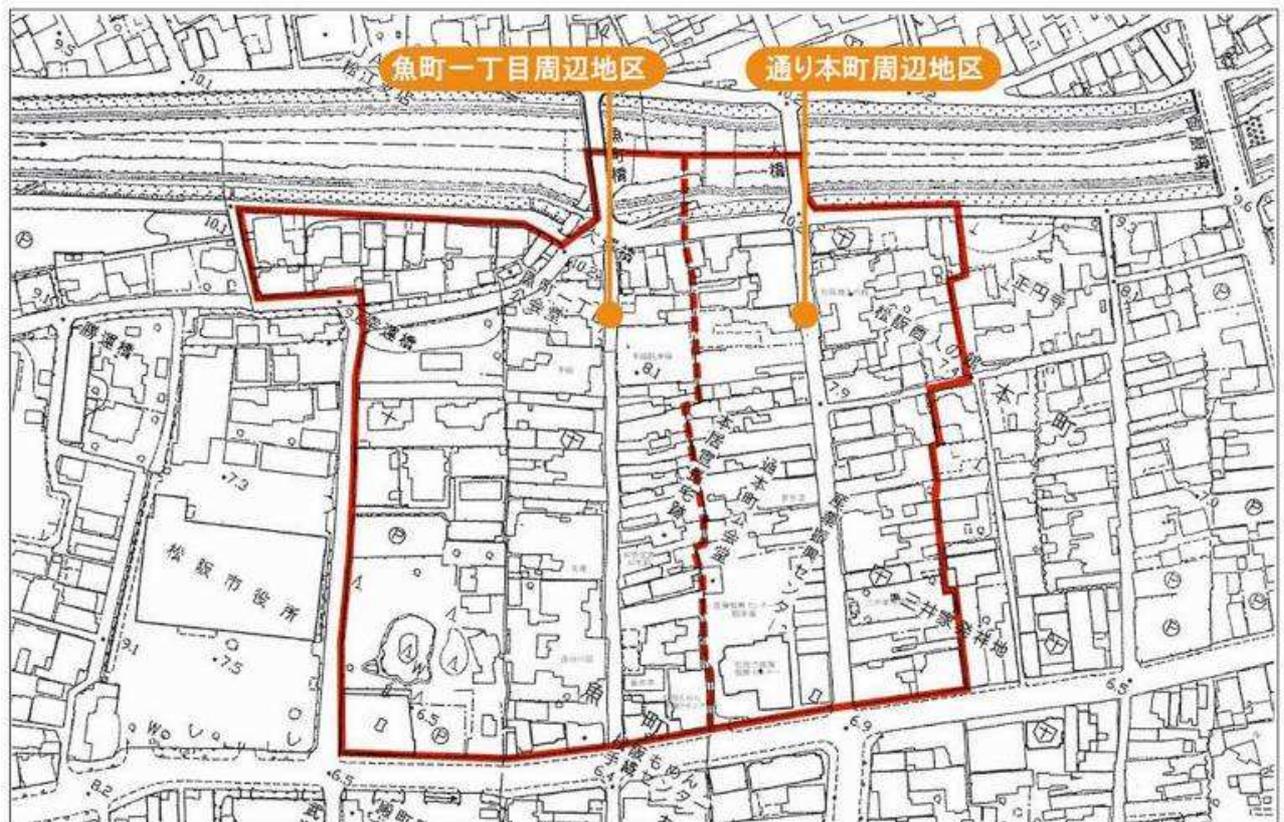
① 景観特性

本地区は、商都松阪の中心地として、また伊勢街道の宿場として栄え、三井家、長谷川家、小津家などの豪商を輩出し、豪壮な蔵構えのある豪商の家並みがみられます。また、蒲生氏郷による松坂城築城以来の都市構造である、鋸歯状道路や、それに沿った「武者隠しのまちなみ」が、現在の都市空間と共存し継承されています。

② 行為の制限に関する事項等（別冊参照）



図 通り本町・魚町一丁目周辺地区



B 市場庄地区（平成25年4月指定）

① 景観特性

本地区は、蒲生氏郷が海寄りの伊勢街道を六軒茶屋あたりにつけ替え発展した地区で、江戸時代には、伊勢参宮の人々の往来で賑わい、農業のかたわらに旅籠、煮物売屋、茶屋、みやげ物屋など多くの参詣客相手に生計を立てた街道集落として発展しました。今でも、全国的にも珍しいといわれる切妻妻入りと連子格子の特徴的なまち並みが連たんしてみられます。

② 行為の制限に関する事項等 （別冊参照）

別冊

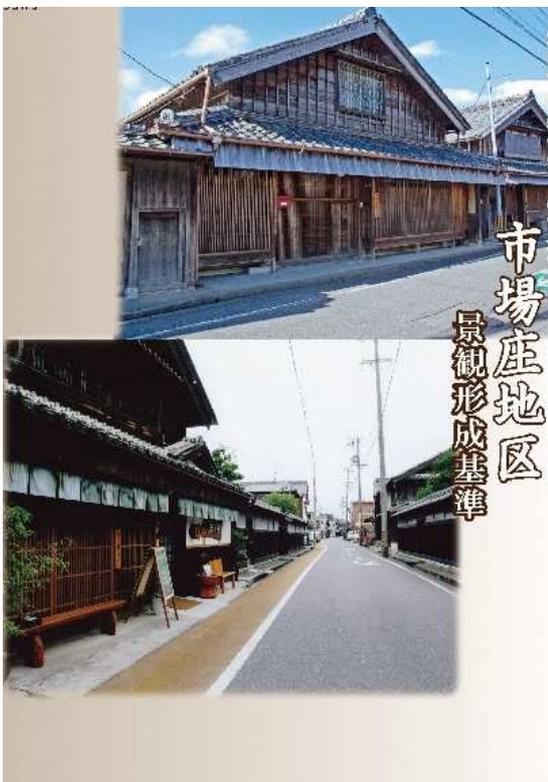
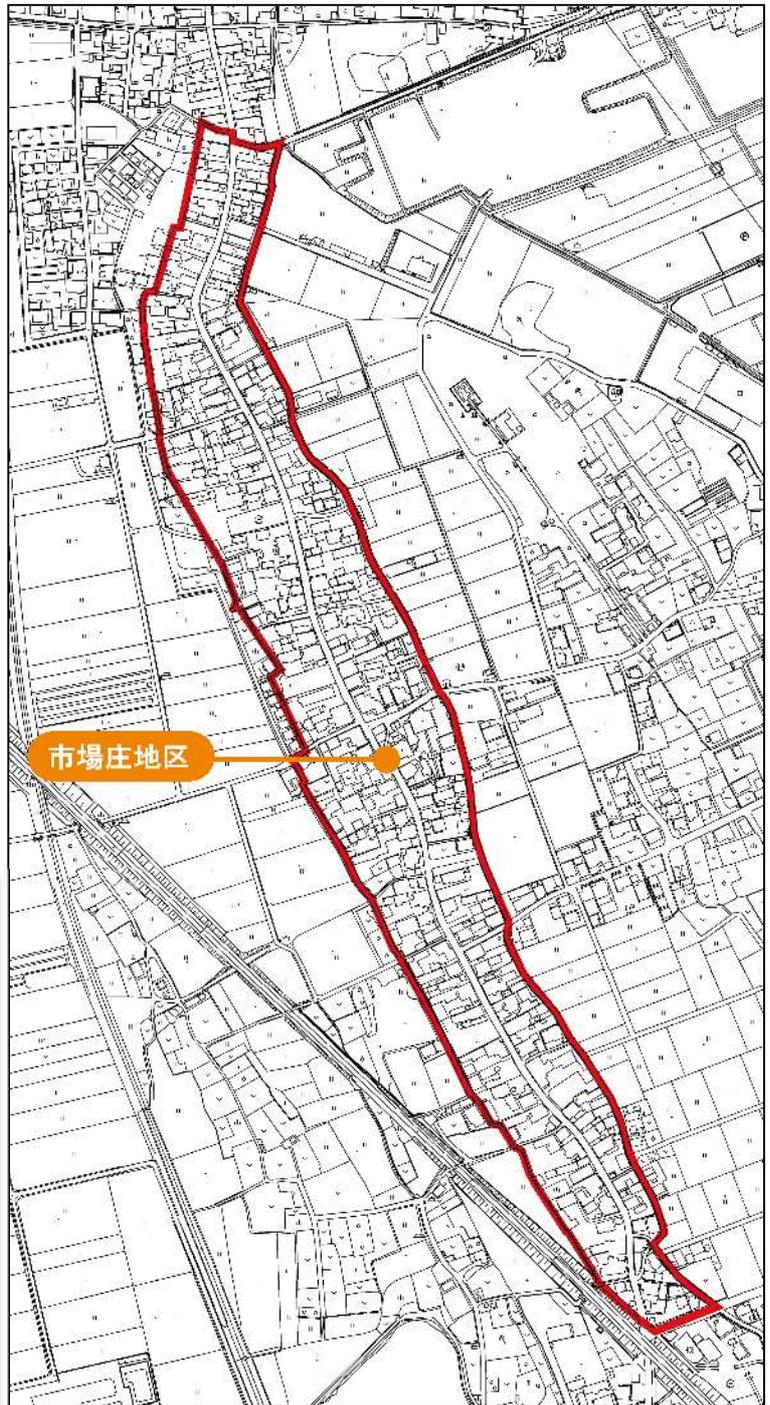


図 市場庄地区



C 松坂城跡周辺地区（平成26年4月指定）

① 景観特性

本地区は、城下町松阪の武家屋敷群として、城跡を背景に豊かな榎垣が連続するまち並みが残り、重要文化財である旧松坂御城番長屋（通称：御城番屋敷）は、子孫が維持管理し、生活が営まれている全国的にも稀な武士の組屋敷です。

また、松坂城の外堀の跡である神道川に沿う一画は、かつて同心町といわれ、武士達が住んでいた場所で1戸当たり200坪前後の屋敷割りは往時の姿をとどめ、主屋や榎垣、生垣が連続する良好な居住環境が維持されています。

② 行為の制限に関する事項等（別冊参照）

別冊

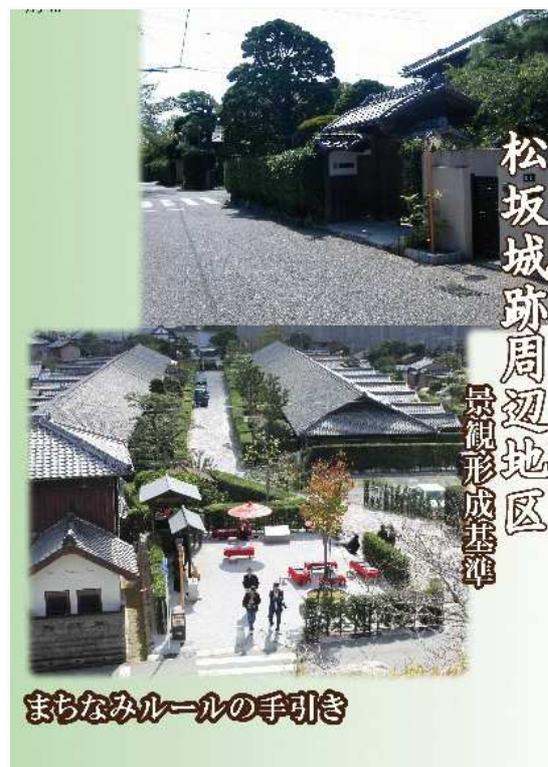
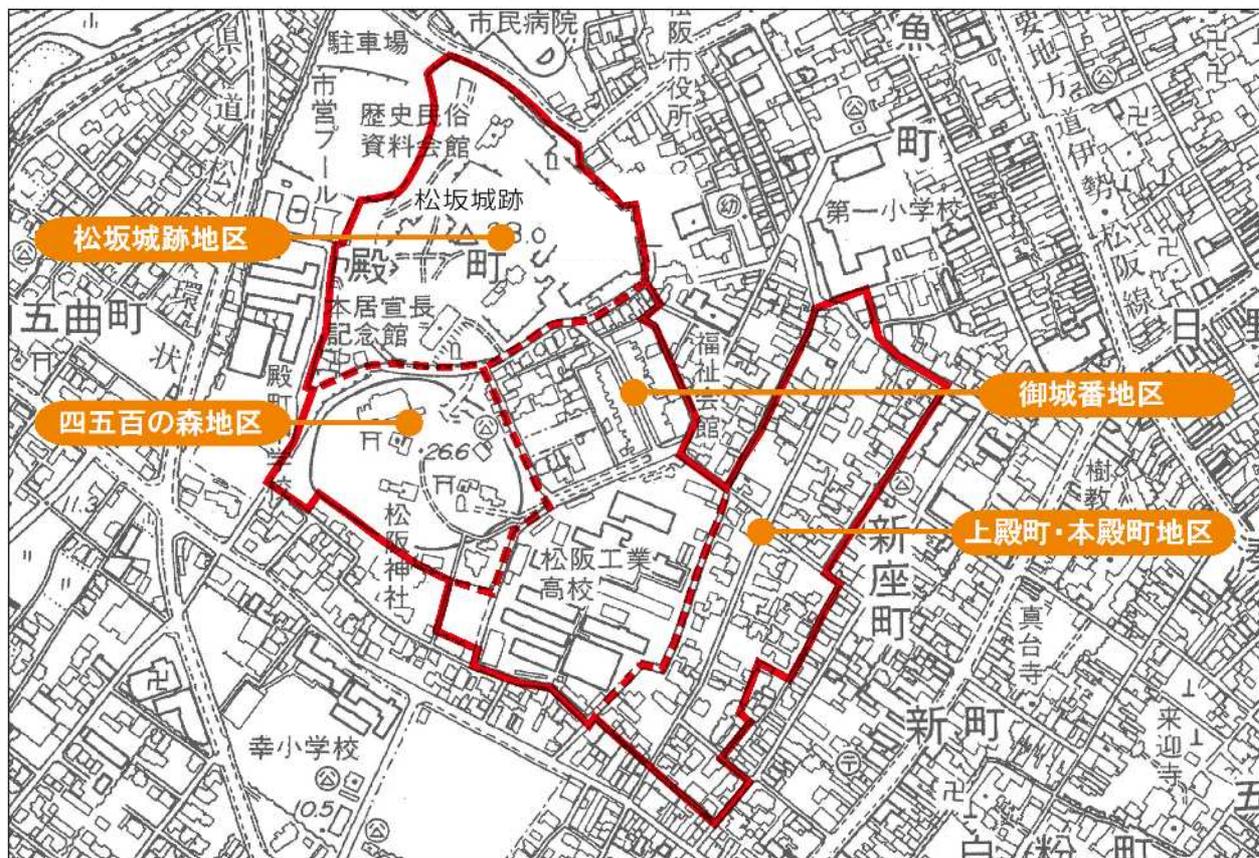


図 松坂城跡周辺地区



D 中万地区（令和3年9月指定）

① 景観特性

本地区は、松阪市南部を流れる櫛田川沿いに広がる農村集落で、江戸時代には松阪商人に先駆けて江戸に進出し、数々の豪商を輩出した地区であり、現在でも、里中通りに面して、蔵造りの屋敷など、かつての豪商の面影が残るまち並みがみられます。

中万地区のまち並みは、富山家、竹口家、中井家などに代表されるように、通り沿いに黒を基調とした門や塀、土蔵などで構成される存在感のある景観を形成しています。

② 行為の制限に関する事項等（別冊参照）

別冊

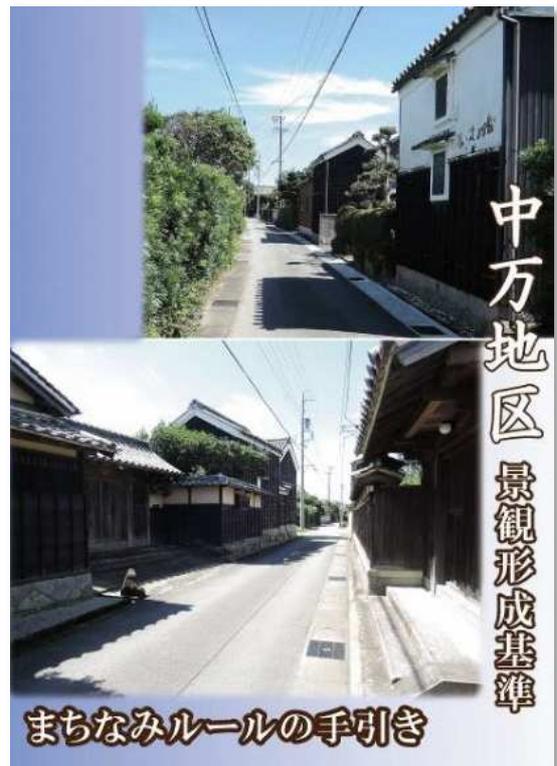
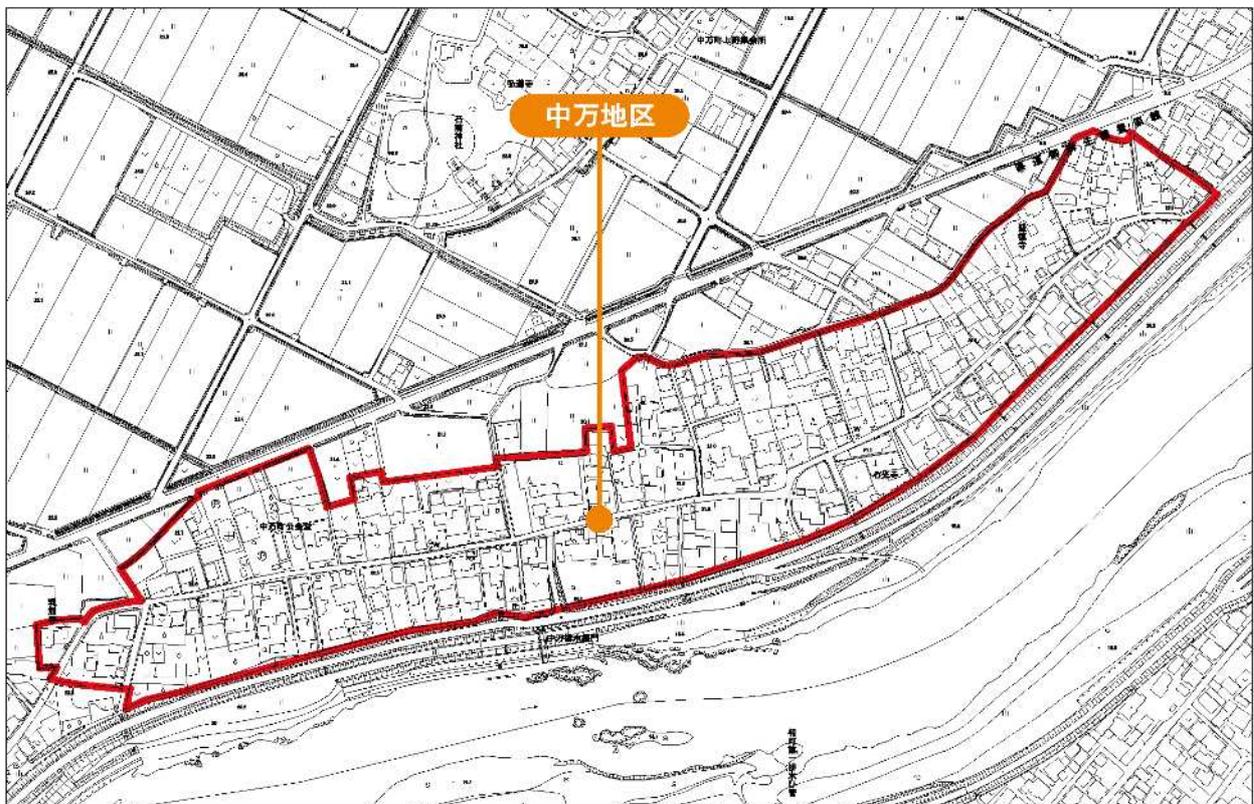


図 中万地区



(2) 重点地区における届出の対象外となる行為

重点地区においては、原則として全ての行為が届出の対象となります。ただし、次に掲げる行為は届出の対象外となります。

①景観法第16条第7項第1号から第10号に規定する行為

②景観法第16条第7項第11号に基づく松阪市景観条例に規定する行為

○建築物の増築又は改築で、外観を変更することとならないもの

○架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するものの建築等で、当該工作物の高さが30m以下のもの

○その他、市長が良好な景観づくりに支障を及ぼさないと認める行為

景観トピックス

まつさか香肌イレブン

松阪市西部に位置する櫛田川中上流部は、香肌峡県立自然公園と室生赤目青山国定公園に指定され、周囲は1,000~1,400mクラスの稜線に囲まれています。地元の山好きや一部のマニアにしか登られていなかった峰々から松阪市が11座を選び「まつさか香肌イレブン」と名付けました。

局ヶ岳から高見山など山から山へ歩く縦走ルートが特徴で、登山上級者の登山意欲を掻き立ててくれます。また、縦走ルートから外れる烏岳や白猪山は、登山を始めたい初心者の方にもびったりです。低山から三重県単独最高峰の山までが揃い、幅広い山々から、登山習熟度に応じた登山を楽しめます。



まつさか香肌イレブン

登山初心者から経験者まで楽しめる、パワエリアに選んだ11座を紹介!

登山グレード: 初級 第4座 局ヶ岳 つねねがたけ 標高1028.7m		関西百名山、伊勢三山のひとつ。山容がピラミッド型で、登山口は伊勢の嶺ヶ谷とも呼ばれている。山頂は展望がよく、伊勢湾や白猪山、三峰山、吉富山脈の山々など、360度の眺望が楽しめる。登山口は、登山口の名は、伊勢の局ヶ岳村は、昔にならぬと名が由来。
登山グレード: 中級 第5座 栗ノ木岳 くりのきだけ 標高1066m		山頂付近に群生するシクナゲが魅力の山。5月上旬から下旬にかけて、花が咲き、紅葉もピンク色に染まる。登山ルート上の植生は、フナなどの落葉樹林が続き、4月~6月に新緑、9月~11月は紅葉が楽しめる。山頂から少し東に歩くと展望が開ける。
登山グレード: 初級 第3座 三峰山 みうねやま 標高1235.2m		日本三百名山、関西百名山のひとつ。道方から眺めると3つのピークが並んで見え、古くは「三峰山」と呼ばれていた。山頂からは室生火山群の大江山、備前山、あぶら岳、よるい岳が展望できる。山頂下の広々とした八丁平は、眺望が良く、春はシロヤシオ、秋はススキ、冬は銀装と季節ごとの趣味が異なる。
登山グレード: 初級 第2座 高見山 たかみやま 標高1248.4m		日本三百名山、関西百名山のひとつ。奈良県との界線にそびえる台地山脈の露の主峰。山容が南北方向が伸びるが、東西方向からは尖って見えることから関西のマツカハイレブンとも呼ばれている。冬場の雪は登山客を魅了する巨岩の光景で、高い人気がある。
登山グレード: 中級 第1座 木梶山 さかじやま 標高1230.4m		ハイハイ平からの露岩が魅力の山。ハイハイ平周辺は、5月頃にレンゲツバキやシロヤシオなどが咲き、秋になると紅葉が美しい。ルート途中のハシラ山は、高見山と並び、麓山頂一帯で見る絶景スポット。アガリ山の南側にアガリ池と呼ばれるハート型の池があり、観光スポットとして人気。

登山グレード: 中級

第6座 **明神岳**

みよしんだけ
標高1432m



関西百名山のひとつ。松原から明神岳のルートにはブナ、登山ルートはシロヤシオの原生林が生い茂り、景観が美しくなっている。明神より30分ほどの距離には、かつてスキー場として利用されていた跡地があり、美しい景観が広がっている。

登山グレード: 中級

第7座 **松塚**

ひのさつか
標高1402.2m



関西百名山のひとつ。山頂一帯は大きな松林が広がり、秋は紅葉、冬は積雪が魅力。また、冬場の登山については、雪原一帯は凍結がかなり進んだため、しっかりとした防寒対策が必要だ。松塚山頂より徒歩20分程度でたけのこ池展望台は、三重県単独峰として最高峰を誇る。

登山グレード: 上級

第8座 **池木屋山**

いけごやま
標高1395.9m



関西百名山のひとつ。登山ルートの種類からは、近隣の山々を眺めながらの山登りが楽しめる。ルート途中にある滝降山付近は、パノラマ展望が広がり、とても魅力的。※滝降を越えるルートは滑落死亡事故が多発。大変危険なため、上級者であっても慎重での登山は推奨したい。

登山グレード: 上級

第9座 **迷岳**

まよだけ
標高1308.7m



関西百名山のひとつ。山頂展望が入り組み、険しいことが、そのまな名前の由来となっている。山頂はブナ林に囲まれた広いスペースとなっていて、休憩の際は絶好のスポットである。岩場が滑りやすい箇所があるため、冬場の登山には注意が必要。

登山グレード: 初級

第10座 **烏岳**

からすだけ
標高545m



まつさか香肌イレブンの一番低い山。リバーサイド茶屋の大型駐車場から、登山口まで徒歩5分。登山道が安全で、登山意欲が低い方におすすめの山。頂上からの眺望が素晴らしい。東三河方面は局ヶ岳から高見山までの山々を見渡せ、伊勢-河内方面は伊勢湾から対岸の伊勢半島までが一望できる。

登山グレード: 初級

第11座 **白猪山**

しろいざん
標高819.8m



伊勢三山のひとつ。伊勢半島から三河の川口(飯沼山)白猪山(局ヶ岳)が並んで見える。山頂付近には「白猪大権現」、夏目漱石には紅葉の景色「白猪山」もとて日本相田白猪にも選ばれた美しい石造りが残る「白猪山」があり、周辺の見どころも併せて楽しめる。

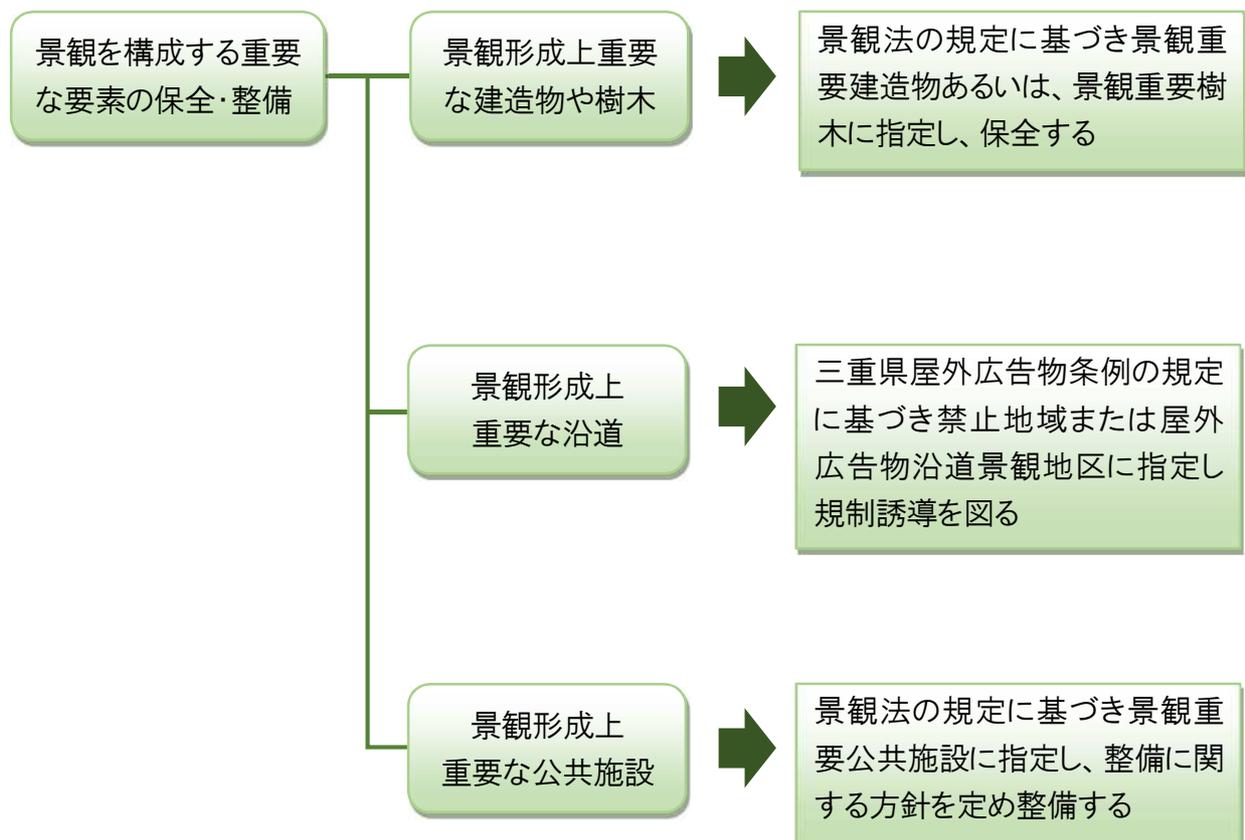
第3章 景観を構成する重要な要素の保全・整備

地域の歴史、文化等からみて建造物の外観が景観上の特徴を有するものや、地域の景観のシンボルとして親しまれている巨木や街路樹などは、地域の景観を構成する要素として重要な役割を果たしています。また、市民の多くは歩道を散策し、あるいは自動車で移動する車窓から本市の沿道景観を見ており、日常的にもっとも慣れ親しんでいる景観の一つです。

この沿道における景観形成は、本市の良好な景観を印象づけるとともに、公共施設自体が本市の景観を構成する重要な要素であるため、道路の景観を特徴づける街路樹の適切な維持管理や、道路舗装、道路施設などについて、市民や来訪者に良い印象を与えるような景観配慮が重要です。

また、主要な沿道においては、屋外広告物が沿道景観を印象づけることも多いため、適正な景観誘導が重要です。

そこで、以下のとおり景観法等の諸制度を活用し、市民共通の資産として将来にわたり保全するとともに、良好な景観の形成に配慮した整備を進めます。



1. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定

(1) 指定の方針

松阪市には、海岸部から山地部にかけて、多くの景観資源がみられます。これらのうち、地域の景観を特徴づける建造物や樹木は、本市における良好な景観の形成上重要な要素であり、その保全、継承のため、市民共通の資産として活かしていく必要があります。

このため、外観が景観上特に優れているもの、樹勢が景観上特に優れているもの、公共の場所から誰もが容易に見ることができ、次に示す項目のいずれかに該当するものを、景観重要建造物あるいは景観重要樹木に指定します。

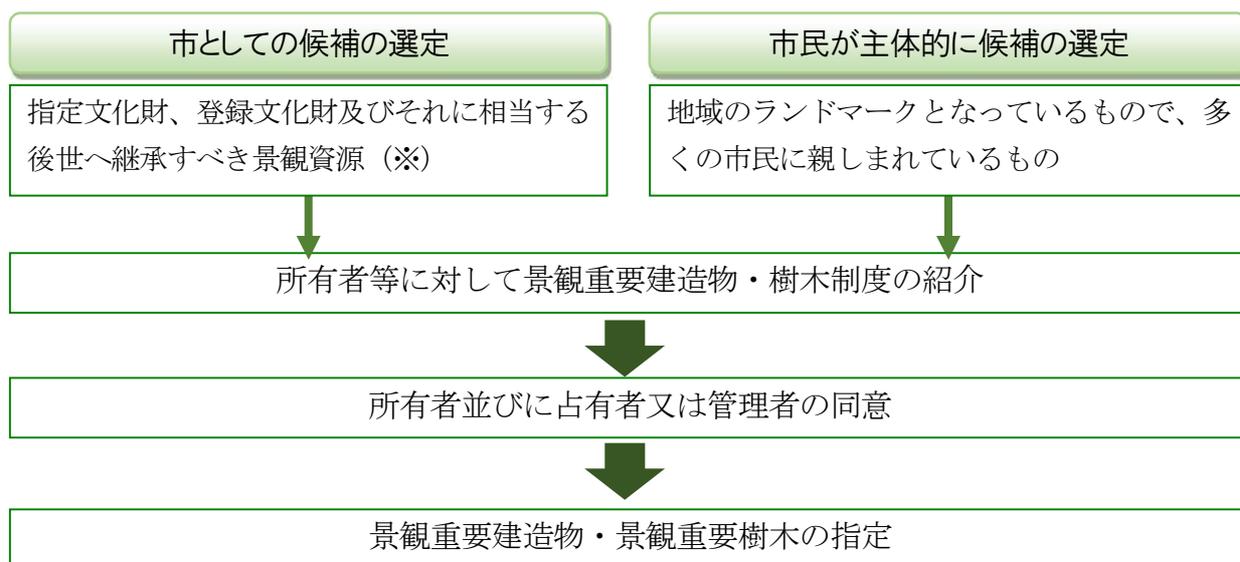
- 地域の景観を特徴づける景観資源
- 地域住民が誇りを感じ、維持継承されている景観資源
- その景観資源を一つの契機として、地域の活性化等に資する可能性のあるもの

(2) 指定基準

指定の方針に基づき、次の①若しくは②の基準に該当するもので、③の基準に該当するものを、景観重要建造物あるいは景観重要樹木として指定します。

- ① 指定文化財、登録文化財及びそれに相当する後世へ継承すべき景観資源で、建造物にあつては、景観上重要なもの、樹木にあつては、長い時間をかけて育まれてきた巨木や名木等
- ② 地域のランドマークとなっているもので、多くの市民に親しまれているもの
- ③ 所有者並びに占有者又は管理者がある場合はそれらの者の同意を得たもの

【景観重要建造物・景観重要樹木指定のフロー】



※建造物にあつては「それに相当する後世へ継承すべき景観資源」として、「歴史的建造物保全制度」に基づく歴史的建造物を対象とする。

(3) 歴史的建造物保全制度

① 歴史的建造物保全制度とは

重点地区において、地域の景観を特徴づける景観的に価値があると認められる建造物を市民全体の資産として将来にわたり保全するため、当該建造物所有者等との合意に基づき「歴史的建造物」として市が認定する制度です。

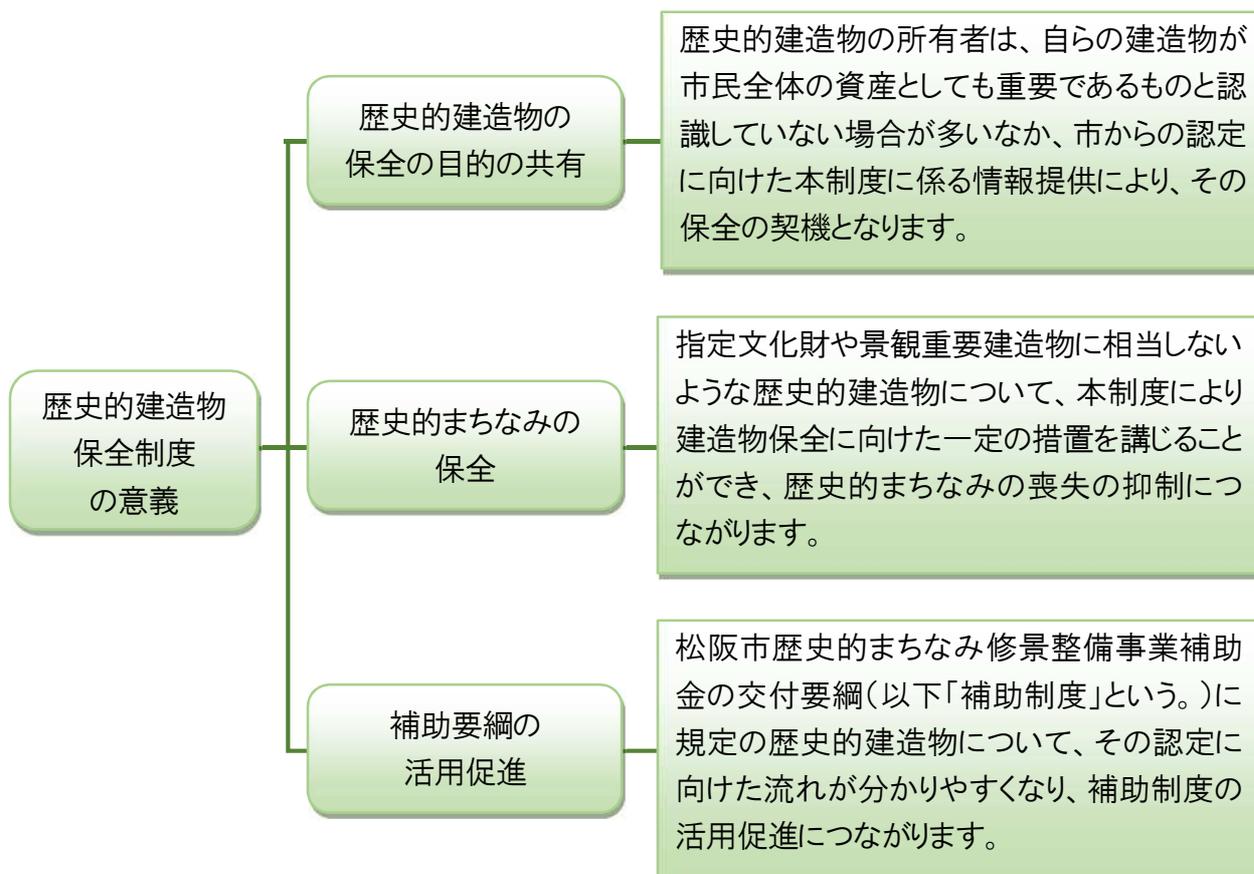
なお、認定の対象となる歴史的建造物は、次の項目に関し一定の条件を満たしたものとします。

【認定対象となる歴史的建造物の検討項目】

- 重点地区における景観特性としての当該建造物の位置づけ
- 当該建造物の建築年等
- 市民活動等における当該建造物の位置づけ
- 当該建造物の所有者の意思
- 景観審議会等における位置づけ など

② 歴史的建造物保全制度の意義

歴史的建造物保全制度の意義は次のとおりです。

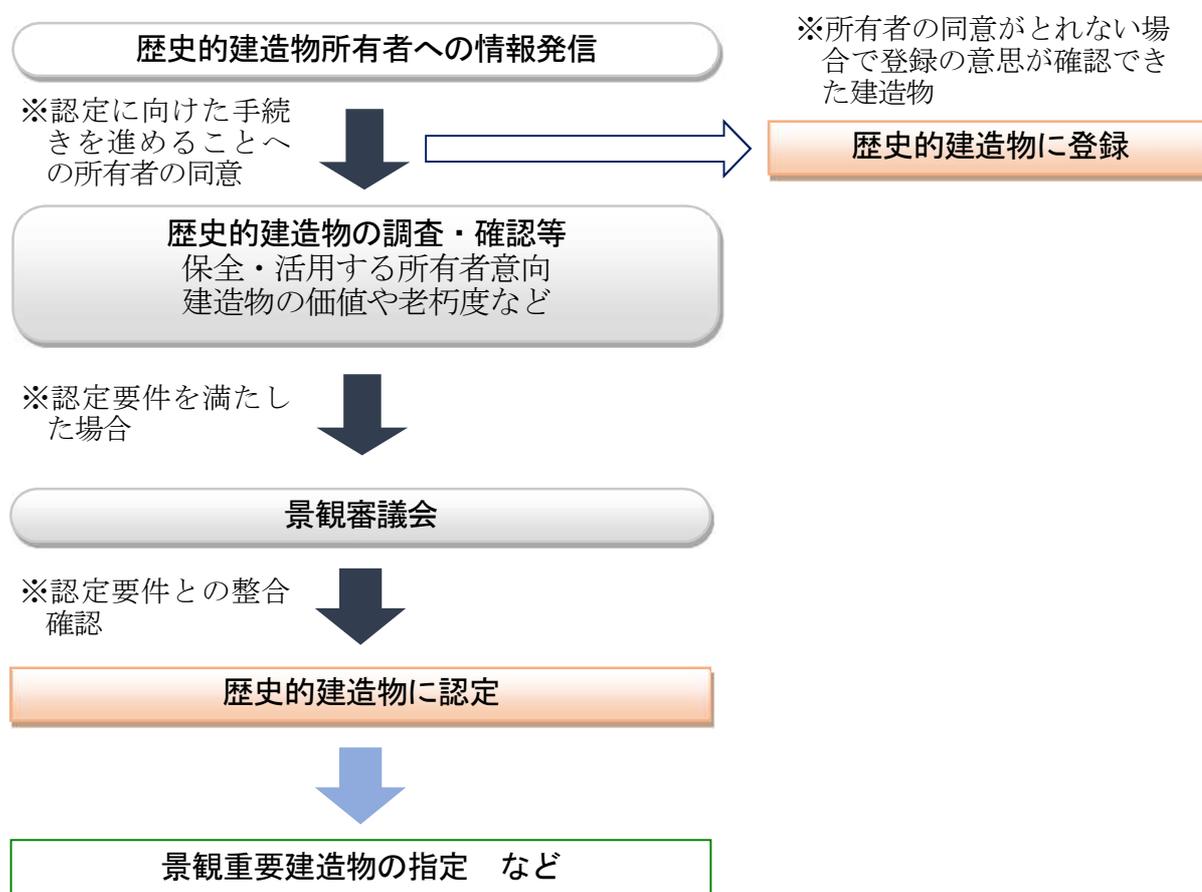


③ 歴史的建造物保全制度の仕組み

歴史的建造物保全制度は、次の歴史的建造物認定の流れのとおり、「登録」と「認定」の2つの段階を設け運用します。また、市は各段階に応じて、歴史的建造物の保全に向けた必要な支援を行い、景観法に規定される景観重要建造物の指定に努めていきます。

図 歴史的建造物認定の流れ

歴史的建造物認定の流れは、当該建造物所有者に認定に向けた調査等の手続きを進めることに対して同意を求めたうえで、歴史的建造物（認定）作業を進めていきます。一方で、その手続きの段階で同意がとれない場合で、歴史的建造物として登録の意思が確認できた建造物を歴史的建造物（登録）として位置づけます。



(4) 景観重要建造物

松阪市景観条例（平成20年松阪市条例第33号）第18条第2項の規定により、次の建造物を景観重要建造物に指定しています。

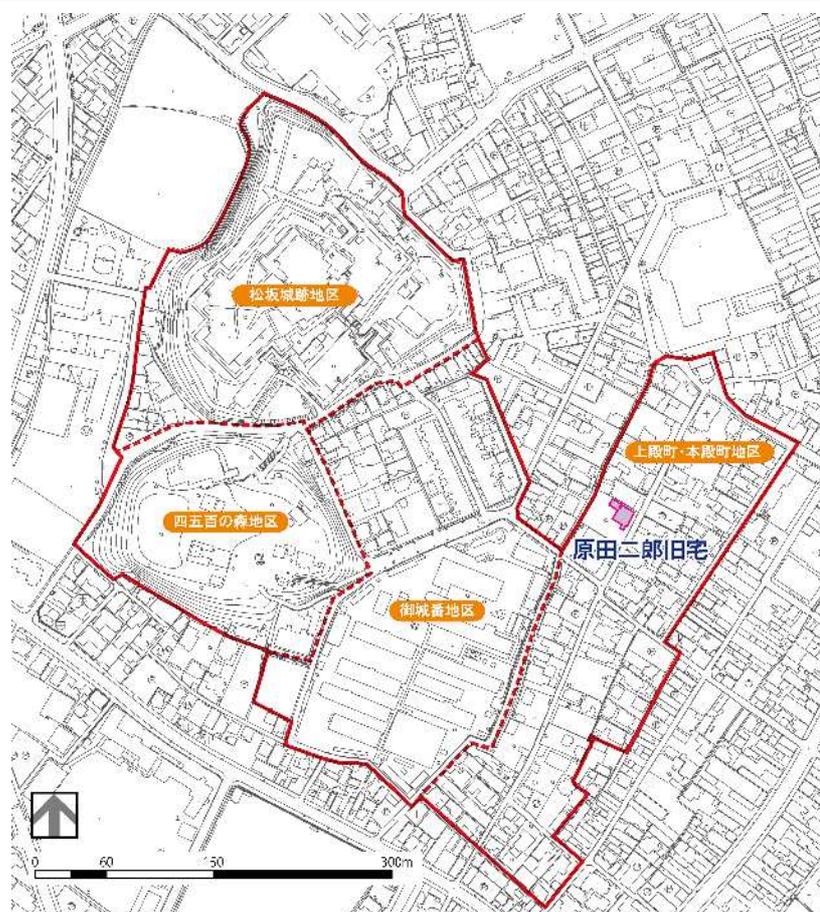
項目	内容
指定年月日	平成23年12月1日
名称	原田二郎旧宅
所在地	松阪市殿町1290番地
所有者	松阪市（平成19年度、財団法人原田積善会から寄付を受ける）
外観の特徴	江戸時代後期の武家屋敷の形態を残す建築物 （平成22年3月29日に市文化財に指定）

【指定の理由】

- ・原田邸がある殿町界隈は、城下町松阪の武家屋敷群として、城跡を背景に豊かな槇垣のまち並みが残っており、市の景観計画では「松坂城跡周辺地区」として景観重点地区（候補）に位置付けられている。（平成26年4月に重点地区指定）
- ・原田二郎旧宅は、建築物単体でも歴史的な財産であるが、旧同心町の歴史的なまち並みを形成する重要な要素でもある。
- ・このように、地域に残る歴史的な建造物を保存・保全することは、歴史的まち並みそのものを保存・保全することにも繋がり、今後、松阪市の観光資源としても活用できる。

【位置等】

重点地区
 松坂城跡周辺地区



2. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

(1) 屋外広告物の表示及び掲出に関する基本的事項

屋外広告物が無秩序に林立することは、松阪市における良好な景観の形成上好ましくないことから、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限を図る必要があります。

このため、本市全域においては、三重県屋外広告物条例を適用し、許可の基準（面積・高さ・形状等）や屋外広告物を設置できない場所や物件（禁止地域・禁止物件）を定め、行為の制限を図るとともに、特に良好な景観の維持及び形成を図るべき地区においては、松阪市屋外広告物条例を定めるなど、市独自の規制・誘導を図っていきます。

(2) 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の規制に関する基本的事項

屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限を次のとおり定めます。

地区	屋外広告物の表示及び掲出に関する基本的事項
一般地区	<p>三重県屋外広告物条例の規定に沿って定めます。</p> <hr/> <p>良好な景観の形成を要する沿道地区については、三重県屋外広告物条例の規定に沿って禁止地域または屋外広告物沿道景観地区に指定し規制誘導を図ります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【禁止地域指定区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 42 号松阪多気バイパス ・ 国道 23 号中勢バイパス ・ 県道六軒鎌田線バイパス <p>【松阪市屋外広告物沿道景観A地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県道松阪第2環状線 <p>（八太町の国道 42 号との交差点から百々川橋までの区間（一般国道 166 号との重複区間を含む。）並びに伊勢自動車道松阪インター進入道路のうち料金所から県道松阪第2環状線との交差点までの区間及び当該区間の両側 100m以内の区域）</p> </div>
重点地区	<p>屋外広告物法（第 3～5 条、第 7、8 条）に基づく松阪市独自の屋外広告物条例を策定します。</p> <hr/> <p>歴史的まち並みが整っている地区においては原則禁止地域とするとともに、街路景観の整っている地区においては掲出基準を定め、適正な規制誘導を図ります。</p>

※重点地区とは、「A通り本町・魚町一丁目周辺地区」「B市場庄地区」「C松坂城跡周辺地区」「D中万地区」を示します。

※歴史的まち並みが整っている地区とは、重点地区(候補)の「A松坂城跡周辺地区」「B通り本町周辺地区」「C商人町・職人町地区」における職人町通りなどや「D射和地区」「E六軒地区」「G 波瀬周辺地区」「K 飯南町向粥見 相津地区」などを示します。

※街路景観の整っている地区とは、重点地区(候補)の「C商人町・職人町地区」における中心商店街地区や「F中川駅周辺地区」における駅西商業地区などを示します。

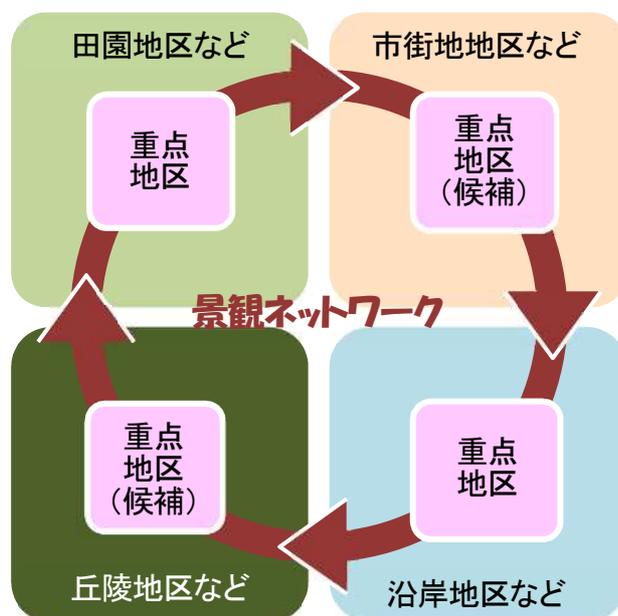
3. 景観重要公共施設の整備に関する事項

(1) 基本的な考え方

道路、河川、公園等の公共施設は、地域の景観において重要な要素のひとつであり、良好な景観の形成を推進していくためには、公共施設が先導していくことが重要となります。このため、景観重要公共施設を選定し、公共施設の整備に関する事項や工作物等の占用許可の基準を定めます。

景観重要公共施設を選定にあたっては、次項の選定の基準により市内の景観ネットワークを形成する観点を中心に、市内を循環する道路と重点地区（候補含む）内にある道路を優先して選定します。

また、景観重要公共施設の整備、改修については、大幅なコスト増につながる整備、改修を求めるものではなく、双方の協議を通じ、限られた予算の範囲内において、松阪市景観計画に定める「良好な景観の形成に関する方針」に基づき、公共施設の整備を図ることを目的とします。



(2) 景観重要公共施設選定の基準

前項に基づき、景観重要公共施設の選定基準を次の通り定めます。

選定基準A. 景観重要公共施設の指定の考え方における「重点地区や重点地区(候補)内にあるもの」を優先的に景観重要公共施設として指定していく。

選定基準B. 選定基準Aのうち、区域が明確に定まっている「重点地区」内にある主要な道路等は、原則全て景観重要公共施設として指定していく。

選定基準C. 区域が明確に定まっていない「重点地区(候補)」内にある主要な道路や重点地区に隣接し、特に景観への配慮が必要な道路等は、景観に配慮した整備が実施済みのものを優先的に景観重要公共施設として指定していく。

選定基準D. 景観ネットワーク形成の観点から、本市内を循環する環状道路を優先的に景観重要公共施設として指定していく。

(3) 景観重要公共施設の指定の方針

景観重要公共施設の指定の対象は、前項選定の基準を基に、松阪市の良好な景観を形成している施設とし、景観に配慮した整備の進捗状況や多くの市民や来訪者に本市の景観を印象づける効果や景観保全に関する施策などを踏まえて指定していきます。

(4) 景観重要公共施設の指定の進め方

景観重要公共施設の指定にあたっては、選定の基準や指定の方針に基づき、市で管理する公共施設について指定を進めるとともに、他の公共施設管理者である国や三重県との協議を進め、同意を得たものから順次指定していきます。

(5) 整備方針や基準の考え方

指定された景観重要公共施設については、松阪市景観計画で定める良好な景観の形成に関する方針や景観形成基準等を踏まえ、整備に関する方針や占用許可の基準を定めます。

景観計画重点地区等における公共施設については、整備時だけでなく維持管理や補修等の機会をとらえ、良好な景観の形成を推進していくことが効果的であり、整備に関する方針等は対象となる公共施設の計画や事業の進捗状況、維持管理の状況に合わせた適切な内容とします。

(6) 景観重要公共施設の整備に関する方針等の考え方

景観重要公共施設は、公共施設の整備状況の位置づけに応じ、次に示す方針に基づき、公共施設ごとに整備に関する方針等を定めます。

① 景観重要道路の整備に関する方針、占用許可の基準

景観重要道路	
<p>整備に関する方針 (法第 8 条 第 2 項第 4 号ロ)</p>	<p>松阪市景観計画に定める「良好な景観の形成に関する方針」に配慮するとともに、次の方針に基づき整備する。</p> <p>①現在形成されている良好な道路景観を維持することとし、改修等に際しても、現在の道路景観の継承に配慮する。但し、景観計画に定める景観形成基準に適合しないものについては、周辺の景観特性と調和する色彩やデザインに変更する。</p> <p>②重点地区、重点地区（候補）の歴史性や各道路の位置づけをふまえ、舗装材の美装化、道路上の電柱の民地等への移設などにより沿道のまちなみの保全や調和に配慮し、歩行者が楽しみながら回遊できる景観を形成するとともに、これらの適切な維持管理を行う。</p> <p>③本市のシンボリックな道路として、街路樹や低木植栽などにより、魅力あるアプローチ景観の形成に配慮するとともに、これらの適切な維持管理に努める。</p> <p>④道路附属施設の整備等にあたっては、周辺の景観との調和に配慮した色彩（別表参照）やデザインに配慮する。ただし、設置場所周辺の状況から別途配慮が必要な場合は、この限りでない。</p> <p>⑤改修等に際しては、路線の景観に大きく影響を与えるような計画的に連続して行う場合には、上記方針を適用し、通常の維持管理行為の場合など小規模改修の場合は、上記②、③、④は適用除外とする。</p> <p>⑥周辺の景観と調和が図られていない道路附属物等の構造物等がある場合は、その除却等に努め、周辺との調和に配慮する。</p>
<p>占用許可の基準 (法第 8 条 第 2 項第 4 号ハ(1))</p>	<p>⑦道路上の工作物などを設置する際の占用許可にあたっては、周辺の景観と調和するよう、当該行為地における景観形成基準への適合に配慮する。</p> <p>⑧工作物の設置は、通りの見通しや見通しを阻害するような位置、また、景観形成上重要な位置に設置しないよう配慮する。ただし、まちなみや周辺景観との調和に配慮した場合には、この限りではない。</p> <p>⑨工作物の形態意匠は、周辺の景観から突出しないよう配慮すること。</p> <p>⑩工作物の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、通常管理行為や同色による塗装の塗り替え、自然素材の使用に努めるなど周辺景観との調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令等で定めのあるものや三重県屋外広告物条例に基づき許可申請される屋外広告物の表示面、あるいは安全上やむを得ない場合はこの限りではない。</p>

景観重要道路			
占用許可の 基準 (法第 8 条 第 2 項第 4 号ハ(1))	色相	明度	彩度
	Y R ~ 5 Y	8 以上の場合	4 以下
		8 未満の場合	6 以下
	R, 5.1 Y ~ 10 Y	—	4 以下
その他	—	2 以下	

別表 道路附属施設の色彩基準

<p>道路附属施設の色彩は、「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成 29 年 10 月）／道路のデザインに関する検討委員会（国土交通省）」を参考とし、次の基本色を推奨する。</p> <p>なお、使い分けについては、同ガイドラインにおける「表 3.1 基本とする 4 色の特徴と留意点」の「使い分けを検討する際の留意点」をふまえて検討すること。</p>
基本色名称及びマンセル値
ダークグレー(マンセル値 10YR 3.0/0.2 [*])と同等の色
ダークブラウン(マンセル値 10YR 2.0/1.0)と同等の色
オフグレー(マンセル値 5Y 7.0/0.5)と同等の色
グレーベージュ(マンセル値 10YR 6.0/1.0)と同等の色

※10Y R 3.0/0.2 を基本とし、彩度は 0.5 を上限とする。

② 景観重要河川の整備に関する方針

景観重要河川	
<p>整備に関する方針 (法第 8 条第 2 項第 4 号ロ)</p>	<p>松阪市景観計画に定める「良好な景観の形成に関する方針」に配慮するとともに、次の方針に基づき整備する。</p> <p>①動植物の生息地となっている豊かな自然環境の保全に努め、親しみとのおいのある水辺の景観形成に配慮する。</p> <p>②沿川のまちなみや自然景観と調和した水辺の景観形成に配慮する。</p> <p>③現在の整備水準を維持することを基本とし、改修等に際しても、現在の整備水準を確保するよう配慮する。但し、景観計画に定める景観形成基準に適合しないものについては、地域の景観特性との調和に配慮し変更する。</p> <p>④改修等に際しては、周辺の景観に大きく影響を与えるような計画的に連続して行う場合には、上記方針を適用し、通常の維持管理行為の場合など小規模改修の場合は、上記①、②、③は適用除外とする。</p>

③ 景観重要都市公園等の整備に関する方針、占用許可の基準

景観重要都市公園等	
整備に関する方針 (法第 8 条第 2 項第 4 号ロ)	<p>松阪市景観計画に定める「良好な景観の形成に関する方針」に配慮するとともに、次の方針に基づき整備する。</p> <p>①市民の憩いの場として、緑の保全に努める。</p> <p>②周辺の自然環境との調和に配慮した整備を図ること。</p> <p>③地域の歴史文化の継承に資する公園の維持保全を図ること。</p> <p>④眺望を楽しむ場として、維持保全を図ること。</p>
占用許可の基準 (法第 8 条第 2 項第 4 号ハ(3))	<p>①工作物等は、派手な色彩や素材は避け、公園の用途や地域性、公園周辺の景観と調和のとれた形態及び意匠とすること。</p>

※工作物等とは、都市公園法第 7 条に規定される工作物その他の物件または施設をいう。

※工作物等の占用の許可とは、都市公園法第 5 条第 1 項または第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の規定によるものとする。

景観トピックス



カネボウ跡公園「鈴の森公園」

この公園は、昔カネボウ綿糸工場が建っており、地域の経済を支えていました。1993 年に工場が閉鎖された跡地を利用して、「誰もが楽しく集える公園を作りたい!」との願いをもとに、市民団体と行政の協働で作られた公園です。

また、大正 12 年建築の赤レンガの綿糸倉庫は、松阪市が一部取得し、保存・補強・修復工事を経て、松阪市文化財センターの市民ギャラリー・収蔵庫に生まれ変わり、市民の芸術活動の場として利用されています。

なお、当該建物は、旧カネボウ綿糸松阪工場綿糸倉庫として平成 14 年 7 月 16 日に国登録有形文化財登録されています。



(7) 景観重要公共施設

本市においては、景観重要公共施設の基本的な考え方及び選定の基準に基づき、市内の景観ネットワークを形成する観点を大切に、本市域を巡る環状道路と重点地区及び重点地区（候補）地区内の公共施設を優先的に指定するものとします。

景観重要公共施設に位置づける景観重要公共施設の名称と管理者の関係は次のとおりです。

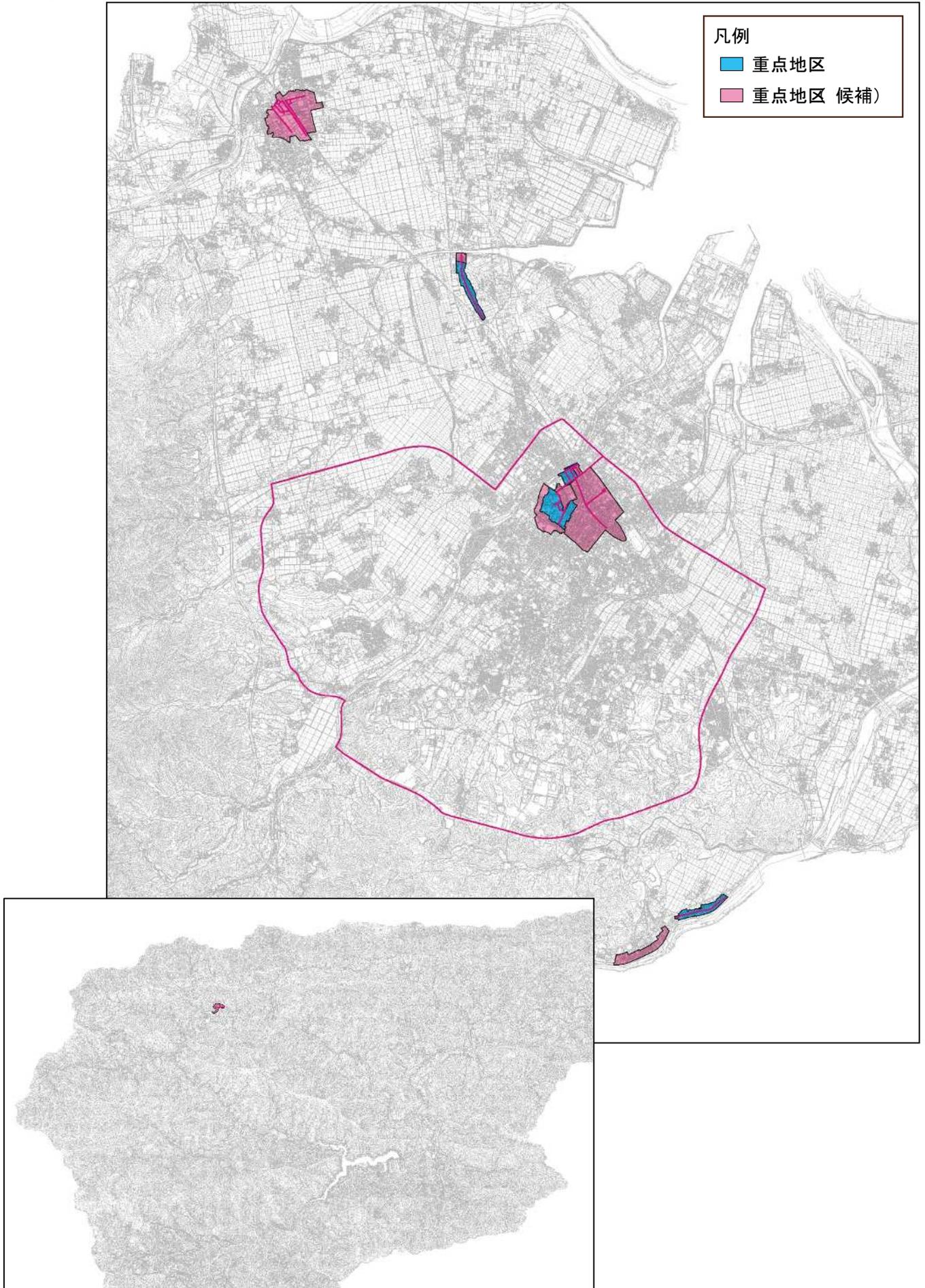
表 景観重要公共施設一覧

	景観重要道路の名称	区間	管理者	選定基準※
1	国道42号松阪多気バイパス (都松阪バイパス)	朝田町南交差点から八太町北交差点	国	基準D
2	県道59号松阪第2環状線 (都松阪第二環状線)	八太町北交差点から桂瀬町交差点、丹生寺町交差点を経由して松阪インター入口交差点	三重県	基準D
3	県道59号松阪第2環状線 (都東町松江岩内線)	松阪インター入口交差点から松阪市民文化会館南交差点	三重県	基準D
4	県道59号松阪第2環状線 (都大平尾外五曲線)	松阪市民文化会館南交差点から大塚町交差点	三重県	基準D
5	国道166号、 県道37号鳥羽松阪線 (都宮町豊原線)	大塚町交差点から宮町交差点(国道166号) 宮町交差点から朝田町南交差点(県道37号鳥羽松阪線)	三重県	基準D
6	県道24号松阪久居線(伊勢街道)	阪内川から本町交差点	三重県	基準B
7	市道魚町通り1号線	阪内川から旧大手筋	松阪市	基準B
8	市道職人町通り線(紺屋町通り)	阪内川から旧大手筋	松阪市	基準C
9	市道矢下町通り線(矢下小路)	全線	松阪市	基準A、C
10	市道松阪公園御厨神社線	魚町橋から御厨橋	松阪市	基準A、C
11	市道御城番通り線	松阪公園から新規町通り線	松阪市	基準B
12	市道新規町通り線	殿町地内(図示区間)	松阪市	基準B
13	市道公園線	松阪公園桜町線から本居宣長ノ宮(図示区間)	松阪市	基準A、B、C
14	県道60号伊勢松阪線 (都本町垣鼻線)	本町交差点から愛宕町西交差点	三重県	基準C
15	県道20号松阪停車場線 (都松阪駅下徳田線)	松阪駅から日野町交差点	三重県	基準C

	景観重要道路の名称	区間	管理者	選定基準※
16	松阪駅西広場	駅前広場	松阪市	基準C
17	市道久米市場庄線(伊勢街道)	市道松阪六軒線から近鉄高架付近(図示区間)	松阪市	基準B
18	市道松阪六軒線(伊勢街道)	市道久米市場庄線から三渡川右岸	松阪市	基準C
19	市道射和中万線	中万町地内(図示区間)	松阪市	基準B
20	県道24号松阪久居線 (都算所宮古線)	中川駅周辺土地区画整理事業区域内(図示区間)	三重県	基準C
21	市道中川駅西線外	中川駅周辺土地区画整理事業区域内(図示区間)	松阪市	基準C
22	県道24号松阪久居線 市道松阪公園桜町線 (都松阪公園大口線)	鎌田町交差点から本町交差点(県道24号松阪久居線) 本町交差点から松坂城跡(大手筋)	三重県	基準C、D
23	市道 町線 市道 勘定坂線	波瀬周辺地区内(図示区間)	松阪市	基準C
	景観重要河川の名称	区間	管理者	選定基準※
24	阪内川	魚町橋から御厨橋	三重県	基準A

※上記表中の「選定基準」とは、65頁「景観重要公共施設選定の基準」に基づく、「景観に配慮した整備の進捗状況や良好な景観形成による効果」に関する考え方における、該当選定基準を示します。

図 景観重要公共施設の位置



(8) 景観重要公共施設の整備に関する方針、占用許可の基準

景観重要公共施設の整備に関する方針、占用許可の基準は、景観重要公共施設の整備に関する方針等の考え方にに基づき整理すると次のとおりです。

① 環状道路

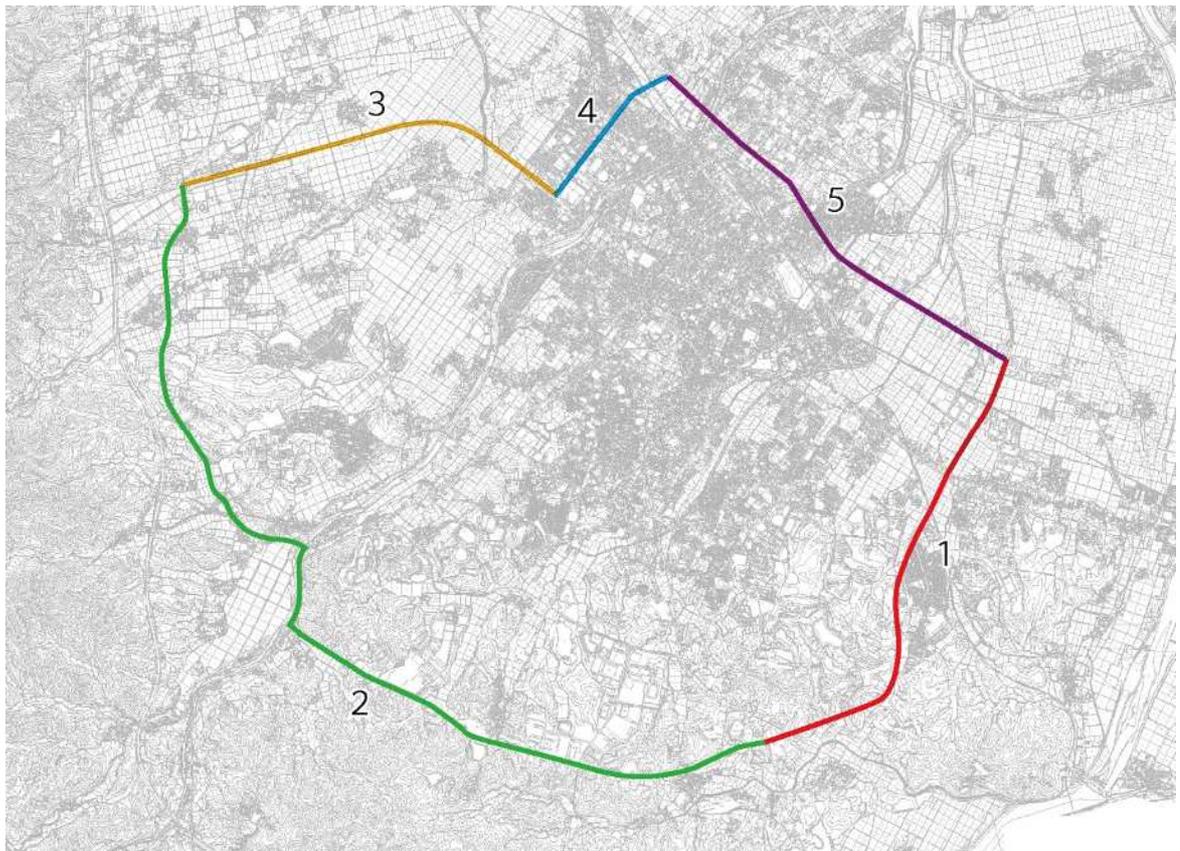
本市の景観は、山地や丘陵地、農地や集落、市街地などで構成されており、これらを縫う環状道路からは、多様な景観を楽しむことができます。

そこで、この本市を巡る環状道路を、景観重要道路として指定します。

<p>1 国道42号松阪多気バイパス (都松阪バイパス)</p>	<p>2 県道59号松阪第2環状線 (都松阪第二環状線)</p>
<p>国道42号松阪多気バイパスは、本市の環状道路の一部を形成する幹線道路です。沿道からは、広がりある田園地区への眺望景観が楽しめます。沿道景観保全のため、三重県屋外広告物条例に規定の禁止地域に指定されています。</p> 	<p>県道59号松阪第2環状線で、本市の環状道路の一部を形成する幹線道路です。なだらかに連なる丘陵地を通る沿道からは、緑豊かな里山の景観が楽しめます。自然景観を阻害しないよう、三重県屋外広告物条例に規定の屋外広告物沿道景観地区に指定されています。</p> 
<p>3 県道59号松阪第2環状線 (都東町松江岩内線)</p>	<p>4 県道59号松阪第2環状線 (都大平尾外五曲線)</p>
<p>県道59号松阪第2環状線で、伊勢自動車道松阪インターチェンジから市街地を結ぶアクセス道路です。沿道からは、広がりのある田園地区への眺望景観が楽しめます。また、三重県屋外広告物条例に規定の屋外広告物沿道景観地区に指定されています。</p> 	<p>県道59号松阪第2環状線で、市街化区域内を通り国道42号までを結ぶアクセス道路です。沿道は大規模商業施設や中高層マンションなどの立地がみられるなど、市街化が進んでいます。</p> 
<p>5 国道166号、県道37号鳥羽松阪線 (都宮町豊原線)</p>	
<p>広域的な幹線道路である国道23号からつながる本市へのアクセス道路です。沿道には大規模施設や業務施設などの立地がみられるなど、市街化が進んでいます。</p> 	

	景観重要道路の名称	区間	整備に関する方針	占用許可の基準
1	国道42号松阪多気バイパス (都松阪バイパス)	朝田町南交差点から八太町北交差点	①④⑤⑥	⑦⑧⑨⑩
2	県道59号松阪第2環状線 (都松阪第二環状線)	八太町北交差点から桂瀬町交差点、丹生寺町交差点を 経由して松阪インター入口 交差点	①④⑤⑥	⑦⑧⑨⑩
3	県道59号松阪第2環状線 (都東町松江岩内線)	松阪インター入口交差点から 松阪市民文化会館南交差 点	①③④⑤⑥	⑦⑧⑨⑩
4	県道59号松阪第2環状線 (都大平尾外五曲線)	松阪市民文化会館南交差 点から大塚町交差点	①④⑤⑥	⑦⑧⑨⑩
5	国道166号、 県道37号鳥羽松阪線 (都宮町豊原線)	大塚町交差点から宮町交差 点(国道166号) 宮町交差点から朝田町南交 差点(県道37号鳥羽松阪線)	①④⑤⑥	⑦⑧⑨⑩

※表中の数字は、前項「(6)景観重要公共施設の整備に関する方針等の考え方」における「整備に関する方針」「占用許可の基準」に示す項目に対して各公共施設が該当するものを示します。



② 重点地区（候補含む）内道路等

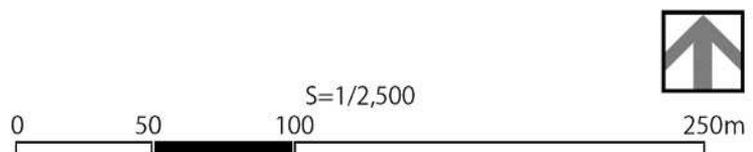
環状道路から松坂城跡へのアクセスとなる道路や重点地区（候補含む）内にある道路、河川を景観重要公共施設として指定します。

ア. 通り本町・魚町一丁目周辺地区

<p>6 県道24号松阪久居線（伊勢街道）</p>	<p>7 市道魚町通り1号線</p>
<p>通りは、商都松阪の中心地として、また伊勢街道の宿場として栄え、三井家、小津家などの豪商を輩出し、今もその名残りがみられます。また、蒲生氏郷による松坂城築城以来の都市構造である、鋸歯状道路や、商家・豪商のまち並みが、現在の都市空間と共存し継承されています。道路（伊勢街道）は美装化され、無電柱化されるなど、景観との調和に配慮した整備がなされています。</p> 	<p>通りは、商都松阪の中心地として栄え、長谷川家などの豪商や本居宣長を輩出し、今もその名残りがみられます。また、蒲生氏郷による松坂城築城以来の都市構造である、鋸歯状道路や、仕舞屋・豪商のまち並みが、現在の都市空間と共存し継承されています。道路は美装化され、無電柱化されるなど、景観との調和に配慮した整備がなされています。</p> 
<p>8 市道職人町通り線（紺屋町通り）</p>	<p>9 市道矢下町通り線（矢下小路）</p>
<p>通りは、商都松阪の中心地として栄え、今もその名残りがみられます。また、蒲生氏郷による松坂城築城以来の都市構造である鋸歯状道路が現在の都市空間と共存し継承されています。道路（紺屋町通り）は美装化されるなど、景観との調和に配慮した整備がなされています。</p> 	<p>通りは、商都松阪の中心地として栄え、今もその名残りがみられます。また、蒲生氏郷による松坂城築城以来の都市構造である、鋸歯状道路が現在の都市空間と共存し継承されています。道路（矢下小路）は美装化されるなど、景観との調和に配慮した整備がなされています。</p> 
<p>10 市道松阪公園御厨神社線</p>	<p>24 阪内川</p>
<p>阪内川沿いの道路のうち、松坂城下町であり重点地区（候補）である通り本町・魚町一丁目周辺地区の魚町橋から御厨神社までの区間です。護岸の防護柵は擬木調のもので修景されるなど、景観との調和に配慮した整備がなされています。</p> 	<p>阪内川のうち、松坂城下町であり重点地区である通り本町・魚町一丁目周辺地区沿いを流れ御厨橋に至る区間です。阪内川の護岸道路は、地区住民の散策道として親しまれているとともに、毎年地域住民による松阪七夕祭りが開催され、多くの市民に親しまれています。</p> 

	景観重要道路・河川 の名称	区間	整備に関する 方針	占用許可の 基準
6	県道24号松阪久居線 (伊勢街道)	阪内川から本町交差点	①②④⑤⑥	⑦⑧⑨⑩
7	市道魚町通り1号線	阪内川から旧大手筋	①②④⑤⑥	⑦⑧⑨⑩
8	市道職人町通り線 (紺屋町通り)	阪内川から旧大手筋	①②④⑤⑥	⑦⑧⑨⑩
9	市道矢下町通り線 (矢下小路)	全線	①②④⑤⑥	⑦⑧⑨⑩
10	市道松阪公園御厨神社線	魚町橋から御厨橋	①②④⑤⑥	⑦⑧⑨⑩
24	阪内川	魚町橋から御厨橋	①②③④	—

※表中の数字は、前項「(6)景観重要公共施設の整備に関する方針等の考え方」における「整備に関する方針」「占用許可の基準」に示す項目に対して各公共施設が該当するものを示します。



イ. 松坂城跡周辺地区

	景観重要道路の名称	区間	整備に関する方針	占用許可の基準
11	市道御城番通り線	松阪公園から新規町通り線	①②④⑤⑥	⑦⑧⑨⑩
12	市道新規町通り線	殿町地内(図示区間)	①②④⑤⑥	⑦⑧⑨⑩
13	市道公園線	松阪公園桜町線から本居宣長ノ宮(図示区間)	①②④⑤⑥	⑦⑧⑨⑩

※表中の数字は、前項「(6)景観重要公共施設の整備に関する方針等の考え方」における「整備に関する方針」「占用許可の基準」に示す項目に対して各公共施設が該当するものを示します。

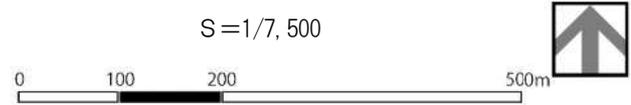
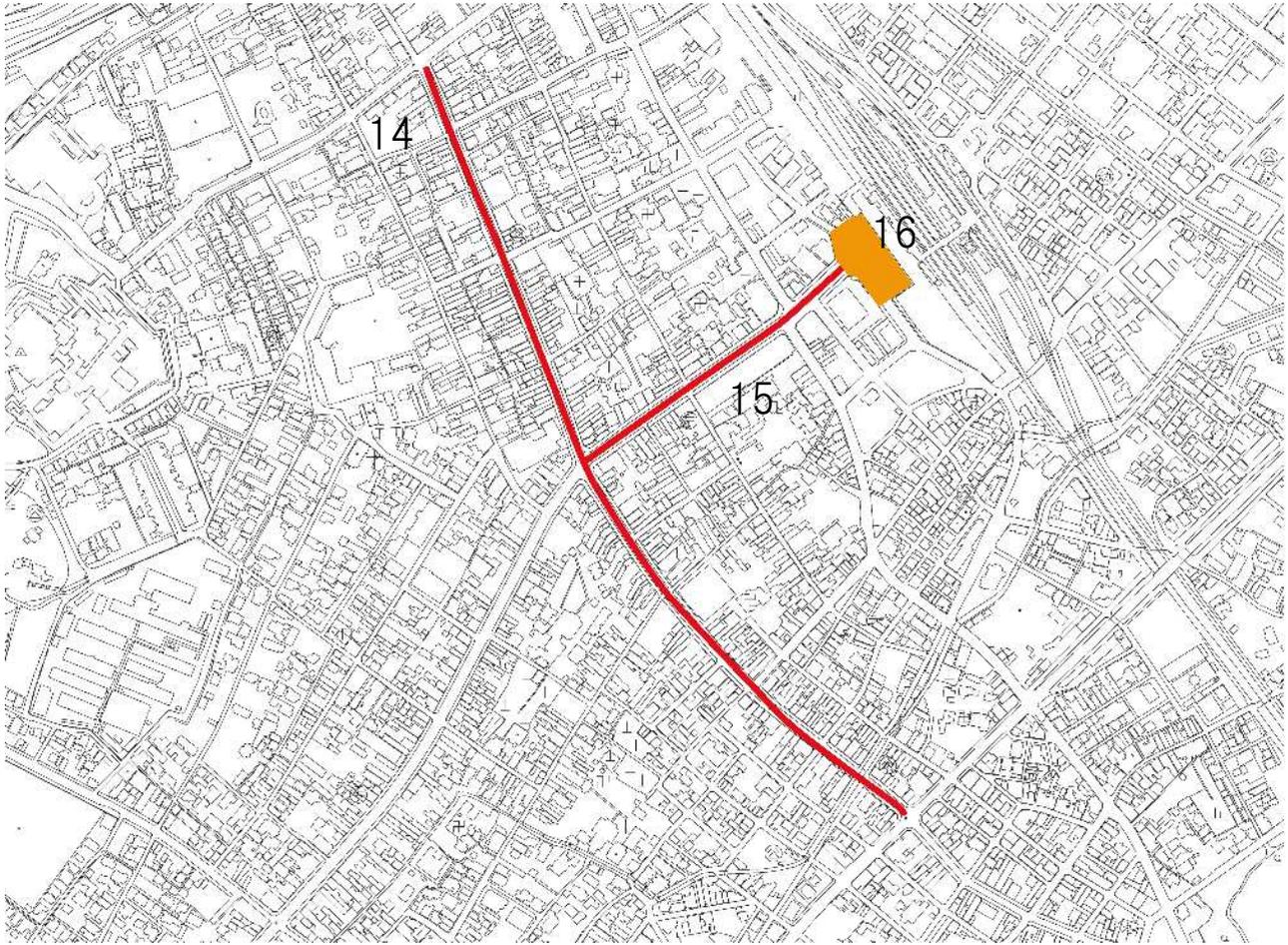
11 市道御城番通り線	12 市道新規町通り線
<p>城下町松阪の象徴として、重要文化財である旧松坂御城番長屋(通称:御城番屋敷)に面した、城跡をアイストップに豊かな槇垣のまち並みがみられる通りです。道路は、石畳が敷かれ、無電柱化されるなど周辺の景観との調和に配慮した整備がなされています。</p> 	<p>通りには、城下町松阪の武家屋敷群として、城跡を背景に豊かな槇垣のまち並みが残ります。道路は、美装化され、電柱もカラー化されるなど周辺の景観との調和に配慮した整備がなされています。</p> 
	<h3>13 市道公園線</h3> <p>国指定史跡松坂城跡の石垣に沿う道路です。穴太衆によるものとされる石垣は、保存事業により適切に継承され、往時の城の姿を現在に伝えており、それに接道する本路線は、景観上も重要な役割を果たしています。</p> 

ウ. 商人町、職人町地区

	景観重要道路の名称	区間	整備に関する方針	占用許可の基準
14	県道60号伊勢松阪線 (都本町垣鼻線)	本町交差点から愛宕町西交差点	①②③④⑤⑥	⑦⑧⑨⑩
15	県道20号松阪停車場線 (都松阪駅下徳田線)	松阪駅から日野町交差点	①②③④⑤⑥	⑦⑧⑨⑩
16	松阪駅西広場	駅前広場	①④⑤⑥	⑦⑧⑨⑩

※表中の数字は、前項「(6)景観重要公共施設の整備に関する方針等の考え方」における「整備に関する方針」「占用許可の基準」に示す項目に対して各公共施設が該当するものを示します。

<p>14 県道60号伊勢松阪線 (都本町垣鼻線)</p>	<p>15 県道20号松阪停車場線 (都松阪駅下徳田線)</p>
<p>本市中心市街地の中心商店街として拡幅整備された都市計画道路です。かつては参宮街道として賑わいをみせ、現在は「よいほモール」「ゆめの樹通り」などと呼ばれ市民に親しまれています。通りは電線類の地中化、歩道の美装化、まち並みと調和した街路灯等が整備され、クスやコブシなどの街路樹により、景観との調和に配慮した整備がなされています。</p> 	<p>本市中心市街地の中心商店街として拡幅整備された都市計画道路です。松阪市の玄関口として駅前に位置し商店街共同施設としてアーケードが整備され賑わいをみせています。道路の歩道は美装化されるなど、景観との調和に配慮した整備がなされています。</p> 
<p>16 松阪駅西広場</p>	
<p>JR松阪駅西口に整備された駅前広場で、自動車のロータリーが設けられています。自動車のロータリーの中央には松が植えられ、鈴のモニュメントが設置されています。また、歩道は美装化され、木質化したキャノピーが設置されるなど、景観との調和に配慮した整備がなされています。</p> 	

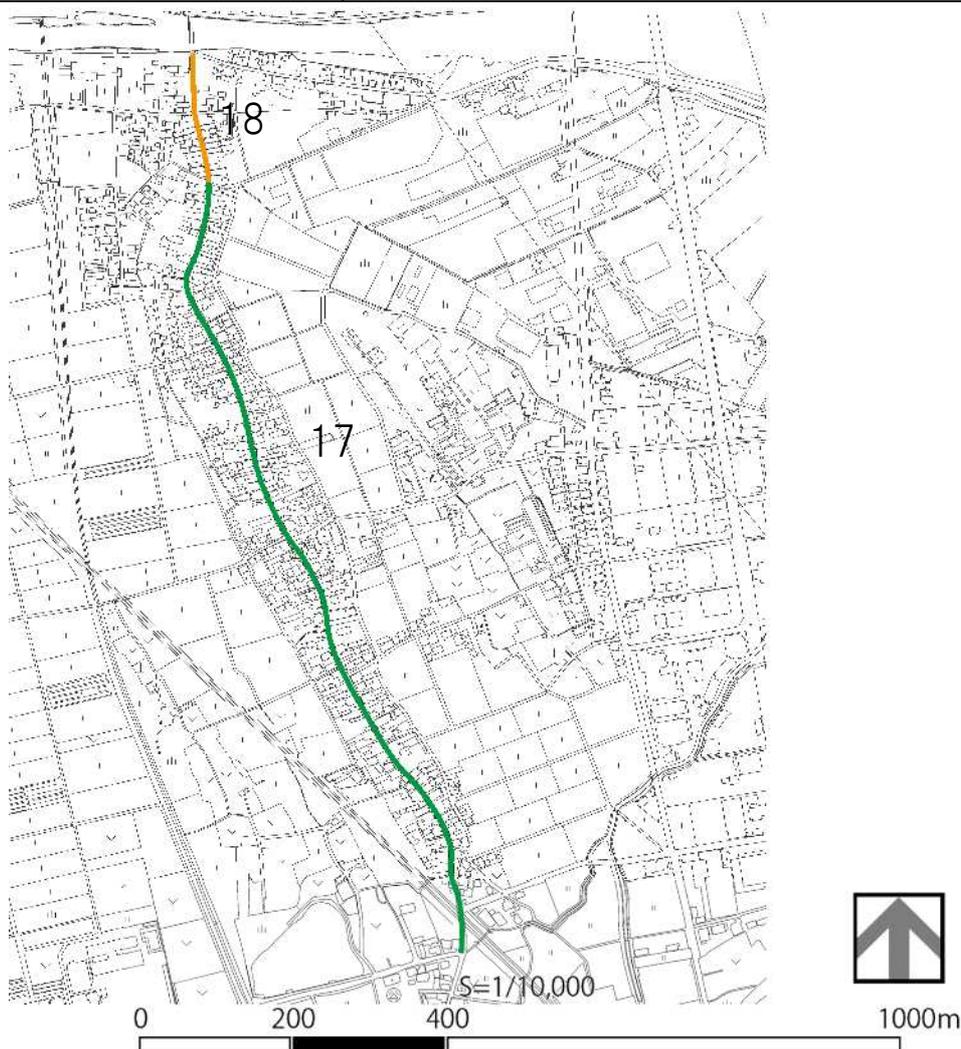


工. 市場庄・六軒地区

	景観重要道路の名称	区間	整備に関する方針	占用許可の基準
17	市道久米市場庄線 (伊勢街道)	市道松阪六軒線から近鉄高架 付近(図示区間)	①②④⑤⑥	⑦⑧⑨⑩
18	市道松阪六軒線 (伊勢街道)	市道久米市場庄線から三渡川 右岸	①②④⑤⑥	⑦⑧⑨⑩

※表中の数字は、前項「(6)景観重要公共施設の整備に関する方針等の考え方」における「整備に関する方針」「占用許可の基準」に示す項目に対して各公共施設が該当するものを示します。

17 市道久米市場庄線 (伊勢街道)	18 市道松阪六軒線
<p>通りは、かつては伊勢街道として賑わいをみせました。市場庄では、妻入りの特徴的なまち並みが連たんしてみられ、道路(伊勢街道)の路側帯が美装化されるなど、景観との調和に配慮した整備がなされています。</p> 	<p>初瀬街道との合流地点でもあり、六軒は両街道からの参詣者で賑わいました。今では、わずかにその名残がみられる程度です。また、河川改修が行われ、常夜灯や道標の保全にも配慮した移設・整備がなされています。</p> 



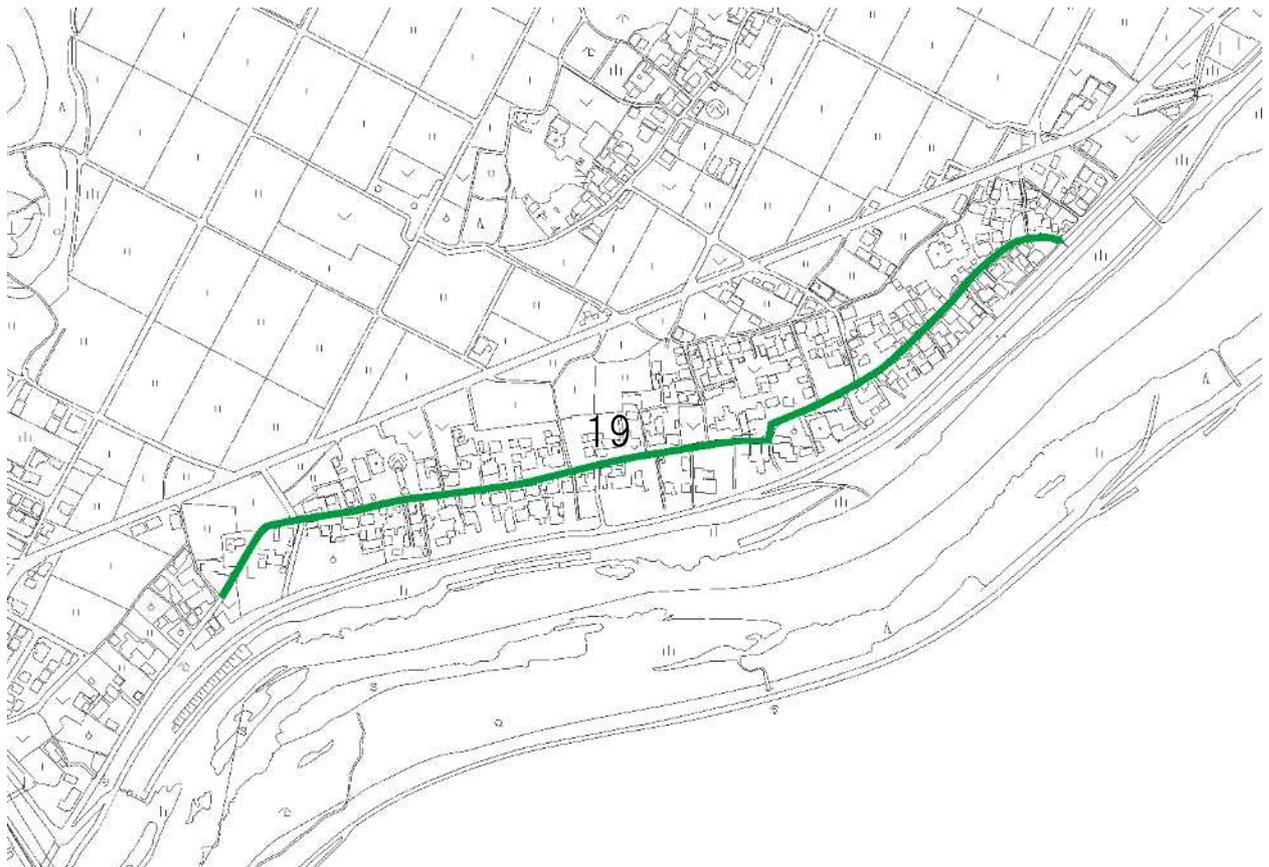
オ. 中万地区

	景観重要道路の名称	区間	整備に関する方針	占用許可の基準
19	市道射和中万線	中万町地内(図示区間)	①②④⑤⑥	⑦⑧⑨⑩

※表中の数字は、前項「(6)景観重要公共施設の整備に関する方針等の考え方」における「整備に関する方針」「占用許可の基準」に示す項目に対して各公共施設が該当するものを示します。

19 市道射和中万線

通りには、松阪商人に先駆けて江戸に進出した富山家、竹口家、中井家などの豪商の家並みや通り沿いに黒を基調とした門や塀などで構成される歴史的なまちなみが形成されています。



S=1/7,500

0 100 200 500m

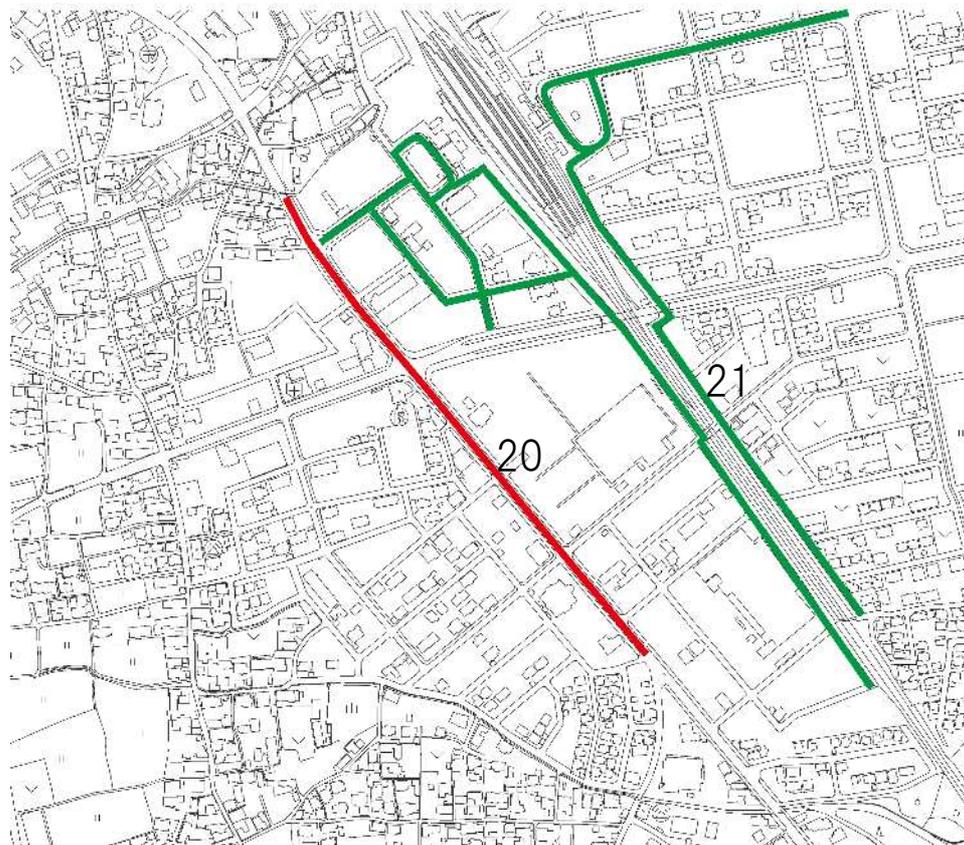


カ. 中川駅周辺地区

	景観重要道路の名称	区間	整備に関する方針	占用許可の基準
20	県道24号松阪久居線 (都算所宮古線)	中川駅周辺土地区画整理事業区域内 (図示区間)	①②③④⑤⑥	⑦⑧⑨⑩
21	市道中川駅西線外	中川駅周辺土地区画整理事業区域内 (図示区間)	①②④⑤⑥	⑦⑧⑨⑩

※表中の数字は、前項「(6)景観重要公共施設の整備に関する方針等の考え方」における「整備に関する方針」「占用許可の基準」に示す項目に対して各公共施設が該当するものを示します。

20 県道24号松阪久居線 (都算所宮古線)	21 市道中川駅西線外
<p>本市の新たな中心的市街地として土地区画整理事業により整備された地区内の幹線道路です。歩道の美装化、まち並みと調和した色彩の街路灯等が整備され、街路樹や低木植栽により、景観との調和に配慮した整備がなされています。</p> 	<p>本市の新たな中心的市街地として土地区画整理事業により整備された地区内の主要な道路です。歩道の美装化、まち並みと調和した色彩の街路灯等が整備され、街路樹も含め、景観との調和に配慮した整備がなされています。</p> 



S=1/7,500

0 100 200 500m



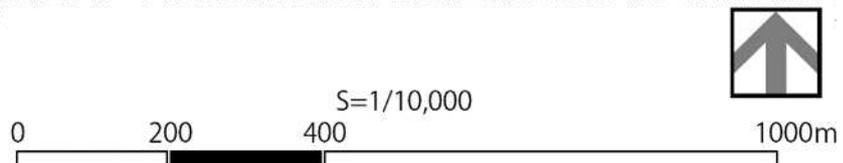
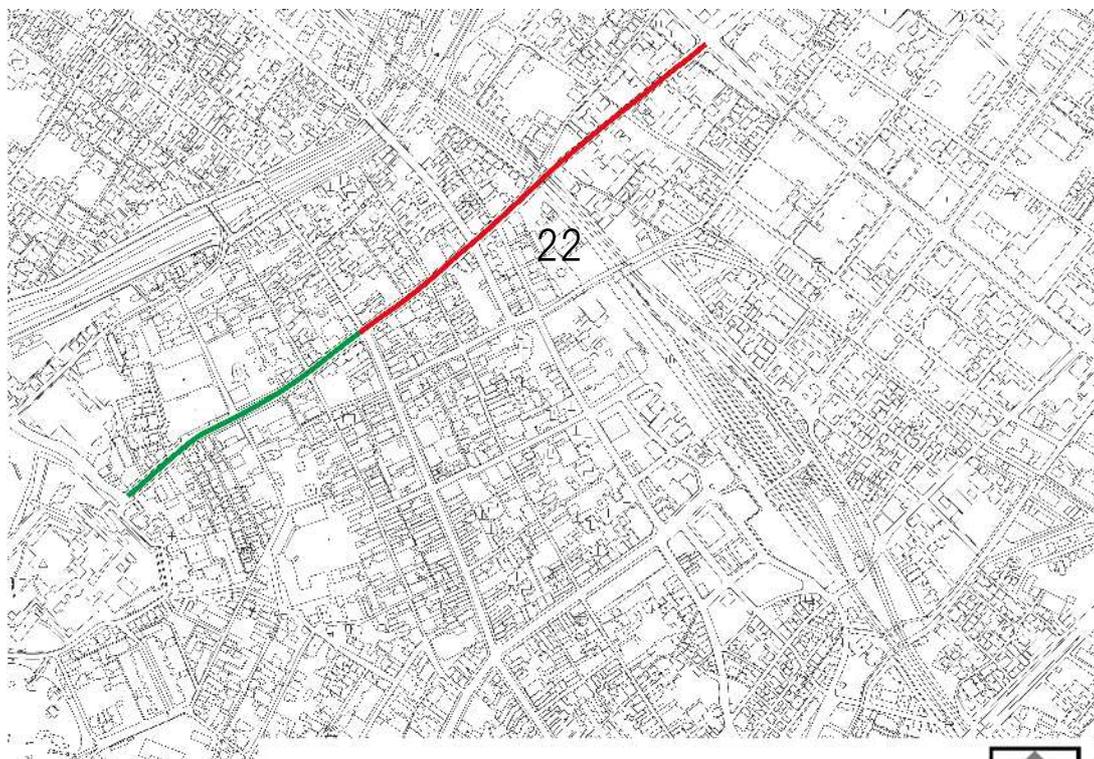
キ. 松坂城跡へのアクセス道路

	景観重要道路の名称	区間	整備に関する方針	占用許可の基準
22	県道24号松阪久居線 市道松阪公園桜町線 (都松阪公園大口線)	鎌田町交差点から本町交 差点(県道24号松阪久居線) 本町交差点から松坂城跡 (大手筋)	①②③④⑤⑥	⑦⑧⑨⑩

※表中の数字は、前項「(6)景観重要公共施設の整備に関する方針等の考え方」における「整備に関する方針」「占用許可の基準」に示す項目に対して各公共施設が該当するものを示します。

**22 県道24号松阪久居線
市道松阪公園桜町線 (都松阪公園大口線)**

国道166号から近鉄及びJRをアンダーパスし松坂城跡を結ぶアクセス道路です。かつては大手筋として、現在は本市中心市街地のシンボリックな道路として機能し、沿道には殿町や本町・魚町などの歴史的な地区、松坂城跡や旧環濠跡である神道川、商店街よいほモールなどがみられます。歩道の美装化、神道川沿いの防護柵が擬木調で修景整備されるなど、景観との調和に配慮した整備がなされています。

ク. 波瀬周辺地区

	景観重要道路の名称	区間	整備に関する方針	占用許可の基準
23	市道 町線 市道 勘定坂線	波瀬周辺地区内 (図示区間)	①②④⑤⑥	⑦⑧⑨⑩

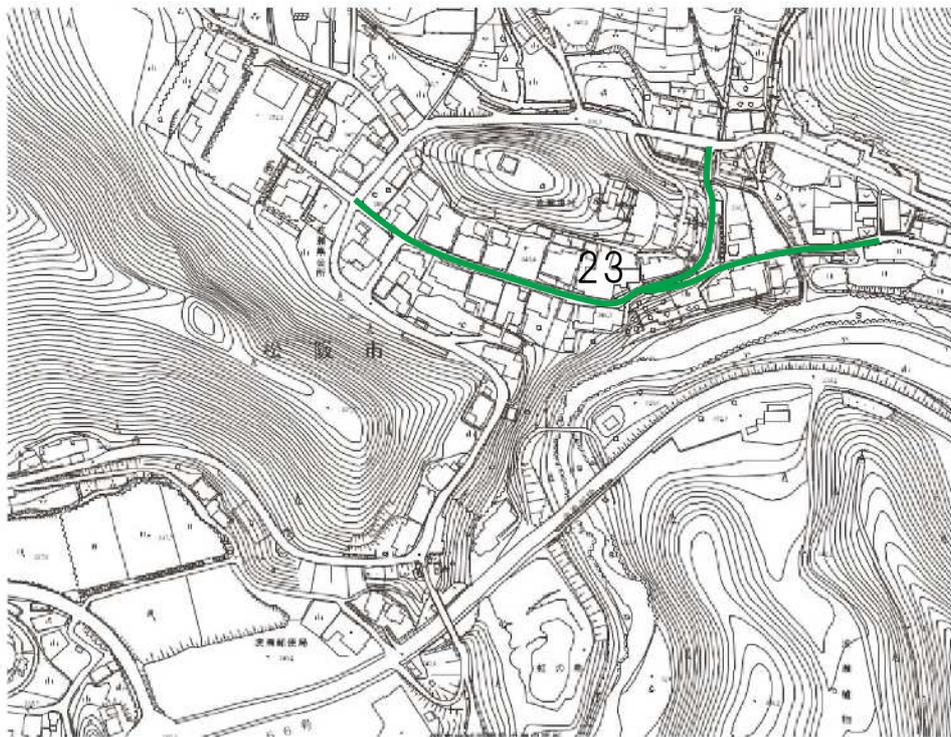
※表中の数字は、前項「(6)景観重要公共施設の整備に関する方針等の考え方」における「整備に関する方針」「占用許可の基準」に示す項目に対して各公共施設が該当するものを示します。

23 市道 町線 市道 勘定坂線

吉野から高見峠を越えて伊勢国に入った最初の宿場町となる波瀬を通る和歌山街道で、江戸末期に建てられた波瀬本陣跡



や旧脇本陣の建物も残り、街道沿いには宿場町として栄えた往時を偲ぶ歴史的まちなみが今もみられます。



0 100 200



第3編 運用編

第1章 景観形成の推進

1. 推進方策

快適な空間は、放っておいて実現するものではなく、市民や事業者、来訪者、行政などによる持続的な『活動』によって実現するものです。

そして、この持続的な活動は、結果として、地域のコミュニティを育み、美しい景観を保全・再生・創造することにつながります。

このように『活動』は、景観が地域共通の資産であるということを、市民の心の中に培う意味でも重要です。

そこで、本市における良好な景観形成の実現に向けた推進方策を次のとおり定めます。

(1) 各活動主体の役割に基づく推進

① 協働による活動

本市では、地域の景観資源を大切にすることを積極的に展開している市民やまちづくり活動団体とともに、各地区において、地域まちづくり活動に参画し、自らの専門性を活かした支援活動を行っている事業者などが多くみられます。

このような地区では、良好な地域の景観や環境を保全し活用していくため、市民や事業者と行政の協働による活動を推進していきます。

② 市民による活動

松阪市民は、自らが良好な景観まちづくりの主役であることを自覚し、地域の環境や景観を維持保全するための自主的な市民活動を推進するとともに、自らが生活する地域やまちづくり活動においては、地域の景観の保全や創出という視点にたった活動を取り入れ、推進します。

また、本市においてこれまで培われてきた環境や風土、歴史伝統を大切にし、保全・継承するため、広域的視点にたった活動を推進します。

③ 事業者による活動

事業者は、自らの活動が地域の景観に影響を与えることを認識し、事業活動の中でも、地域の環境や景観を維持保全するよう努めるとともに、事業対象となる土地や建物が、まちづくり活動がなされている地区にある場合は、まちづくり活動の趣旨を十分理解し、これに基づいた景観形成活動に自ら参加、または協力します。

また、本市においてこれまで培われてきた環境や風土、歴史伝統を大切にし、保全・継承するため、広域的視点にたった活動に関し、事業者自らの専門性を活かした活動を推進します。

④ 行政による活動

行政は、良好な地域の景観を形成するため、公共事業や公共施設の整備にあたっては、平成27年度より運用を開始した「松阪市公共事業景観形成ガイドライン」により必要に応じて庁内調整の場を確保するとともに、本市として共通する方向を定めて、良好な景観形成を先導するとともに、地域住民が主体的に取り組むまちづくりや景観形

成活動について、相談、支援を行います。

また、環境保全活動、文化的活動、地産地消活動等や、企業の専門性を活かした全市的に意義のある取組を支援するとともに、必要に応じて行政関係部局として主体的に参画するなど、総合的な視点にたって、良好な景観形成の推進を側面から支援します。

(2) 良好な景観の形成の促進・支援

① 情報の発信

市民や事業者等による、良好な景観の形成に関する取組が主体的なものとなるよう、景観計画の周知に努め、良好な景観の形成に資する行為を行った者に対する表彰制度の充実なども含め、意識の啓発を図ります。

また、本市にみられる美しい自然景観やその中で育まれてきた城下町や街道沿いの集落などの歴史的な景観に関する情報の蓄積を図るとともに、良好な景観の形成に関する重点地区等における取組や全国の先進事例などに関する情報を収集し、広報誌やパンフレット、ホームページなどの活用により、関係部局とも連携し情報の発信を行い景観に関する関心の喚起に努めます。

② 知識の普及

良好な景観の形成は、地域の住民一人ひとりが日常生活の中で、美しさへの意識を持ち、身近なことから取組んでいくことで実現するものです。

また、美しさへの意識は、子どもの頃から様々な体験の中で「美しいもの」を見て、感じるなどにより身につけていくものであることから、本市では、この景観計画の運用が、地域の美しい景観を見つめ直すきっかけとなるよう、学校教育の場等において、本市の美しい景観を紹介したり勉強する機会を設けていくなど、少しでも多くの市民や事業者が、身近な景観の形成にふれることのできる環境づくりを行い、知識の普及を図ります。

③ 専門機関の充実

本市における良好な景観の形成に向け、様々な主体による取組を、中立・公平な立場で、専門的な視点にたってアドバイスしたり、意見したりすることができる人材（景観アドバイザーなど）や専門機関（景観審議会など）の充実を図るとともに、良好な景観の形成に関する市民の意見を反映できる仕組みづくりなども併せて検討します。

(3) 重点地区への取組

本市では、景観形成上重要な地区のうち、より具体的な景観形成の効果が期待できる地区を重点地区（候補）として位置づけ、地区の景観特性に応じた良好な景観の形成に努めることとしています。

今後は必要に応じて、地区の景観の状況や地域の良好な景観形成の取組などを総合的に勘案して、重点地区（候補）への位置づけを検討していきます。

また、重点地区（候補）のうち地域住民の合意が得られた地区を重点地区に指定し、原則全ての行為を対象として地区独自のきめ細かな景観誘導により、重点的に良好な景

観の形成を推進します。

(4) 良好な景観の形成への取組

玄関先に花を植えたり、生垣を整えたり、また軒下を暖簾や行灯などでまち並みを演出するなど、誰でもできることをご近所同士で取組むことにより、まち並みに潤いや風情をもたらし、まちの景観を良くすることができます。

また、そのような取組は、まちに愛着を育み、地域コミュニティ形成のきっかけにもなります。

このような、地域住民が主体的に一定のルールを定め、良好な景観形成につなげていく取組について、自主協定制制度なども検討していきます。

(5) 良好な景観の形成への取組支援・顕彰

良好な景観の形成に関する取組がより持続的なものとなるよう、景観の優良事例を様々な媒体を活用して紹介することなどにより、市民等の良好な景観形成の活動促進に努めます。

また、地区の景観をまちづくりの中で活かし、次世代へ引き継ぐための活動を展開することを目的に、重点地区（候補を含む）において組織された任意団体などを、景観形成団体として市が認定します。

そして、重点地区（候補を含む）などにおける積極的な景観まちづくり活動に対し、表彰制度の創設や必要な支援のあり方を検討していきます。

(6) 歴史的建造物保全制度の運用

重点地区においては、地域の景観を特徴づける景観的に価値があると認められる一定の基準を満たす建造物を、景観審議会が歴史的建造物として認定することで、市民共通の資産として将来にわたり保全され、観光振興や地域経済の活性化にもつなげる契機とするとともに、所有者については認定された建造物への愛着を育み、重点地区の景観まちづくりの機運醸成にもつなげていただくことを目的に、「歴史的建造物保全制度」を検討していきます。

景観トピックス

松阪市歴史的建造物（認定第1号）

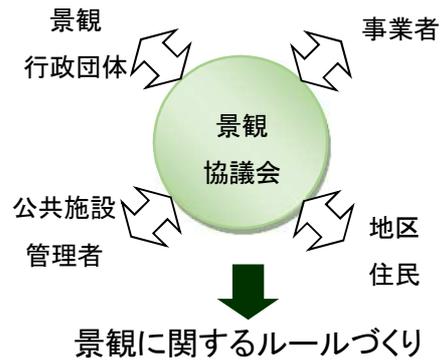
認定日	令和3年8月4日
重点地区	通り本町・魚町一丁目周辺地区
建物名称	橋本家 前蔵
建築物	土蔵
建築年	明治45年



2. 景観法等の諸制度の活用

(1) 景観協議会

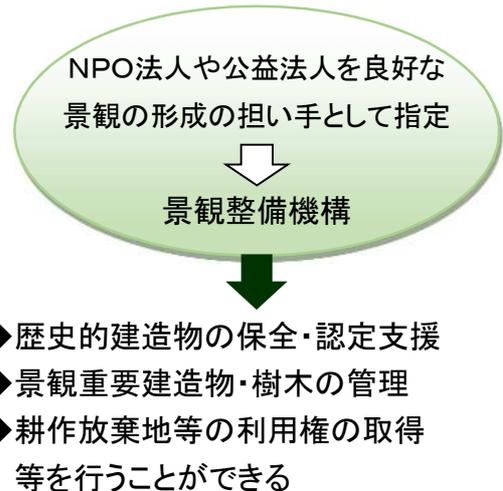
市は、山地や海・海岸などの美しい自然景観などの保全に取り組むため、市民や事業者、関係行政機関で組織する景観協議会制度を活用し、景観重要公共施設の整備等に関して、協議を行う手続き等や整備における具体的な景観配慮事項について協議します。



(2) 景観整備機構

市は、良好な景観の形成に資する活動を主体的に展開している三重県建築士会松阪支部などの団体を、景観整備機構として位置づけ、良好な景観の形成の担い手となる組織づくりに向けて支援します。

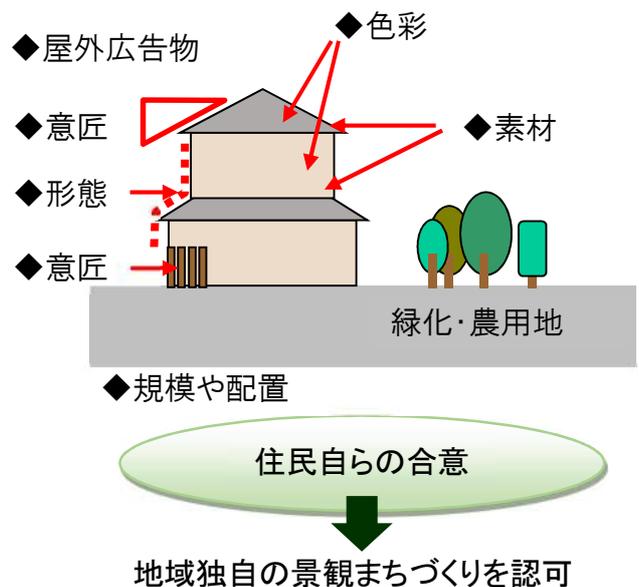
景観整備機構の指定は次の通りです。



項目	内容
指定年月日	平成 22 年 2 月 1 日
名称	一般社団法人 三重県建築士会（松阪支部）
所在地	津市桜橋 2 丁目 177 番地の 2
業務の内容	景観法第 93 条第 1 項第 1 号、第 6 号、第 7 号

(3) 景観協定

景観協定は、住民自らの合意に基づき、建築物などの形態・意匠や緑化など、景観に関する様々な事項を定めることにより、地域の景観まちづくりに資することが可能な制度であることから、その活用を図ります。



(4) 地区計画制度等の活用

殿町地区地区計画のように、建物用途や高さの制限などを含む地区の整備計画と良好な景観の形成を併せて行うことが有効な地区においては、都市計画法の地区計画制度や景観法の諸制度を活用した総合的な取組により、地区の良好な景観形成を推進していきます。

(5) 文化財保護法等の活用

本市には、通り本町・魚町一丁目周辺地区における旧長谷川治郎兵衛家や旧小津清左衛門家、松坂城跡周辺地区における原田二郎旧宅のように、歴史的価値が高い建造物を多数有しています。これらの中には、地区の景観を特徴づける重要な役割を持つものもあることから、文化財保護法の諸制度または景観法の景観重要建造物などの指定制度を活用し、総合的な景観形成を推進していきます。

また、五主海岸沖にみられる海苔ひびの景観をはじめ、深野のだんだん田や大石町谷の棚田、柳瀬新田や大溝新田の茶畑など人々の営みとともに培われてきた身近な景観は、文化財保護法に基づく文化的景観制度の有効性なども鑑み、必要に応じて諸制度を検討していきます。

(6) 関連事業との連携

本市では、景観形成に密接に関わる屋外広告物等に関して、三重県屋外広告物条例の各種制度の活用による適切な屋外広告物の規制・誘導や、観光や文化部局との事業連携などにより、景観行政がより有効に推進するよう取組んでいます。

本市の良好な景観の形成に向けては、これらの景観形成において重要となる他事業や関係行政機関との連携により総合的な景観形成を推進していきます。

景観トピックス



豪商のまち松阪 観光交流センター

歴史や文化、食など、松阪の様々な魅力を総合的に展示・発信するとともに、まち歩きの拠点となる観光交流拠点施設です。

施設では参宮街道の賑わい、松阪の偉人、松阪商人など、松阪のまちの歴史・文化の魅力を盛り込んだ展示や映像による紹介を行うとともに、中心市街地の歴史・文化ゾーンの観光の情報発信や、市内の観光スポット、松阪の特産品、飲食店などを紹介しています。

これらの展示により文化観光のナビゲート役として、松阪のまちに興味を持っていただき、まち歩きの周遊性や滞在性を高め、訪れる方に松阪のまちの魅力を発信していくことを目的として整備されました。



第2章 啓発事業の推進

1. 景観啓発事業の推進

(1) 景観絵画コンクール

「まつさか景観絵画コンクール」は、次世代を担う小中学校の児童生徒が、身近な地域で、好きなまち並みや美しい風景を写生する場所を探すことをきっかけとして、まち並みの魅力にふれながら景観まちづくりに関心を持ってもらうとともに、児童生徒やその保護者、地域住民に対し、景観保全に対する意識の啓発を図ることを目的に実施しています。

まつさか景観絵画コンクール 最優秀賞作品の一部



募集要綱

令和3年度
まつさか景観絵画コンクール

令和3年度
の入賞作品
です
（掲載写真）

～あなたの好きなまつさかの風景を描いてみませんか～

- 主 題 「わたしの好きなまつさかの風景」
路・山・川・田舎・まちなみ・美しい風景など、あなたのまわりで
見つけた「まつさかの風景」を描いてください。
- 参 加 対象 小学生の部、小学生～6年生の部、中学生の部とし、
賞状賞状、賞状賞状がすべて授与され、初賞賞状7名を
発表します。応募していただいた作品に授賞状をお返しします。
- 主 場 松本市
- 応募資格 市内に住んでいる小学生、
（市内の子校に通う小学生も含まれます。）

景観絵画展 開催案内

まつさか景観絵画展
わたしの好きなまつさかの風景

松本市では、市内の小中学生を対象に「まつさか景観絵画コンクール」を行っています。松本市では、応募があった全作品867点を展示し、ぜひ見に来て下さい。

期 間：令和3年11月27日(土)～28日(日)
午前9時～午後4時(28日は午後3時まで)

場 所：松本市文化センター(外五箇町「舊地」)
第2、第3ギャラリー ※入場は無料です。

表彰式等：11月28日(日) 午前10時～(予定)

※感染対策により入場制限させていただく場合があります



景観絵画展のようす



表彰式のようす

(2) 景観絵画巡回展示

「まつさか景観絵画コンクール」において、入賞された作品を市内の公共施設等で展示することで、施設を訪れる市民の方々に子供たちが描いた景観絵画を通じて本市の素晴らしい景観に興味を持っていただき、児童生徒やその保護者、地域住民に対し、景観保全や景観まちづくりに対する啓発を図ることを目的として、巡回展示しています。



豪商のまち松阪 観光交流センターでの
景観絵画巡回展示



道の駅 飯高駅での
景観絵画巡回展示

(3) 景観交流会

景観交流会は、重点地区や重点地区（候補）の景観まちづくりに取り組む方々が、自分達のまちの景観をどのように次の世代へ継承していくか、他地区のまち並みを見学することや情報交換を通じて、自分たちの活動方法のヒントになるようなことを得る機会や、景観まちづくり活動の輪が広がることで、連携しあえる仲間を増やしていくことを目的として開催しています。



重点地区 市場庄地区でのまち歩き



伊勢市河崎への視察研修



重点地区 中万地区での意見交換会



まちづくりワークショップ

(4) 景観まちづくり活動の取組

中万地区は、江戸時代に数々の豪商を輩出した地区で、今でもかつての豪商の面影が残る歴史的なまち並みが形成されています。

地域住民による中万の歴史的なまち並みを将来に継承することを目的として、かつての祭や催事の復活、まち並み散策のためのコミュニティ掲示板の設置など、『豪商のふるさと中万』のまちづくりを進めています。

【重点地区・中万地区での中万市の取組】



現代の中万市

楽しく歩こう中万のまちを!!

令和元年
11/24日
10時～15時 [雨天決行]
松阪市中万町内で開催



中万ゆかりの飲食物販売

- 中万発祥ちくま味噌
- 相可高校がちくま味噌とコロボ!!
- 味噌お菓子
- 山菜おこわ・幕の内弁当
- 松阪赤菜・つけもの
- 伊勢いもなど地元産野菜

その他の物販も盛りだくさん!!

- 農機具・園芸用品
- 手作り雑貨・骨董品
- わた菓子・ボン菓子
- その他美味しいもの・楽しいものがお店予定!!
- 射和地区まちづくり協議会
- フリーマーケットも同時開催!!

懐かしい中万のまちなみ

- 歴史的建造物特別公開
- 中万のまちなみを描いたポストカード販売
- まちなみスタンプラリー
- スタンプを集めると中万市オリジナルの素敵なプレゼント!
- (先着順)

似顔絵コーナー
もあります。



2. 啓発事業等の取組実績

年度	協働による活動等	情報の発信等	知識の普及等
平成 22 年度	・光れ街道夢おこし・行燈点灯式 (市場庄地区) ・伊勢河崎の視察	・景観絵重点地区写真 入賞者表彰式	・景観絵重点地区写真 募集(84名・272点応募)
平成 23 年度	・景観交流会(重点地区(候補)住 民意見交換会)	・景観絵画展 ・入賞者表彰式 ・景観絵画巡回展示	・景観絵画コンクール (255 作品応募)
平成 24 年度	・2012 年度学生と地域との連携に よるシャレットワークショップの開 催支援 ～松阪のまちづくりデザインを考え る～	・景観絵画展 ・入賞者表彰式 ・景観絵画巡回展示	・景観絵画コンクール (410 作品応募)
平成 25 年度	・景観交流会(重点地区(候補)住 民意見交換会) ・中万町文化祭での景観まちづくり の啓発・アンケートの実施	・景観絵画展 ・入賞者表彰式 ・景観絵画巡回展示	・景観絵画コンクール (475 作品応募)
平成 26 年度	・景観交流会(重点地区(候補)中 万地区まち歩き、意見交換会)	・景観絵画展 ・入賞者表彰式 ・景観絵画巡回展示	・景観絵画コンクール (344 作品応募)
平成 27 年度	・景観交流会(重点地区(候補)意 見交換会) ・中万町文化祭	・景観絵画展 ・入賞者表彰式 ・景観絵画巡回展示	・景観絵画コンクール (403 作品応募)
平成 28 年度	・景観交流会(重点地区(候補)意 見交換会)	・景観絵画展 ・入賞者表彰式 ・景観絵画巡回展示	・景観絵画コンクール (527 作品応募)
平成 29 年度	・景観交流会(重点地区(候補)伊 勢河崎の視察、意見交換会) ・中万市の復活・開催(中万地区)	・景観絵画展 ・入賞者表彰式 ・景観絵画巡回展示	・景観絵画コンクール (852 作品応募)
平成 30 年度	・景観交流会(重点地区(候補)伊 賀市中心市街地まち歩き、意見 交換会) ・中万市の開催(中万地区)	・景観絵画展 ・入賞者表彰式 ・景観絵画巡回展示	・景観絵画コンクール (599 作品応募)
令和元年度	・景観交流会(重点地区(候補)市 場庄地区まち歩き、意見交換会) ・中万市の開催(中万地区)	・景観絵画展 ・入賞者表彰式 ・景観絵画巡回展示	・景観絵画コンクール (588 作品応募)
令和2年度	※コロナ禍により協働活動は自粛	・景観絵画展 ・入賞者表彰式 ・景観絵画巡回展示	・景観絵画コンクール (530 作品応募)
令和3年度	・景観交流会(重点地区(候補)中 万地区まち歩き、意見交換会) ・重点地区景観まちづくり意見交換 会	・景観絵画展 ・入賞者表彰式 ・景観絵画巡回展示	・景観絵画コンクール (867 作品応募)
令和4年度	・景観交流会(重点地区(候補)松 坂城下まち歩き、意見交換会) ・重点地区景観まちづくり意見交換 会	・景観絵画展 ・入賞者表彰式 ・景観絵画巡回展示	・景観絵画コンクール (876 作品応募)

□ 參考資料

1. 松阪市景観条例

平成20年9月30日条例第33号

松阪市景観条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 景観計画（第6条—第8条）
- 第3章 行為の規制等（第9条—第17条）
- 第4章 景観重要建造物（第18条）
- 第5章 景観重要樹木（第19条）
- 第6章 景観アドバイザー（第20条）
- 第7章 表彰、助成等（第21条—第23条）
- 第8章 景観審議会（第24条・第25条）
- 第9章 雑則（第26条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、良好な景観の形成に関し、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づき景観計画の策定や行為の規制等について必要な事項を定めるとともに、松阪市、市民及び事業者の責務を明らかにし、景観審議会の設置、その他の事項を定めることにより、松阪市の美しい自然や豊かな歴史文化が残る誇りある景観を保全し、再生し、又は創出し、それらを次の世代に継承していくことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、次に掲げる用語の定義によるもののほかは、法において使用する用語の例による。

- （1）良好な景観の形成 優れた景観を保全し、再生し、又は創出することをいう。
- （2）建築物の建築等 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をいう。
- （3）工作物の建設等 工作物（建築物以外の工作物で規則で定めるものをいう。）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をいう。

（市の責務）

第3条 市は、良好な景観の形成を図るため、総合的な施策を実施しなければならない。

- 2 市は、道路、公園その他の公共施設の整備を行うときは、良好な景観の形成に先導的役割を果たすように努めなければならない。
- 3 市は、市民及び事業者の良好な景観の形成に関する意識を啓発するとともに、良好な景観の形成に資する行為及び活動に対し、その支援に努めなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。

- 2 市民は、市が行う良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らの施設及び事業活動が良好な景観の形成に影響を与えるものであることを認識し、専門的知識、経験等を活用し、良好な景観の形成に積極的に努めなければならない。

2 事業者は、市が行う良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

第2章 景観計画

(景観計画の策定)

第6条 市長は、良好な景観の形成を総合的に進めるため、基本となるべき計画として法第8条第1項の規定による景観計画を定めるものとする。

(景観計画の策定手続)

第7条 市長は、景観計画を定めようとするときは、法第9条に定める手続によるほか、あらかじめ松阪市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(重点地区の指定等)

第8条 市長は、景観計画区域内において地域の特性を活かした良好な景観の形成を図るため、特に必要と認める区域を重点地区として指定することができる。

2 市長は、重点地区を指定するときは、当該地区ごとにその特性に応じ、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 良好な景観の形成に関する方針
- (2) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- (3) その他良好な景観の形成に必要な事項

3 市長は、重点地区を指定しようとするときは、松阪市景観審議会の意見を聴かなければならない。

4 前項の規定は、重点地区の指定の変更及び解除について準用する。

第3章 行為の規制等

(届出が必要な行為)

第9条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (2) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積

(行為の届出)

第10条 前条の規定による届出は、規則で定めるところにより行うものとする。

(届出を要しない行為)

第11条 景観計画に定める景観計画区域（重点地区を除く。）における法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の建築等で規則で定めるもの及び仮設のもの
- (2) 工作物の建設等で規則で定めるもの
- (3) 法第16条第1項第3号及び条例第9条第1号に規定する行為で規則で定めるもの
- (4) 第9条第2号に規定する行為で規則で定めるもの
- (5) 法令（条例を含む。）の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、若しくは届け出て行う行為

又は国若しくは地方公共団体が行う行為のうち、景観形成のための措置が講じられているものとして規則で定めるもの

2 第8条に規定する重点地区における法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、規則で定める。

(特定届出対象行為)

第12条 法第17条第1項の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 法第16条第1項第1号に定める建築物の建築等
- (2) 法第16条第1項第2号に定める工作物の建設等

(事前相談)

第13条 景観計画区域内において法第16条第1項に規定する行為をしようとする者は、届出の前に当該行為が景観計画に定める行為の制限に適合するか否かについて市長に事前相談しなければならない。

(助言及び指導)

第14条 市長は、前条による事前相談があった場合において、当該相談に係る行為が景観計画に定める行為の制限に適合しないと認めるときは、当該相談をした者に対し、必要な措置を講じるよう助言し、又は指導することができる。

(勧告、命令の手續)

第15条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令をしようとするときは、松阪市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(報告及び公表)

第16条 前2条の規定による助言、指導、勧告又は命令を受けた者は、講じた措置について、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告の内容及び当該勧告を受けた者の氏名又は名称を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、松阪市景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により報告を受けたときは、必要に応じて調査を実施することができる。

(行為の着手制限の期間の短縮)

第17条 市長は、法第18条第2項の規定により同条第1項に規定する期間を短縮するときは、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に対し、通知をしなければならない。

第4章 景観重要建造物

(景観重要建造物の指定)

第18条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしようとするときは、法第19条第2項に定めるもののほか、あらかじめ、松阪市景観審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、景観重要建造物の指定をしたときは、速やかに告示しなければならない。
- 3 前2項の規定は、景観重要建造物の指定の解除について準用する。

第5章 景観重要樹木

(景観重要樹木の指定)

第19条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしようとするときは、法第28条第2項に定めるもののほか、あらかじめ、松阪市景観審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、景観重要樹木の指定をしたときは、速やかに告示しなければならない。
- 3 前2項の規定は、景観重要樹木の指定の解除について準用する。

第6章 景観アドバイザー

(景観アドバイザー)

第20条 市長は、市の良好な景観の形成の推進を図るため必要な事項を調査し、又は景観に関する市民活動や建築物等の景観形成基準への適合等について専門の見地から助言、指導等を行う景観アドバイザーを設置することができる。

- 2 景観アドバイザーの設置について必要な事項は、規則で定める。

第7章 表彰、助成等

(表彰)

第21条 市長は、良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物等について、当該建築物等の所有者、事業者等を表彰することができる。

- 2 市長は、前項に定める者のほか、良好な景観の形成に寄与すると認められる行為を行った者を表彰することができる。

(景観重要建造物の所有者等に対する助成)

第22条 市長は、景観重要建造物の所有者等に対し、保全のために必要があると認めるときは、技術的支援を行い、又は保全に要する費用の一部を予算の範囲内において助成することができる。

(その他の助成等)

第23条 市長は、前条に規定するもののほか、良好な景観の形成に寄与すると認められる行為をしようとする者に対し、専門家の派遣又は技術的支援をすることができる。

- 2 市長は、重点地区等の区域内において良好な景観の形成に貢献するものであると認める行為をする者に対し、当該行為に要する経費の一部を予算の範囲内において助成することができる。

第8章 景観審議会

(景観審議会)

第24条 市長の附属機関として、松阪市景観審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、良好な景観の形成に必要な事項及び屋外広告物に関する重要な事項を調査し、又は審議するものとする。
- 3 審議会は、良好な景観の形成に関する事項について市長に意見を述べることができる。

(組織)

第25条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、諸団体の関係者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第9章 雑則

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条から第23条までの規定は、平成21年1月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 事前相談、その他必要な準備行為は、この条例の施行前において行うことができる。
(松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年松阪市条例第53号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

2. 松阪市景観審議会

松阪市景観審議会委員 任期：令和4年10月15日～令和6年10月14日

分類	分野	氏名	役職名等
学識経験者	建築	[会長] 浅野 聡	三重大学大学院工学研究科 教授
	歴史文化	[副会長] 門 暉代司	松阪市文化財保護審議会 会長職務代理
	建築	地主 昌美	建築士
	建築	宮本 留規	建築士
	建築	大井 隆弘	三重大学大学院工学研究科 助教
各種機関及び組織の代表	観光協会	山本 真帆	松阪市観光協会
	商工会議所	中北 直子	イン・ノースデザインオフィス 代表
	宅地建物取引業協会	榎井 孝明	公益社団法人 三重県宅地建物取引業協会 松阪支部 支部長
	屋外広告美術協同組合	西村 文雄	三重県屋外広告美術協同組合松阪支部 支部長

3. 松阪市景観計画改正検討委員会

松阪市景観計画改正検討委員会 委員名簿

令和4年12月14日

分野	氏名	役職名等
建築分野	浅野 聡	松阪市景観審議会 会長 松阪市景観アドバイザー 三重大学大学院 工学研究科 教授
建築分野	地主 昌美	松阪市景観審議会 委員 建築士
色彩分野	松田 ますみ	カラーアナリスト
歴史・文化財分野	門 暉代司	松阪市景観審議会 委員 松阪市文化財保護審議会 会長職務代理 ほか
歴史・建築分野	宮本 公夫	松阪市景観アドバイザー 建築士、ヘリテージマネージャー

4. 松阪市景観計画改定の経過

年月	主な協議事項
平成 21 年 1 月	<p>松阪市景観計画の策定（発効）</p> <p>平成 17 年 6 月に景観法が全面施行されたのを受けて、先人から受け継いだかけがえのない資産である良好な景観を守り、より良い景観を形成するため、平成 21 年 3 月に「松阪市景観計画」が策定され、「松阪市景観条例」が施行されました。</p>
平成 22 年 3 月	<p>松阪市景観形成ガイドラインの策定</p> <p>「松阪市景観計画」による届出対象行為の景観形成指針として平成 22 年 3 月に「松阪市景観形成ガイドライン」を作成しました。</p>
平成 24 年 4 月	<p>松阪市景観計画の一部改定</p> <p>重点地区として平成 24 年 4 月に「通り本町・魚町一丁目周辺地区」を追加しました。</p>
平成 25 年 4 月	<p>松阪市景観計画の一部改定</p> <p>重点地区として平成 25 年 4 月に「市場庄地区」を追加しました。</p>
平成 26 年 4 月	<p>松阪市景観計画の一部改定</p> <p>重点地区として平成 26 年 4 月に「松坂城跡周辺地区」を追加しました。</p>
令和 3 年 9 月	<p>松阪市景観計画の一部改定</p> <p>重点地区として令和 3 年 9 月に「中万地区」を追加しました。 「松坂城跡周辺地区」の景観形成基準を一部見直しました。</p>
令和 5 年 4 月	<p>松阪市景観計画の改定</p> <p>社会情勢等の変化や上位・関連計画の見直しがなされ、新たな時代への対応や各種計画及び施策との整合や、重点地区制度運用における諸課題へ対応するために「松阪市景観計画」を改定しました。</p> <p>（主な改定点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①景観計画を「方針編」「施策編」「運用編」と、わかりやすい構成に再編 ②松阪市総合計画の将来像をふまえ、基本理念を継承 ③景観計画区域の区分に基づく各地区の景観特性と景観形成方針の明確化 ④届出制度の運用課題をふまえた景観形成基準の一部変更 ⑤重点地区制度の運用課題ふまえた「運用編」の一部変更 ⑥景観重要公共施設の指定 ⑦資料編を追加

5. 用語解説

用語集

頭文字	用語	注 釈
あ行	アクセント色	基本となる色に対して強調する色のことで、壁面の一部や形状を効果的に強調し、個性や彩りを印象づける際に使用する色のこと。
	一般区域	景観計画区域のうち、重点地区を除く市域全域を一般区域という。
	屋外広告物	「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの（屋外広告物法第2条第1項）」のこと。
か行	外構	建築物の外まわりの構造物等のことで、門や塀、生垣、車庫、植栽などのこと。
	開発行為	主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（都市計画法第4条第12項）のこと。
	環境影響評価法	規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続等を定めることで、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もつて現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とした法律こと。
	景観計画区域	景観計画の運用対象となる区域のこと。本市の景観計画区域は、市域全域としている。
	景観軸	その都市の景観を形成する骨格となるもので、幹線道路沿道の景観や河川沿いの景観を形成する軸となる道路や河川のこと。
	景観重要建造物	景観法第19条に規定された制度で、地域の景観を特徴づける重要な建造物について、景観計画に定められた指定の方針に基づき所有者の合意を得て、景観行政団体の長が指定し、地域の個性ある景観まちづくりの核として、その維持、保全及び継承を図る建造物のこと。
	景観重要公共施設	景観法第8条に規定された制度で、道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港等の公共施設のうち、良好な景観の形成が特に必要なもの。必要に応じて、当該公共施設管理者との協議・同意に基づき景観重要公共施設として位置づけ、整備の方針や占用許可の基準を定めるもの。
	景観重要樹木	景観法第28条に規定された制度で、地域の景観を特徴づける重要な樹木について、景観計画に定められた指定の方針に基づき所有者の合意を得て、景観行政団体の長が指定し、地域の個性ある景観まちづくりの核として、その維持、保全及び継承を図る樹木のこと。
	景観法	平成16年に制定された日本で初めての景観に関する総合的な法律。この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、

頭文字	用語	注 釈
		美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個人的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的として定められたもの。
	形態意匠	建築物や工作物の形状、色彩、使用材料などのこと。
さ行	彩度	彩度は、色の鮮やかさを数字で示すもので、数値が大きくなるに従って鮮やかさが増し、数値が低いほうが穏やかな色調となる。 無彩色の彩度は0であり、色味を増していくにしたがって数値も大きくなる。
	色彩	色彩は、捉え方の個人差を超え客観的な判断ができるよう、日本産業規格において物体色の表示方法の標準（JIS Z8721）として指定されている3つの属性（色相、明度、彩度）に基づくマンセル表色系を用いて表す。
	色相	色相は、色合いを色名の頭文字をとったアルファベット記号と数字の組み合わせによって色の種類を示すもので、赤（R）、黄（Y）、緑（G）、青（B）、紫（P）とその中間色として黄赤（YR）、黄緑（GY）、青緑（BG）、青紫（PB）、赤紫（RP）の合計 10 色を基本としている。
	自然景観	地勢・地形、地質、気候、植生、水系などといった自然物からなる地域や場所の景観のこと。
	視対象	眺望保全区域において、美しい眺めを楽しむ対象のこと。
	視点場	眺望保全区域において、美しい眺めを楽しむための特定の場所のこと。
	修景	造園上の用語で庭園美化などを意味するが、景観では建築物や公共施設の形態意匠を周辺のまち並みに調和させること。
	重点地区	住民主体によるまちづくりが検討されている地区、歴史的まち並みや賑わいのある景観が形成されているなど、景観計画区域のうち、良好な景観の形成が特に必要な地区で、今後、地域住民の合意を得て位置づける地区のこと。
	樹林地	当該土地の大部分に、樹木やその他の植物が密集して生育している土地のこと。
	植生	ある場所に生育している、まとまりのある植物のこと。
	親水性	水辺に対する親しみやすさのこと。
シンボルツリー	地域の景観を特徴づけるような、巨木や住民に親しまれている樹木、あるいは住宅の外構に植える、大きな樹木のこと。	
た行	暖色	赤（R）、黄色（Y）、黄赤色（YR）など、暖かい印象を与える色相の色彩のこと。
	眺望景観	ある視点場（景観を見る地点、展望台など）から視対象（眺められる対象物、山や海など）を眺望したとき視覚で捉えられる景観のこと。

頭文字	用語	注 釈
	眺望保全区域	美しい眺望景観が望める区域において、視点場と視対象を結ぶ範囲の区域を眺望保全区域という。
	特定届出対象行為	景観法第 17 条第 1 項に基づき、届出対象行為のうち、形態意匠に関する制限に適合しない場合、変更その他必要な措置をとることを命じることのできる行為のこと。
	都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的として定められた法律のこと。
	都市景観	道路や建築物、工作物、都市公園、街路樹などといった人工的に整備された構造物からなる地域や場所の景観のこと。
	都市構造	都市を形づくっている山地や河川、港湾等の地形に加え、鉄道や道路、建物群などの物理的な構成のこと。
は行	文化財保護法	文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的として定められた法律のこと。
	文化的景観	「地域における人々の生活又はなりわい及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又はなりわいの理解のために欠くことのできないもの（文化財保護法第 2 条第 1 項第 5 号）」のこと。
ま行	マンセル値	色彩は、捉え方の個人差を超え客観的な判断ができるよう、日本産業規格において物体色の表示方法の標準（JIS Z8721）として指定されている 3 つの属性（色相、明度、彩度）に基づき表記する記号のこと。 これら 3 つの属性の尺度を、色相、明度、彩度の順に並べ示したもの。
	マンセル表色系	色彩を色の 3 属性（色相、明度、彩度）の組み合わせにより、数値的に表すためのしくみのこと。
	無彩色	白や黒、灰など色相をもたないもの。明度のみで色を示すことになるため「N9」などのように最初にニュートラルの意味を示す「N」をつけて表記する。
	明度	色彩は、捉え方の個人差を超え客観的な判断ができるよう、日本産業規格において物体色の表示方法の標準（JIS Z8721）として指定されている 3 つの属性（色相、明度、彩度）に基づくマンセル表色系を用いて表す。 明度は明るさを数字で示し、数値が大きい方が明るい色となる。理論上の完全吸収の黒を 0、完全反射の白を 10 で示し、その間を 10 分割して明るさを段階的に示す。
や行	擁壁	山の斜面を切り崩したり、土を盛ったりする際に形成される斜面の土が崩れるのを防ぐために設けられる壁のような構造物のこと。
ら行	ランドマーク	地域の景観を特徴づけるような目印や象徴的な地形、橋、塔、建造物、樹木などのこと。

頭文字	用 語	注 釈
	稜線	谷と谷に挟まれた山地の一番高い部分の連なりのこと。尾根、山稜とも言う。
	ルーバー	細長い板を、隙間をあけて平行に組んだもの。板の取付角度によって、風・雨・光・人の目線などを遮断したり透過したりすることができる。
	歴史的景観	街道、集落と建築様式、文化財等、名所図会に描かれている景観、旧城下町の都市基盤など、歴史的に形成されてきた風土や事物などからなる地域や場所の景観のこと。

6. 景観形成重点地区（景観形成上重要な地区）

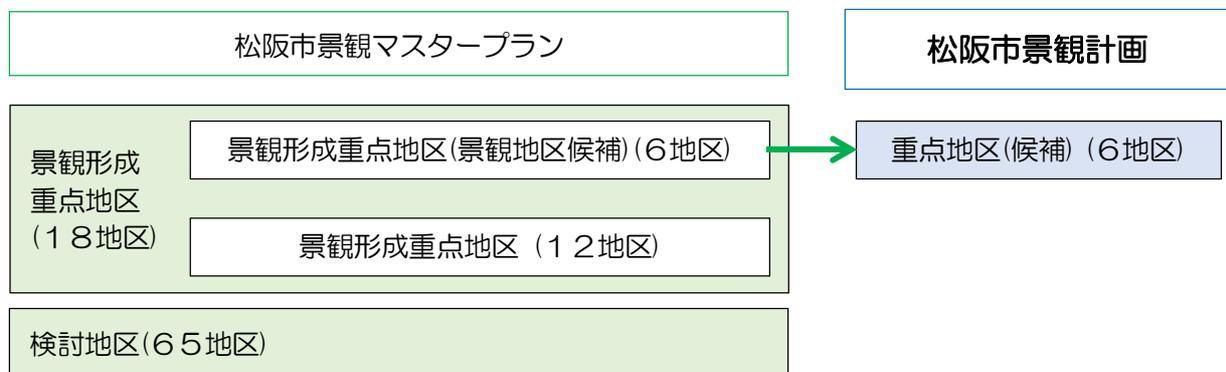
松阪市景観マスタープランにおいては、その実現化方針において、景観形成基本方針の『空間』『活動』『時間』の3つの視点から、景観形成の実現化に向けた優先順位を定め、本市における景観形成上重要な地区を具体的に抽出しています。

具体的には、景観形成上重要な地区として『景観形成重点地区』『検討地区』『一般地区』の3つの段階に区分しています。

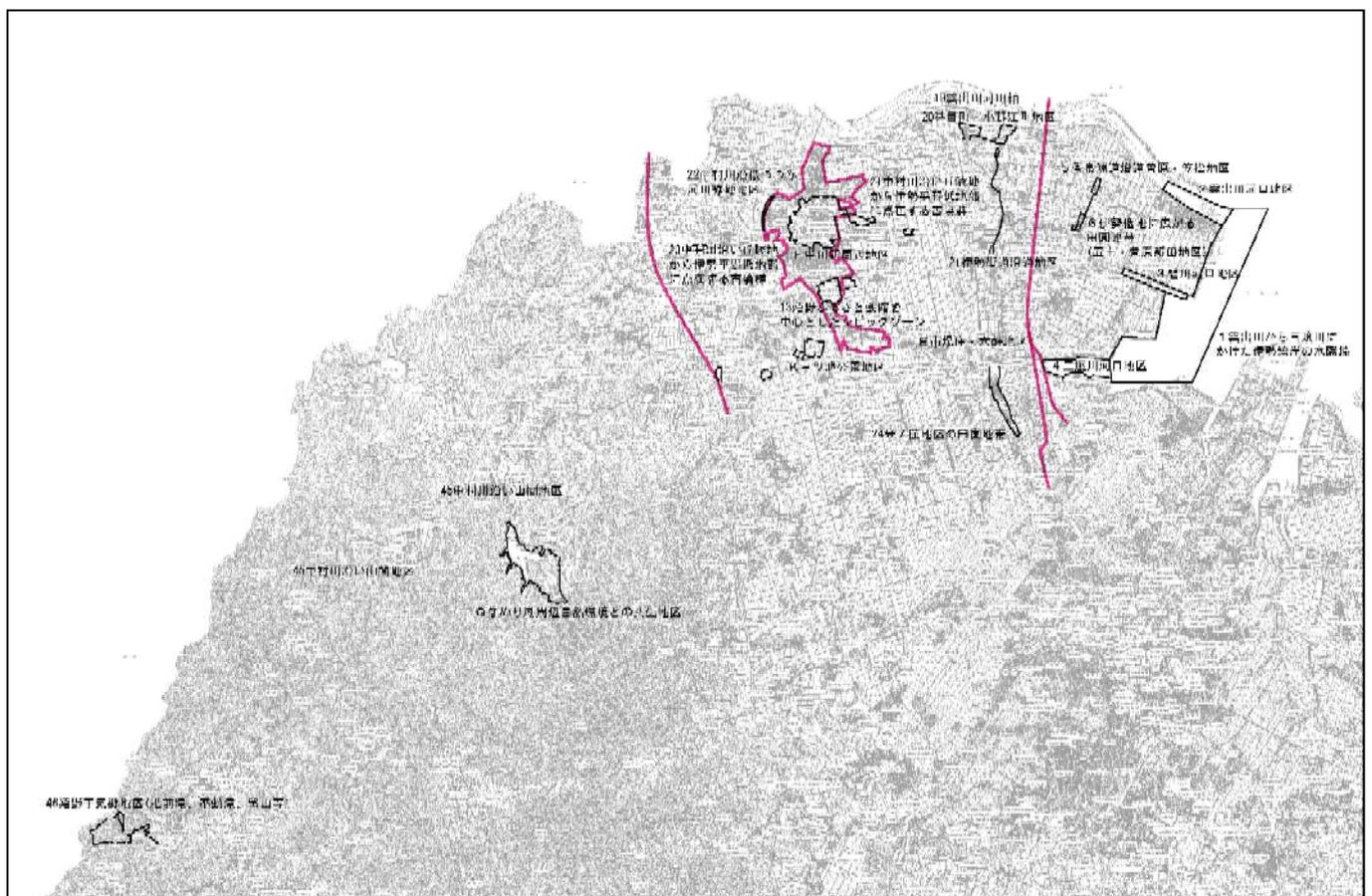
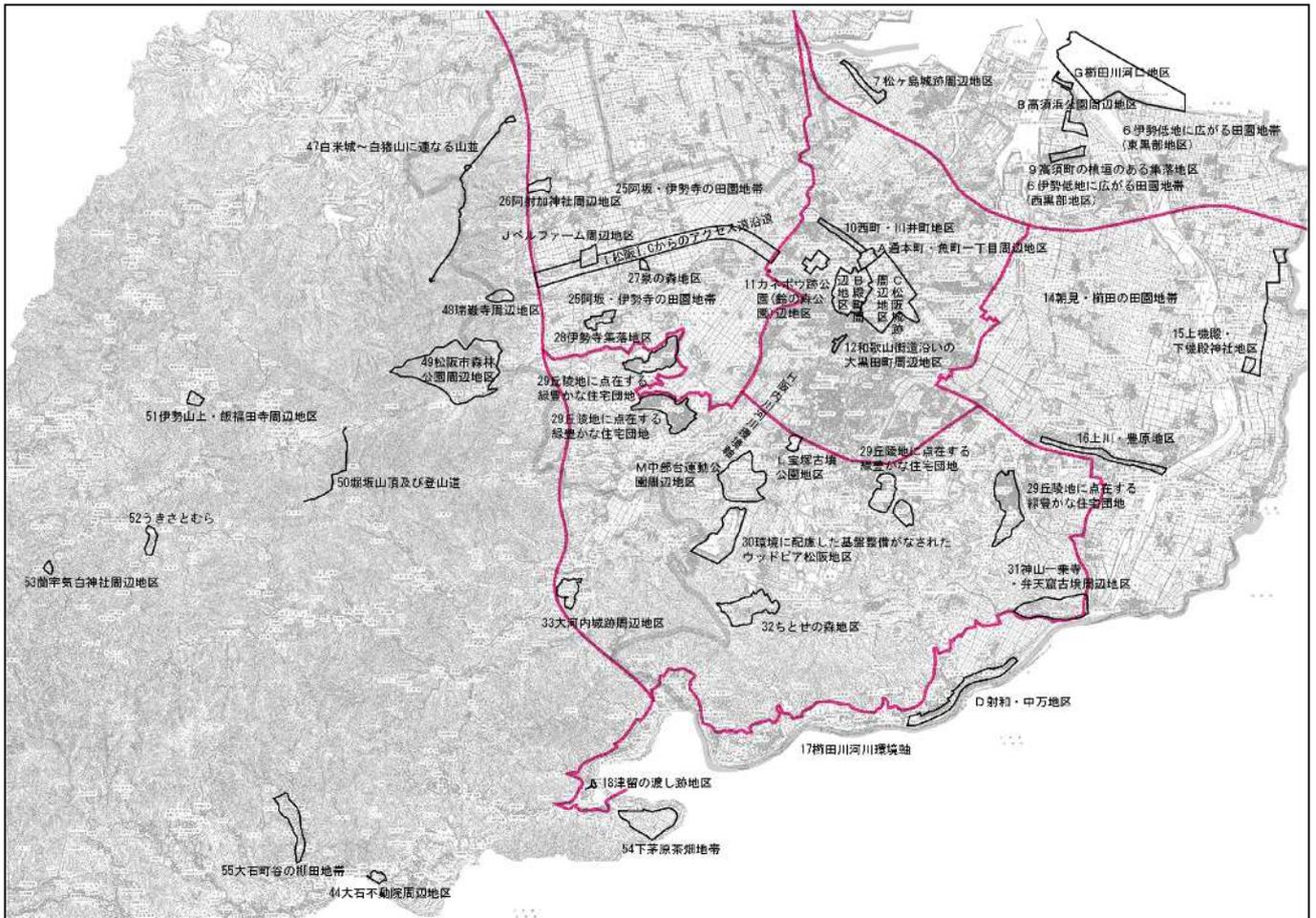
そのなかで、景観形成重点地区に関しては、市民と行政がいっしょに歩む、わかりやすい景観行政を推進するため、将来的な景観法の活用をふまえ、多くの市民が住む、歴史的景観や都市景観の中から、より具体的な効果が期待できる地区として6地区を選定し、松阪市景観計画において『重点地区（候補）』として位置づけています。

ここでは、その基本となる景観形成上重要な地区を紹介します。

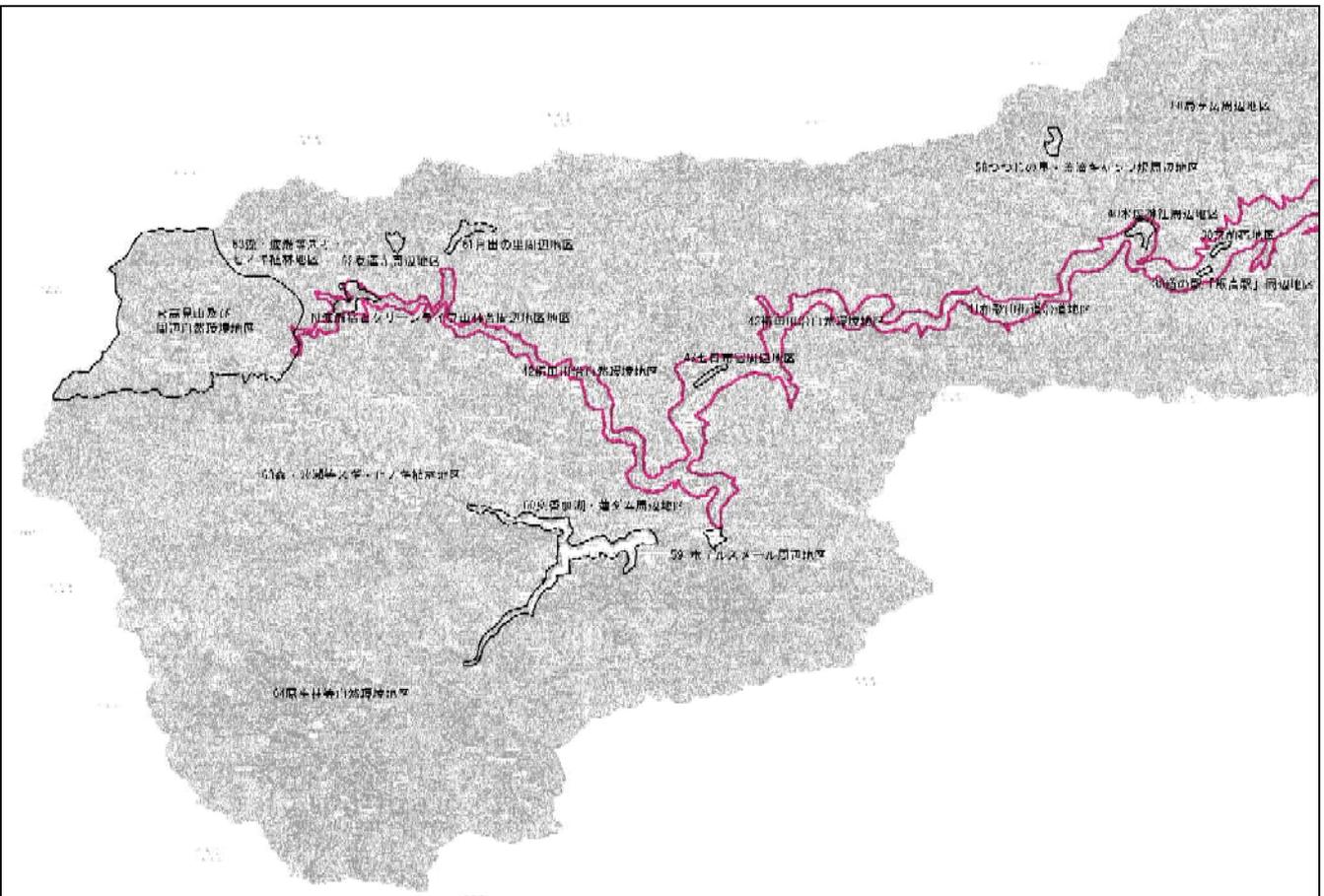
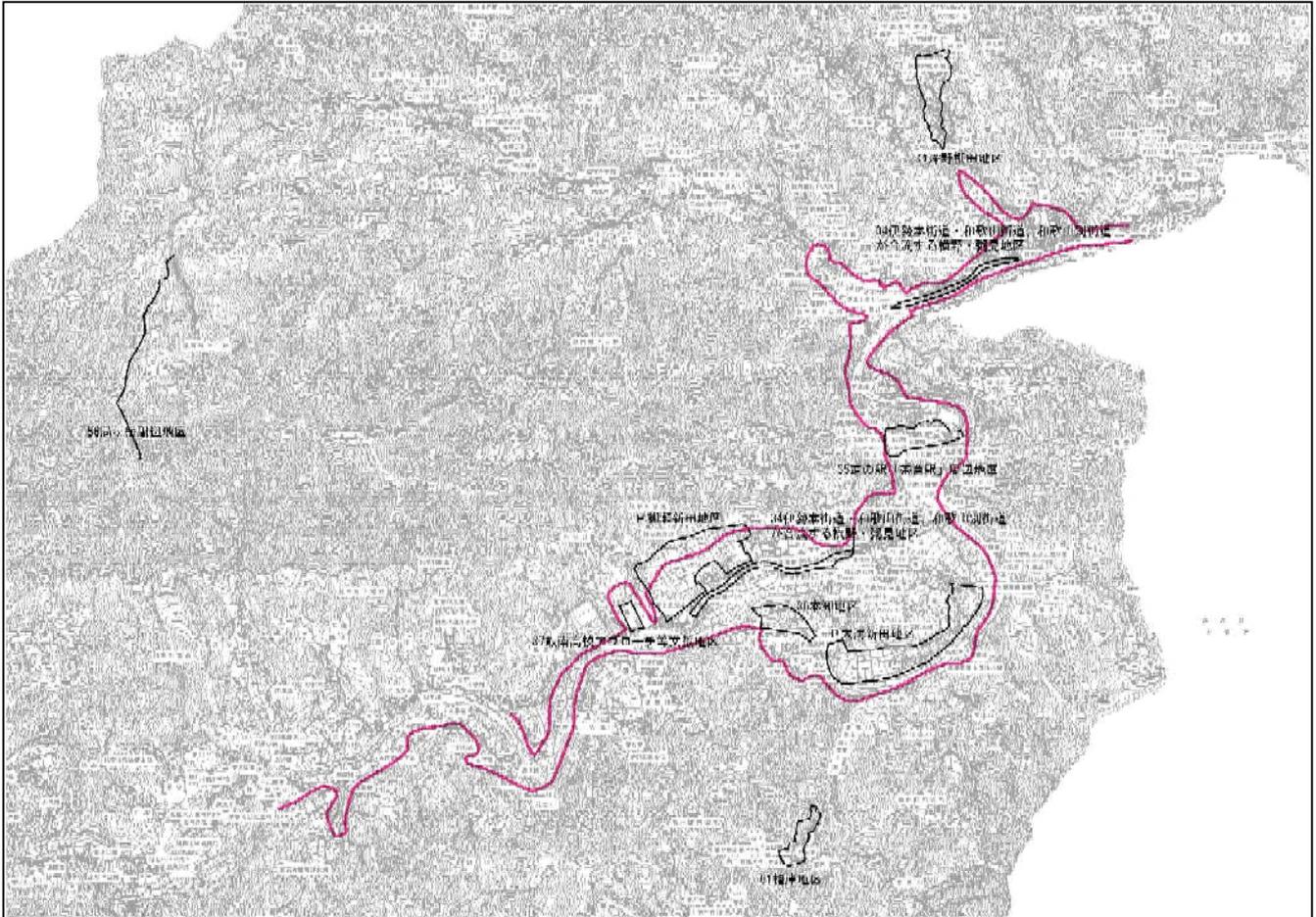
（※次頁以降「参考_景観形成上重要な地区位置図」参照）



□ 参考_景観形成上重要な地区位置図



□ 参考_景観形成上重要な地区位置図



松阪市景観計画

- 発行日／令和5年4月
- 発行／三重県松阪市
- 編集／松阪市 建設部 都市計画課

〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340-1

TEL 0598-53-4166

FAX 0598-26-9118